

久喜市総合振興計画（素案）

（平成24年5月18日現在）



久喜市
K U K I

目 次

序 論.....	3
第1章 総合振興計画の概要	3
1 総合振興計画の趣旨.....	3
2 計画の構成と計画期間.....	4
第2章 総合振興計画の前提	5
1 社会経済環境等の変化.....	5
2 本市の位置と地勢.....	8
3 本市の沿革	9
4 人口の推移	11
5 就業構造の推移.....	12
6 市民の意識と期待.....	13
(1) 居住地域の生活環境についての満足度.....	13
(2) 市政全般において充実してほしいもの.....	14
7 本市の特性と課題.....	15
(1) 地域コミュニティ分野.....	15
(2) 自然、環境分野.....	15
(3) 保健、医療、福祉分野.....	16
(4) 教育、文化、スポーツ分野.....	17
(5) 都市基盤分野.....	17
(6) 産業、経済分野.....	18
(7) 行財政分野.....	19
第1部 基本構想.....	23
第1章 将来像	23
1 基本理念	23
2 将来像	25
3 人口の推計	26
4 土地利用の方向性.....	27
(1) ゾーン別土地利用方針.....	27
(2) 土地利用構想図.....	28
5 大綱	29
(1) 『市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち』	29
(2) 『自然とふれあえる、環境に優しいまち』	29
(3) 『子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち』	29
(4) 『心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にするまち』	29
(5) 『安全で調和のとれた住みよい快適なまち』	30
(6) 『地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち』	30
(7) 『行財政を見直し、改革を進めるまち』	30

第2章 総合振興計画の実現に向けて	31
1 施策の体系	31
2 施策	32
(1) 市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち	32
(2) 自然とふれあえる、環境に優しいまち	34
(3) 子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち	35
(4) 心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にするまち	37
(5) 安全で調和のとれた住みよい快適なまち	39
(6) 地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち	41
(7) 行財政を見直し、改革を進めるまち	43

第2部 前期基本計画 47

1 リーディングプロジェクトの設定	47
2 リーディングプロジェクトの構成	47
3 リーディングプロジェクト	48
大綱1 市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち	53
1 コミュニティ活動の推進	53
2 協働のまちづくりの推進	55
3 人権の尊重	57
4 男女共同参画社会の実現	59
5 交流活動の推進	62
6 情報公開の推進	64
大綱2 自然とふれあえる、環境に優しいまち	66
1 自然環境の保全・創造	66
2 快適な生活環境の創造	68
3 美しい景観の形成	71
4 廃棄物処理の充実	73
5 地球環境問題への対応	75
大綱3 子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち	77
1 健康づくりの推進	77
2 地域医療体制の充実	81
3 子育て支援の充実	83
4 高齢者福祉の充実	86
5 障がい者（児）福祉の充実	89
6 地域福祉・地域ボランティアの充実	92
7 社会保障制度の充実	95
大綱4 心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にするまち	98
1 幼児教育の充実	98
2 学校教育の充実	102
3 高等教育機関との連携	107
4 青少年の健全育成	109

5	人権教育の推進	111
6	生涯学習の推進	113
7	歴史・文化の継承と活用	117
8	スポーツ・レクリエーション活動の充実	120
大綱5	安全で調和のとれた住みよい快適なまち	122
1	都市機能の整備	122
2	道路・公共交通の整備・充実	125
3	公園の緑化と水辺環境の保全	128
4	上下水道の整備	131
5	治水対策の充実	134
6	防災・消防体制の充実	136
7	防犯体制の強化	139
8	交通安全対策の充実	141
大綱6	地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち	143
1	農業の振興	143
2	工業の振興	146
3	商業の振興	148
4	観光の振興	150
5	勤労者福祉と就業支援の充実	153
6	消費生活の充実	155
大綱7	行財政を見直し、改革を進めるまち	157
1	行政改革の推進	157
2	健全な財政運営の確立	160
3	地方分権・広域行政の推進	162

序 論

序 論

第 1 章 総合振興計画の概要

1 総合振興計画の趣旨

今日、地方自治体は、急速に進展する少子高齢社会への対応、深刻化する地球環境問題への対応、長引く景気の低迷等による厳しい財政状況など、大きな潮流にさらされています。

さらには、地方分権の進展に伴い、地方自治体は自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していくことが求められ、そして、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う「地域主権」の確立が求められています。

こうした状況のもと、本市は、平成 22 年 3 月 23 日、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の合併により誕生しました。

これまで 1 市 3 町は、豊かな自然環境と地域独自の歴史や伝統を受け継ぎながら文化を育み、それぞれの総合振興計画において、将来像（将来都市像）を掲げ、特色のあるまちづくりを進めてきました。

合併にあたっては、将来を展望した長期的視野に立って、それぞれの総合振興計画等を生かしながら新市基本計画を策定しました。

新市基本計画では、新市の将来像を「豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市～人と愛、水と緑、市民主役のまち～」とし、新市が、埼玉県東部の中核都市として、すべての市民が安心して暮らせるまちづくり、次世代に誇りを持って継承できる新しいまちづくりの方向性を実現するための取り組みが示されています。

この新市基本計画を具現化するため、将来へ向けた本市のまちづくりの指針として久喜市総合振興計画を策定するものです。

この総合振興計画は、合併後の最初の計画として、新しい本市の均衡ある発展と一体性を速やかに確立するとともに、持続可能な発展が図れるよう将来を見据えた堅実な財政運営を目指し、市民参加と協働を念頭に策定します。

とりわけ、市民参加と協働については、今後の重要なまちづくりのテーマと位置づけ、自治基本条例に基づきそのあり方を追求していくこととします。

2 計画の構成と計画期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。

【基本構想、基本計画、実施計画の内容】

① 基本構想

本市の将来像とそれを実現するための政策の大きな方向性を明らかにし、基本計画及び実施計画の指針となるものです。計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。

② 基本計画

基本構想で定めた政策の大きな方向性に基づき、その姿を具体化、体系化する計画となります。具体的には、市の各部門の現状と課題、施策の体系、主要な事業、成果指標、協働の指針などを示します。

計画期間は、前期基本計画（平成25年度から平成29年度まで）と後期基本計画（平成30年度から平成34年度まで）のそれぞれ5年間とします。

③ 実施計画

基本計画で示した施策の中から実施していく施策や事業を具体的に示します。財政状況や諸情勢を考慮し、どの事業を、どのように実施していくかを明らかにし、毎年度の予算編成の指針となります。計画期間は、3年間とし、毎年度必要に応じた見直しを行います。

＜総合振興計画と新市基本計画の計画期間＞

		年 度														
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	
総合振興計画	基本構想					← 10か年 →										
	基本計画					← 前期基本計画 (5か年) →					← 後期基本計画 (5か年) →					
	実施計画					← 3か年 →			← 3か年 →			← 3か年 →				
新市基本計画						← 11か年 →										

第2章 総合振興計画の前提

1 社会経済環境等の変化

(1) 少子高齢・人口減少社会への対応

わが国の人口構造の少子高齢化は極めて急速に進んでいます。今後は、少子高齢社会に対する地域全体での積極的な対応が必要になります。

また、人口も減少傾向に入り、今後、本格的な人口減少社会に入ることが予想されています。

少子化という側面では、わが国の合計特殊出生率¹は1.39（平成22年）と先進国の中でも最も低い水準になっています。また、高齢化という面では、21世紀の半ばには、日本の総人口は約2割減少し、3人に1人が65歳以上となると予測されています。このような少子高齢社会の動きは、今後、さらに進むと予測され、福祉、教育、労働、社会保障など社会生活のあらゆる面での影響があると考えられます。

(2) 環境への配慮

地球温暖化をはじめとする地球環境問題は、持続可能な社会を創造していくうえで、解決すべき人類共通の課題であり、地球環境保全への人々の意識が高まっています。

現在の環境問題は、国や世代を超え、極めて幅広く、かつ、重要な問題として取り組みが進められ、低炭素社会²づくりが求められています。これらの取り組みには、市民・事業者・行政が一体となって協力し、市民一人ひとりのライフスタイル³からまちづくりまで、次世代に責任が持てる循環型⁴のまちづくりの推進が必要です。

(3) 経済の低成長化

バブル経済の崩壊後、右肩上がりの経済成長が終わり、日本は実質経済成長率1%台にみられるように経済基調そのものが低成長へと移行しています。このような低成長を前提とした、様々な社会の仕組みの見直しが必要になります。

¹合計特殊出生率：一人の女性が一生に産む子供の平均数。

²低炭素社会：地球温暖化の緩和を目的として、その原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出が少ない社会を構築すること。

³ライフスタイル：生活の様式・営み方。

⁴循環型：一度使用したものを再使用するなど環境への影響を最小限にすること。

また、この間、社会・経済のグローバル化⁵などが進んだことにより、世界経済の動向の影響を受けやすくなり、景気や雇用情勢の先行きは不透明な状況になっています。

今後は、景気の回復に向けて、内需拡大や雇用不安の解消が必要であり、地域レベルにおいても、地域それぞれの幅広い資源、各地域のニーズを生かした様々な産業活動、企業活動が求められています。

(4) 防災への取り組み

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、東北地方を中心にこれまで経験したことのない甚大な被害をもたらしました。

また、この地震・津波による原子力発電所事故は、放射能漏れを引き起こし、住民避難・電力危機・風評被害など複合的な被害を発生させました。

本市でも震度5強を観測し、南栗橋地区に液状化現象が起きるなど、大きな被害を受けました。

特に防災への取り組みとしては、今回の災害から得られた知見を、今後の地震対策への備えとして生かしていかなければなりません。

都市基盤の整備をはじめ、災害に強いまちづくりに向けて、自主的な防災組織の育成や防災体制のあり方、被災者支援のあり方など、幅広い防災対策の見直しが求められます。

(5) 地方分権の進展

わが国では、従来の国と地方の中央集権的な関係から、地方自治体へ向けた権限移譲が進んでおり、こうした制度の変化に対する積極的な対応が必要となっています。

これまで、地方分権改革⁶については、地方分権推進法（平成7年5月施行）や地方分権一括法（平成12年4月施行）により「第一次地方分権改革」が行われ、さらに平成の大合併や「三位一体の改革⁷」などが推進されてきました。

しかし、国から地方への権限移譲や税財源の移譲など、さらなる改革が求められ、平成23年4月に「地域主権改革⁸関連3法」が国会で可決成立し、さらに、同年8月には、義務付け・枠付けの見直しに加え、都道府県から市町村へ

⁵グローバル化：これまで存在した国家、地域などタテ割りの境界を超え、地球が1つの単位になっていく流れやその過程。

⁶地方分権改革：自治体を自立した「地方政府」にするため、中央政府が握る権限や財源を移していく改革。

⁷三位一体の改革：国支出金の削減、地方交付税の縮小、地方への税源移譲を一体的に進める改革。

⁸地域主権改革：地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指す改革。

の権限移譲を行う第2次地域主権改革一括法が成立しました。

このことにより、これまで以上に地方自治体及び地域住民が、自らの判断と責任のもと、政治・経済・社会・文化などのあらゆる面において、自主的で個性あるまちづくりを進められるようになり、地方自治体を取り巻く枠組みが大きく変わろうとしています。

(6) 国・地方を通じた厳しい財政状況

国及び地方の財政は、長引く景気低迷による税収不足や高齢化等に伴う社会保障費の増大などの要因により基礎的財政収支⁹では財源不足が続き、長期債務残高も増大し続けています。このため、国や都道府県、市町村それぞれが行政改革に積極的に取り組んでいます。しかし、少子高齢化がさらに進んでいくと、労働力人口が減少し、税収等はますます少なくなる一方、医療費や介護費、年金などの社会保障費は、今の制度を前提にすれば、今後20年間で50兆円程度増えると予想されています。このように、国や地方の財政は、今後、一層厳しくなることが見込まれます。本市においても、社会保障費等の増加により、今後、財政運営が厳しさを増すことが考えられますので、選択と集中により真に必要な施策に焦点をあてて実施することが求められています。

⁹基礎的財政収支：政府会計において、過去の債務に関わる元利払い以外の支出と、公債発行などを除いた収入との収支である。プライマリー・バランスともいう。

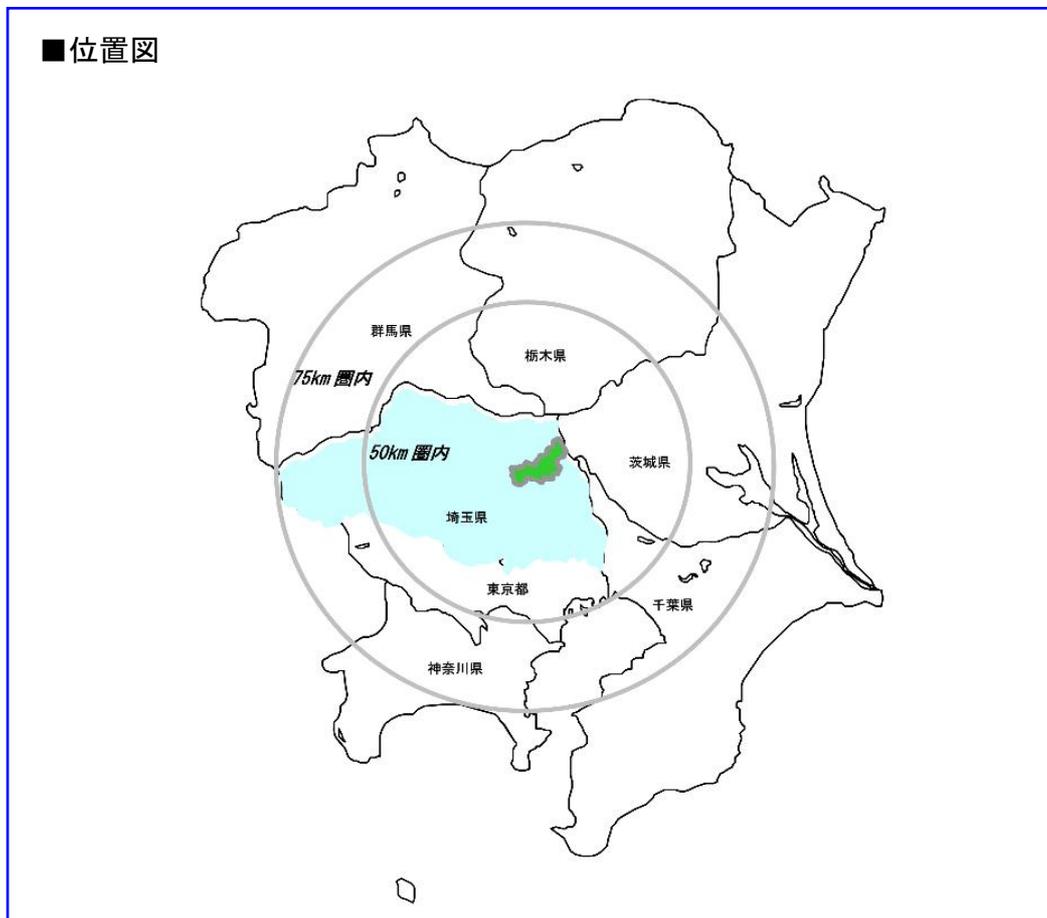
2 本市の位置と地勢

本市は、関東平野のほぼ中央に当たり埼玉県の一部に位置し、都心まで 50 km 圏にあります。東は幸手市及び茨城県五霞町、南は杉戸町、宮代町、白岡町及び蓮田市、西は鴻巣市及び桶川市、北は加須市及び茨城県古河市にそれぞれ接しています。面積は 82.4km²、市域は東西約 15.6km、南北約 13.2km です。

地形は、おおむね平坦で標高は 8~14m のやや西高東低の緩やかな勾配をなしており、台地や自然堤防などの微高地と後背湿地や旧流路跡などの低地からなっています。また、利根川、中川、青毛堀川、元荒川、葛西用水路及び見沼代用水等の多くの河川や用水路に恵まれています。

気候は、夏は高温多湿、冬は低温乾燥で、内陸性の太平洋側気候に属しています。

市内には、南北方向に久喜インターチェンジを擁す東北縦貫自動車道（以下「東北道」という。）、国道 4 号及び国道 122 号が縦断し、東西方向に白岡菖蒲インターチェンジを擁す首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という。）及び国道 125 号が横断しています。また、鉄道は、南北方向に J R 宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線が縦断し、3 路線あわせて 7 つの駅を擁しており、広域的な交通利便性に恵まれています。



3 本市の沿革

本市に人の足跡があらわれるのは、旧石器時代（約 35,000 年～15,000 年前）のことです。台地にある九宮^{きゅうみや}2遺跡^{2 いせき}や足利遺跡などで、この時代の石器が発見されています。人々が住みはじめたのは、縄文時代前期（約 7,000 年～5,500 年前）のことで、高輪寺遺跡^{こうりんじいせき}や鷲宮神社境内遺跡で住居の跡が検出されています。その後、神ノ木^{かみのき}2遺跡^{2 いせき}では、100 軒以上を越す住居の跡が確認され、多くの人々が暮らしていた様子が伺えます。また、地獄田遺跡^{じごくたいせき}ではさまざまな遺物が大量に見つかっています。

古墳時代に入ると、元荒川沿いに前方後円墳である天王山塚古墳^{てんのうやまつかこふん}を中心とした古墳群が形成され、この地域に大きな政治勢力があったことを想定させます。

鎌倉時代には、幕府の歴史書である『吾妻鏡』に鷲宮神社がたびたび登場し、幕府ゆかりの有力な神社に加えられていきました。これは、この地に利根川水系の河川が集中する肥沃な土地であるとともに、河川交通の要として重要な地域であったからです。鷲宮神社は、その後も各時代の権力者の信仰を集めました。

戦国時代、古河に拠点を置いた古河公方足利氏の勢力下となります。その関係もあり、古河公方第二代政氏が移り住んだ甘棠院、古河公方の家臣であった佐々木氏が築いた菖蒲城など市内には古河公方ゆかりの多くの史跡や文化財が残されています。

江戸時代になると、五街道の一つである日光道中が整備され、その宿場である栗橋宿が成立しました。栗橋宿には本陣、脇本陣が置かれ、宿場の両側には旅籠や商家など 400 軒を超える家並みが続く大きな宿場町として栄えました。また、利根川を通行する人や貨物の取調べを行う栗橋関所（正式には「房川渡中田御関所」^{ぼうせんわたしなかたおんせきしよ}）という。）が設けられました。栗橋関所は交通の要衝地として重視され、江戸時代通じて江戸北方の警護を担っていました。

明治時代になると、鉄道が敷かれ、東北本線久喜駅や栗橋駅、東武伊勢崎線久喜駅や鷲宮駅などが設置されました。その後昭和期に入ると、東武鉄道栗橋駅、南栗橋駅や東北本線東鷲宮駅が設置されるとともに、駅を中心とした土地区画整理事業など住宅開発が進み、首都東京の近郊都市として発展してきました。

昭和 40～50 年代には、東北道久喜インターチェンジが開通し、交通の利便性に恵まれた地域となったことから、久喜菖蒲工業団地などの造成が進められるなど、産業都市としても発展しています。

近年においては、東北道と圏央道を結ぶ久喜白岡ジャンクションや圏央道の白岡

菖蒲インターチェンジも開通するなど、交通の要衝地として一層の発展が見込まれています。

行政区画については、明治時代の廃藩置県や明治の大合併を経て、昭和の大合併を迎えると、昭和29年7月1日、久喜町、太田村、江面村、清久村が合併して、人口21,982人の新たな久喜町が誕生し、現在の久喜地区が形成され、その後、昭和46年10月1日に市制が施行されました。

昭和29年9月1日、菖蒲町、小林村、三箇村、栢間村及び大山村大字上大崎が合併し、人口17,034人の新たな菖蒲町が誕生し、現在の菖蒲地区が形成され、昭和30年1月1日、鷲宮町と桜田村（大字中川崎・大字下川崎除く）が合併し、人口8,836人の新たな鷲宮町が誕生し、現在の鷲宮地区が形成され、昭和32年4月1日、栗橋町、静村、豊田村が合併して、人口12,609人の新たな栗橋町が誕生し、現在の栗橋地区が形成されました。

本市の合併前の1市3町は、都心まで50km圏に位置する良好な居住空間を有する都市として発展するとともに、それぞれの特色を生かしたまちづくりを行っていました。

平成の大合併が進む中、平成22年3月23日、久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷲宮町の合併により、人口157,038人を擁する新たな久喜市が誕生し、埼玉県東北部の中心都市として一層の発展とその役割が期待されています。



4 人口の推移

本市の人口は、平成24年1月1日時点で、156,315人（住民基本台帳人口及び外国人登録¹⁰人口の合計）であり、埼玉県人口の2.1%を占め、県内39市中第12番目の人口規模を持つ都市です。年少人口（15歳未満）は18,951人、構成比は12.1%であり、埼玉県全体の年少人口構成比13.3%よりやや低くなっています。年少人口の構成比は低下傾向にあり、本市の合計特殊出生率は1.05（平成21年）となっており、少子化が進んでいます。一方、高齢者人口（65歳以上）は33,571人、高齢化率は21.5%であり、埼玉県全体の高齢化率20.6%をやや上回っています。

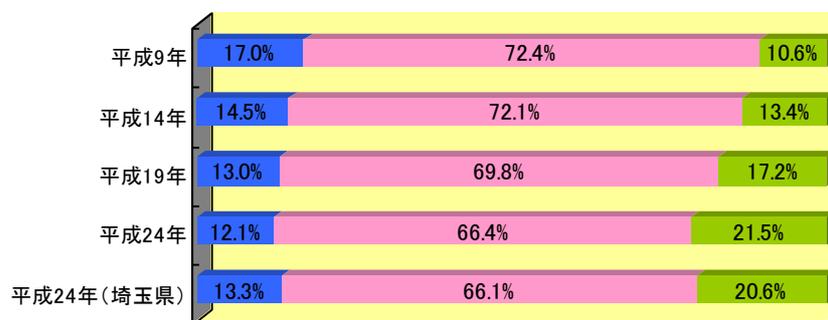
なお、平成24年では、本市の人口は、平成19年と比較して1,223人（0.8%）の減少となっています。

■人口の推移

（単位：人、％）

項目 \ 年	平成9年	平成14年	平成19年	平成24年
総人口	155,156	156,942	157,538	156,315
年少人口 （14歳以下）	26,360 (17.0%)	22,762 (14.5%)	20,524 (13.0%)	18,951 (12.1%)
生産年齢人口 （15歳～64歳）	112,385 (72.4%)	113,176 (72.1%)	109,909 (69.8%)	103,793 (66.4%)
老年人口 （65歳以上）	16,411 (10.6%)	21,004 (13.4%)	27,105 (17.2%)	33,571 (21.5%)

※各年1月1日現在 住民基本台帳人口



※本市の人口の平成9年から平成19年までは、本市を構成する旧久喜市、旧菖蒲町、旧栗橋町及び旧鷲宮町のデータを合算しています。

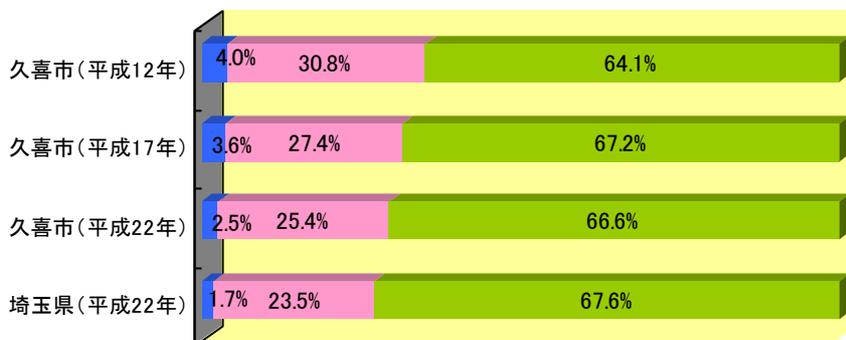
¹⁰ 外国人登録：外国人登録制度は、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日施行されたことに伴い、廃止となりました。

5 就業構造の推移

平成22年国勢調査の本市の就業者人口は75,036人となっています。第一次産業（農林漁業）は1,871人で2.5%、第二次産業（鉱業、建設業、製造業）は19,034人で25.4%、第三次産業（卸売・小売業、サービス業など）は49,965人で66.6%であり、埼玉県と比較すると、わずかに第一次産業と第二次産業の構成比が高くなっています。近年、第一次、第二次産業就業人口の構成比が低下し、第三次産業就業人口の構成比が増加しています。

■産業別就業者人口の推移（括弧内は構成比）

	平成12年	平成17年	平成22年
総就業者人口	76,952人	76,970人	75,036人
第一次産業	3,054人 (4.0%)	2,759人 (3.6%)	1,871人 (2.5%)
第二次産業	23,707人 (30.8%)	21,067人 (27.4%)	19,034人 (25.4%)
第三次産業	49,298人 (64.1%)	51,691人 (67.2%)	49,965人 (66.6%)



出典：国勢調査 なお、総就業者人口には、分類不能の産業の就業者人口を含む。

6 市民の意識と期待

総合振興計画策定にあたり、市民の考えや意見を反映させるために、平成 22 年 12 月、本市の住民基本台帳から 3,000 人（男性、女性それぞれ 1,500 人）を無作為に抽出し、郵送による方法で市民意識調査を実施しました。回収状況は、有効回収数 1,566 件、回収率 52.2%でした。その主要な結果は以下のとおりとなっています。

(1) 居住地域の生活環境についての満足度

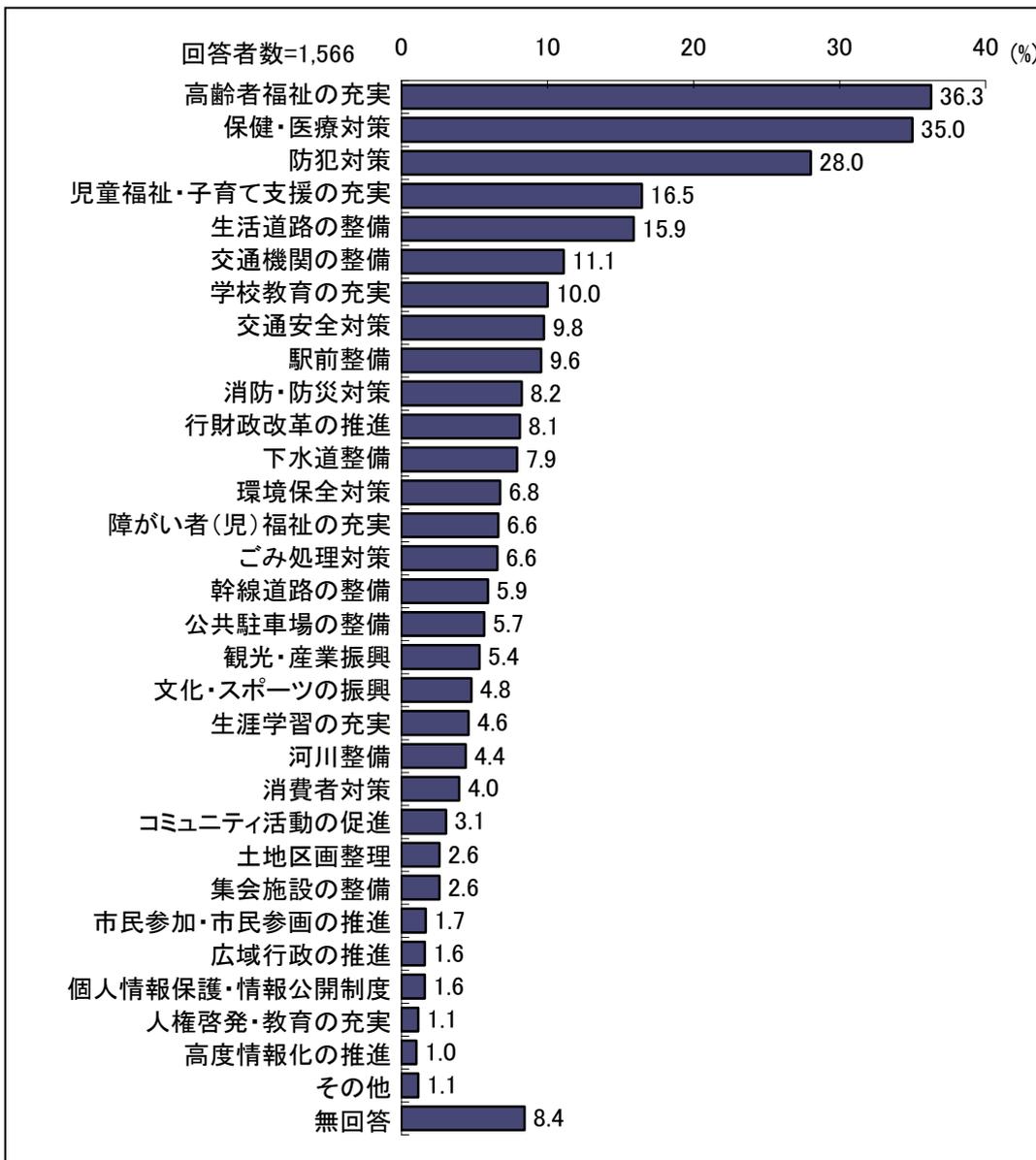
居住地域の生活環境の満足度をみると、「満足」と「まあ満足」をあわせた“満足”との回答が最も多いのは「ごみの収集・処理の状況」（56.9%）でした。次いで、「買い物の利便性」（48.0%）、「家の前など身近な生活道路」（46.0%）、「下水道の整備状況」（44.5%）、「通勤・通学の利便性」（44.3%）が続いています。

一方、「不満」と「やや不満」をあわせた“不満”との回答が最も多かったのは「街灯などの防犯施設」（42.5%）であり、以下「救急医療体制・医療施設の整備状況」（39.0%）、「交通の利便性（鉄道・バスなど）」（36.0%）、「交通の安全性（ガードレール・信号など）」（34.9%）、「公園や広場などの身近な公共空間」（33.5%）、「家の前など身近な生活道路」（33.5%）、「水害・地震等の災害に対する安全性」（33.4%）が続いています。

項目	回答者数=1,566 (%)					
	満足	まあ満足	どちらとも言えない	やや不満	不満	無回答
ごみの収集・処理の状況	10.3	46.6		23.4	11.6	4.14.2
買い物の利便性	9.6	38.4		20.4	17.0	11.0 3.6
家の前など身近な生活道路	9.1	36.9		16.5	19.3	14.2 4.0
下水道の整備状況	10.9	33.6		28.9	10.9	11.3 4.5
通勤・通学の利便性	8.8	35.5		25.7	14.6	9.9 5.5
交通の利便性(鉄道・バスなど)	8.5	32.2		18.8	18.5	17.5 4.5
公園や広場などの身近な公共空間	7.5	32.8		21.5	19.3	14.2 4.8
緑や水辺など自然環境の豊かさ	7.2	32.2		29.9	17.5	8.5 4.7
景観・街並みの美しさ	5.8	29.6		34.4	16.2	9.3 4.8
災害時の避難場所や避難路	4.5	26.9		40.9	15.6	7.6 4.4
生活排水路や農業用排水路	4.8	25.2		42.8	12.3	9.5 5.4
交通の安全性(ガードレール・信号など)	3.0	26.3		31.0	24.0	10.9 4.8
街灯などの防犯施設	3.6	24.6		25.0	26.7	15.8 4.2
消防施設の整備状況(防火水槽、消火栓など)	4.0	22.1		49.2	14.2	5.4 5.2
救急医療体制・医療施設の整備状況	2.7	17.1		36.8	24.6	14.4 4.3
水害・地震等の災害に対する安全性	2.2	15.5		44.2	22.9	10.5 4.7

(2) 市政全般において充実してほしいもの

市政全般において充実してほしいものとしては、「高齢者福祉の充実」(36.3%)、「保健・医療対策」(35.0%)、「防犯対策」(28.0%)の3つが上位にあげられています。続いて、「児童福祉・子育て支援の充実」(16.5%)、「生活道路の整備」(15.9%)などがあげられています。



7 本市の特性と課題

(1) 地域コミュニティ分野

【特性】

市民と行政が一体となったまちづくりが進められています。これまで行政の計画策定等において、ワークショップ¹¹や市民意見提出制度¹²をはじめとした市民参加型の計画づくりが定着してきています。

また、花によるまちづくりや環境保全、福祉活動等の市民ボランティアによる活動が活発に行われています。

さらに各地区では郷土芸能、祭礼等の維持・継承や福祉、スポーツ、青少年健全育成等の多彩な活動が行われています。

【主要課題】

- ① 町内会や自治会等の地縁的コミュニティ¹³に加えて、ボランティア団体やNPO¹⁴法人等の活動が活発化しており、こうした新たなコミュニティ活動を積極的に支援していくことが必要です。
- ② 市民がまちづくりなどに積極的に参加できるように、行政の情報公開や情報発信を充実させ、市民と行政の協働のまちづくりを進めていくことが求められています。

(2) 自然、環境分野

【特性】

本市は、関東平野のほぼ中央に位置し、市域全体が平坦な地形になっています。自然資源として、豊かな水辺、緑空間、特に、利根川、中川、青毛堀川、備前堀川、野通川及び元荒川等の河川や、葛西用水、見沼代用水をはじめとする用水路等の水系、屋敷林、農地などの緑豊かな景観があります。

現在、環境問題への活発な取り組みが行われています。市民を中心とした生ごみの堆肥化等のリサイクルや環境マネジメントシステム¹⁵の導入などが積極的に行われています。

¹¹ワークショップ:さまざまな立場の人々が自ら参加して、課題等を解決するための共同作業とその総称。

¹²市民意見提出制度(パブリックコメント):市の機関が施策の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表した上で、これに対する市民からの意見を求め、提出された意見を考慮し、意思決定を行うとともに、意見に対する考え方を公表する制度。

¹³コミュニティ:英語で、「共同体」を意味する語に由来。人々の参加とふれあいに支えられた地域社会。

¹⁴NPO(Non-Profit Organization):営利を目的としないで、福祉の増進や文化・芸術振興、環境保全など様々な課題に、市民が自主的、自発的なボランティア活動や社会貢献活動を行う団体。

¹⁵環境マネジメントシステム:環境保全に向けて、企業・事業所等の組織が、環境への負荷を低減していくための「方針・計画」を立てて、それを「実行」し、その達成度を「測定・評価」し、結果をもとに「見直し・改善」することで、新たな目標に取り組んでいこうという仕組みのこと。

【主要課題】

- ① 緑のネットワーク化等により都市の自然や良好な景観の保全と創造を図り、豊かさや美しさを実感できるまちづくりが期待されています。
- ② 水質汚濁、大気汚染及び騒音等による生活環境の悪化を未然に防止するため、公害防止対策や環境意識の啓発活動とともに、一般家庭で取り組むことのできる環境保全活動の普及が求められています。
- ③ 新エネルギー¹⁶の活用やごみの減量化、資源物リサイクルの推進などを市全体で取り組み、資源循環型の地域社会を構築していくことが求められています。

(3) 保健、医療、福祉分野

【特性】

市内には、8か所の病院、64か所の一般診療所があり、そのうち6か所に救急病院の指定がされています（平成24年4月1日現在）。8か所の病院の中には、県内8番目の第三次救急医療¹⁷を担う救命救急センターの指定を目指す埼玉県済生会栗橋病院や、平成23年4月に開院したJA埼玉県厚生連久喜総合病院があります。さらに、県の地域医療再生計画による小児科中核拠点病院として、平成24年7月に新築移転した土屋小児病院などがあり、医療の充実が図られている地域となっています。

また、様々な健康福祉サービスが提供されています。代表的なものとしては、地域の福祉活動の拠点であるふれあいセンター久喜のほか、高齢者福祉センター「いきいき温泉久喜」、菖蒲老人福祉センター、健康福祉センター「くりむ」及び鷺宮福祉センター等の福祉施設、さらに、児童センター、しょうぶ会館（児童館）、鷺宮児童館、久喜地域子育て支援センター「ぽかぽか」、栗橋コミュニティセンター内の栗橋地域子育て支援センター「くぶる」及び鷺宮地域子育て支援センター等の児童福祉施設があげられます。

【主要課題】

- ① 「かかりつけ医」制度の浸透を図るとともに、医療機関相互の連携による体制を充実し、安心できる地域医療体制を整えることが求められています。

¹⁶新エネルギー：公的には日本における新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）において「新エネルギー利用等」として定義され、同法に基づき政令で指定されるものを指す。現在、政令により指定されている新エネルギーは、バイオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などであり、すべて再生可能エネルギーである。

¹⁷第三次救急医療：重篤な救急患者に対応する医療。

- ② 誰もが暮らしやすいまちづくりを目指し、子育てや子育てと仕事が両立できる支援、高齢者や障がい者（児）支援等の強化が求められています。

（４）教育、文化、スポーツ分野

【特性】

市内には文化会館、郷土資料館、図書館、公民館及び各種スポーツ施設などがあり、それらを中心に生涯学習としての文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動が盛んに行われています。また、東京理科大学経営学部、県立高等学校及び久喜看護専門学校や県立久喜図書館などの多様な教育機関も立地し多彩な活動を行っています。

さらに、歴史的資源として数多くの有形、無形の文化財が存在します。代表的なものとして、甘棠院、天王山塚古墳、栗橋関所跡、鷲宮神社及び関東神楽の源流といわれる国指定重要無形民俗文化財「鷲宮わしのみやさきいばらかぐら催馬楽神楽」などがあります。

【主要課題】

- ① 教育内容の充実等を図り、良好な教育環境を整備するとともに、学校・家庭・地域が連携し一体となって、子どもたちの健やかな成長を見守ることが必要です。
- ② 市民が生きがいを持って暮らすことができるように、多彩な生涯学習やスポーツ・レクリエーション等の機会を提供することが必要です。
- ③ 市内に数多く遺されている貴重な歴史的資源としての文化財や魅力ある伝統行事など、郷土の文化や伝統を受け継ぎ、次世代へ確実に継承していくことが求められています。

（５）都市基盤分野

【特性】

市内には、東北道の久喜インターチェンジ、圏央道の白岡菖蒲インターチェンジ、国道４号、国道１２２号及び国道１２５号並びに主要地方道さいたま栗橋線、川越栗橋線及び春日部久喜線などがあり、交通利便性に恵まれています。今後、（仮称）菖蒲パーキングエリアが開設される予定です。

また、鉄道による交通利便性にも恵まれています。ＪＲ宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線が縦断し、久喜駅、東鷲宮駅、栗橋駅、鷲宮駅及び南栗橋駅が立地し、さらに、新しいまちづくりへ向けて、清久工業団地周辺地区、栗

橋駅西地区などで土地区画整理事業が進められています。公園については、総合運動公園や弦代公園、県営の久喜菖蒲公園や権現堂公園などの大規模公園等も整備されています。

【主要課題】

- ① 市の一体性を図るため、市内の円滑な移動を支える道路網の充実が必要です。
- ② 恵まれた自然環境と優れた交通条件を兼ね備えた特性を生かし、環境保全と開発が共生するバランスのとれた土地利用を図ることが必要です。
- ③ 高齢者や子ども、障がい者（児）や外国人など誰にとってもやさしく住みやすいユニバーサルデザイン¹⁸に配慮することが必要です。
- ④ 東日本大震災の教訓を生かし、市民の防災意識普及・啓発や自主防災組織の育成・支援などに努めるとともに、防災体制や被災者支援のあり方など、幅広い防災対策の充実に努め、災害に強いまちづくりが求められています。
- ⑤ 市民の防犯意識の向上や防犯体制の強化が求められています。

（6）産業、経済分野

【特性】

農業分野では、米、野菜、いちご、なし及び花き等を生産する都市近郊型農業¹⁹が進められています。

工業分野では、久喜菖蒲工業団地、清久工業団地及び鷲宮産業団地等の工業団地のほか、菖蒲北部地区や菖蒲南部産業団地などの産業拠点の形成が図られています。

商業分野では、久喜駅、栗橋駅及び鷲宮駅等を中心とした既存商業地域及び幹線道路沿いに多くの大規模商業施設の出店が進められています。

【主要課題】

- ① 産業振興全般の課題として、後継者の育成や生産者・消費者双方にとって魅力ある産業へ発展させるための振興策が求められています。
- ② 農産物の地産地消の推進や新たな流通経路の確保、交通の利便性など、地の利を生かした企業誘致の推進及び大規模商業施設と共存できる商店街の活

¹⁸ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力のいかに問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。

¹⁹都市近郊型農業：都市近郊の農業一般を意味し、大消費地に近い農業地域、都市の生産緑地、市民農園などにおいて営まれる農業を包含する概念。都市型農業は住民に新鮮で安全な農産物を供給するとともに、水や緑、自然空間の提供により環境や景観を維持し、ゆとりやうるおいを提供する貴重な役割を担っている。

性化策が必要です。

- ③ 水辺、花、祭り及び神社等の特徴ある地域資源を生かし、集客力のある多様な観光振興策が期待されています。

(7) 行財政分野

【特性】

本市は、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに適切に対応するため、「選択と集中による市民の目の高さの市政の実現」を基本目標とする行政改革大綱・行政改革実施計画を策定するとともに、職員の定員管理や職員給与の適正化等を実施し、健全な財政基盤の確立と組織・機構のスリム化に取り組み、持続可能な発展が図れるよう将来を見据えた堅実な行政運営の実現に努めています。

また、市民サービスの向上を目指して、日曜開庁の開設や総合窓口化等にも取り組んでいます。

さらに、事務事業の見直しを図り、簡素で効率的な行財政システムを確立するため、行政評価に取り組むとともに、市民サービスのさらなる向上にむけ、民間のノウハウを活用する指定管理者制度²⁰を積極的に導入するなど、地方分権時代に対応した行政運営に取り組んでいます。

【主要課題】

- ① 地方分権時代に対応し、将来にわたり、自立的かつ持続的に発展していくためには、行財政力の一層の強化が不可欠です。
- ② これまで行政が担ってきた仕事の一部を地域や民間に移行するなど、事務事業の効率化や民間活力の導入を図り、行政組織のスリム化に努め、行政改革をさらに進める必要があります。
- ③ 多彩な公共施設を有する特性を生かし、地域バランスや財政負担の軽減等に配慮し、施設を再編するなど、有効活用を検討することが求められています。

²⁰指定管理者制度：民間企業の経営ノウハウの活用、住民サービスの向上、経費削減などを目的として、民間企業等による公共施設の管理運営を可能とした制度。

基本構想

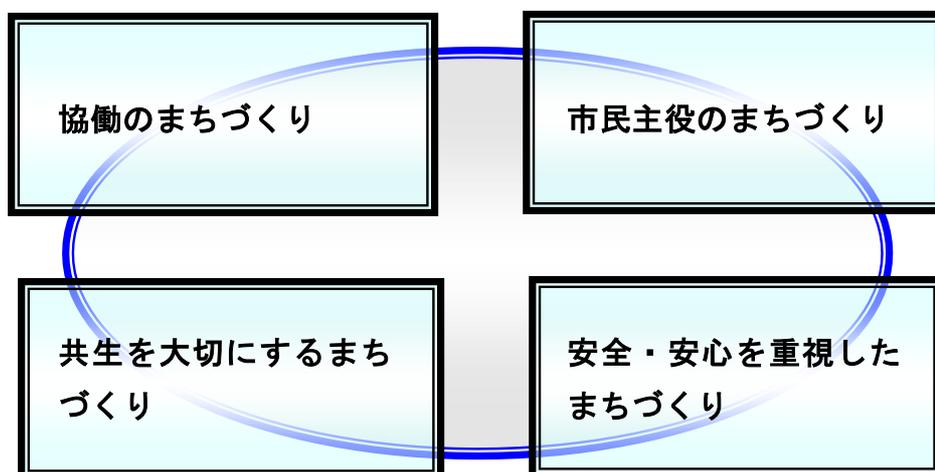
第1部 基本構想

第1章 将来像

1 基本理念

社会経済環境の変化、市民の意識と期待、本市の特性と課題等を踏まえ、市民や地域の主体性、創造性が発揮され、個性豊かな地域づくりが推進されるように、新しい時代に対応する本市のまちづくりの基本理念を次の四つに整理します。

【まちづくりの基本理念】



■協働のまちづくり

財政状況が逼迫する一方、地域の課題がますます多様化する状況にあって、市民生活のさまざまなニーズに、行政のみがサービスを提供し、きめ細やかに応えていくことにも限界があります。そこで、市民の多様なニーズに対応していくためには、市民が市民サービスの担い手となり、課題解決に向け協力しあうことを通じて、質の高いサービスの提供が可能になると考えられます。つまり、「公共をつくっていく」ことに市民の皆さんが主体的にかかわることで、参加する人や地域に暮らす人々の満足度を高めることにつながっていくと考えられるからです。

このため、市民、各種団体、企業など地域のあらゆる関係者が、自らのまちに関心を持ち、市民及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任により、協力し合って公共的な課題解決に取り組む「協働」の考え方に基づいたまちづくりを進めます。

■市民主役のまちづくり

将来のビジョンを市民とともに、市の組織全体が共有化し、その明確化された目標を目指して進んでいくことが必要です。

このため、市民の自主的な活動を支援し、常に市民の目線に立ったまちづくりに取り組み、市民が住んで良かったと実感できるまちの実現に向けて、「市民主役」に視点をおいたまちづくりを進めます。

■共生を大切にするまちづくり

本市は、自然資源として、緑豊かな空間を保有しており、さらには、市民の環境問題への活発な取り組みが行われています。現存する自然環境を保全し、次代に継承して、水辺や緑を生かした田園環境と都市的環境が共存するまちを築くことが大切です。

また、心豊かに暮らせるまちの実現に向けて、価値観や国籍などの違いを超え、市民が人権を尊重し互いに認め合い、ともに助け合う「多文化共生」の考え方に基づいたまちづくりが求められています。

このため、自然と人、人と人の「共生」を大切にするまちづくりを進めます。

■安全・安心を重視したまちづくり

東日本大震災や集中豪雨による災害は、ひとたび大地震や水害に見舞われれば、大惨事にまで発展しかねない危険性を有していることを教えてくれました。

また、近年多発している事故や犯罪も、市民の暮らしの安全を脅かしています。しかし、私たちには、自然災害や事故、犯罪がもたらす被害からまちを守り、誰もが安心して暮らすことのできるまちとして、後の世代に継承していく使命があります。

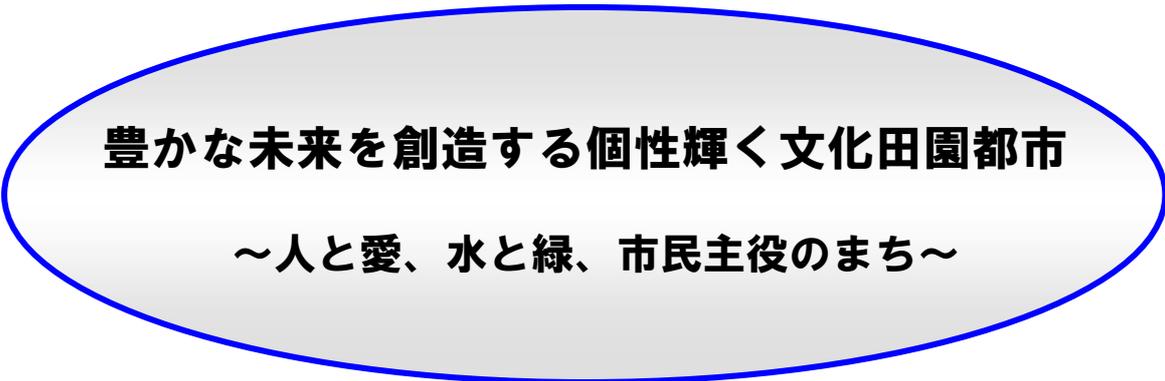
このため、市民の健康、生活、財産等を守り支える多彩な仕組みを地域社会や行政が協力して整え、誰もが笑顔で暮らせるまちの実現に向けて、「安全・安心」を重視したまちづくりを進めます。

2 将来像

本市は、水と緑に恵まれた田園景観と良好な生活環境を備えるとともに、鉄道、高速道路及び幹線道路等の交通利便性にも優れています。加えて、東北道と圏央道のジャンクション及びインターチェンジの開設に伴い、本市は首都圏の中でも有数の交通結節点となり、埼玉県東北部の拠点都市としてさらなる発展が期待されます。

本市は、これまで豊かな自然環境と地域独自の伝統や文化を育み、受け継いできました。これからも、まちづくりの四つの理念をもとに、保有する様々な地域資源を生かして新しい価値を創り出し、市民の誰もが誇りに思える郷土を築いていきます。また、次代を担う子どもたちが、大きな夢を描き、飛躍することができるまちづくりを進めていきます。

将来の広がる可能性を信じて、本市の目指す将来像を次のとおり定めます。



豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市
～人と愛、水と緑、市民主役のまち～

「豊かな未来を創造する」は、心豊かで、満足度の高い暮らしを実現していく将来への期待を表現しています。

「個性輝く」は、本市が県東北部の拠点としての優位性を発揮するとともに、人と人のつながりを尊重し、暖かいパートナーシップを発揮して、「共生・協働」の都市として発展していく期待を表現しています。

さらに「文化田園都市」は、地域の歴史や伝統文化を継承し、本市の特長である田園と都市が共存し、調和のとれたまちを築いていくことを表現しています。

3 人口の推計

全体として、人口数はゆるやかな減少傾向で推移することが想定され、これに対し、年少人口比率は減少し、高齢化率は増加することが想定されます。

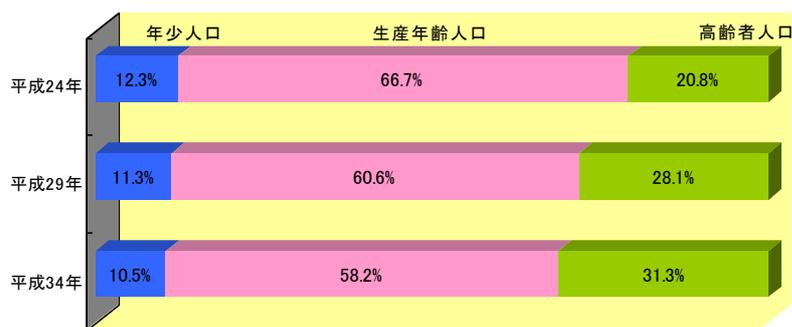
本構想では、子育て支援の充実、産業の振興、雇用の確保、福祉・教育の充実、居住環境の保持・増進などの施策を積極的に講じ、定住の促進に最大限つなげ、総人口は、平成34年において150,600人とします。

総人口は、平成24年値と比較すると、平成34年値は96.3%となる見込みです。

■人口の目標

(単位：人、%)

項目 \ 年	平成24年	平成29年	平成34年
総人口	156,315	153,930	150,600
年少人口 (14歳以下)	18,951 (12.3%)	17,880 (11.3%)	16,920 (10.5%)
生産年齢人口 (15～64歳)	103,793 (66.7%)	93,980 (60.6%)	87,920 (58.2%)
老年人口 (65歳以上)	33,571 (20.8%)	42,070 (28.1%)	45,760 (31.3%)



※実施手法

平成9年から平成24年までの住民基本台帳人口及び外国人登録人口（各年1月1日現在）の値を分析することで、平成34年までの総人口推計を行いました。推計にあたっては、平成9年から22年までは、本市を構成する旧久喜市、旧菖蒲町、旧栗橋町及び旧鷺宮町のデータを合算しています。推計方法は、コーホート変化率法を用い、平成34年については、推計値に加えて定住促進策を見込んでいます。（コーホートとは、同年または同時期に出生した集団のことをいい、コーホート変化率法とは、その集団ごとの時間変化を軸に、人口の変化を捉える方法です。）

4 土地利用の方向性

本市の土地利用については、地域特性を十分に生かし、本市の均衡ある発展を目指すため、鉄道駅などを中心とした6つの都市核と住居系ゾーン、産業系ゾーン及び農業系ゾーンを形成し、活力ある都市の実現を目指します。また、既存の鉄道路線や圏央道、市内の主要な幹線道路などの交通軸を機能的にネットワークさせ、多様な交流を創出する、良好な都市環境の形成を図ります。

(1) ゾーン別土地利用方針

■都市核

市役所、総合支所、駅周辺地域及び菖蒲地区市街地を本市の都市核とし、商業・文化・行政サービス等の機能が集積した賑わいのある交流拠点となるよう、それぞれの地域特性を生かした市街地形成を図ります。

■住居系ゾーン

市街化区域を主体に住居系ゾーンと位置付け、道路、公共下水道、公園及び防災施設等の都市基盤が計画的に整備された住居系市街地の形成を図ります。

また、地域資源やまちの景観に配慮し、環境と調和した住居系市街地の形成を図ります。

■産業系ゾーン

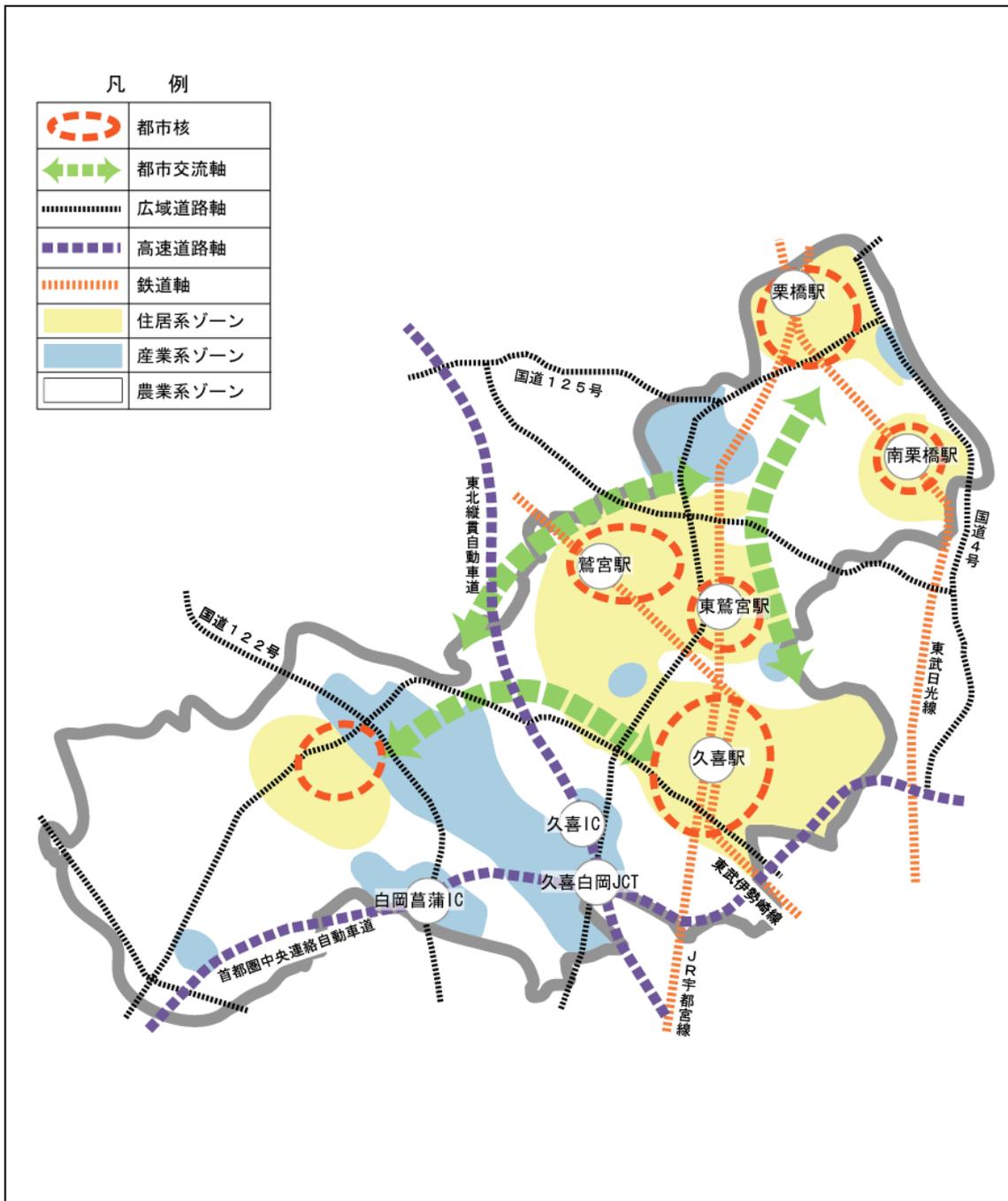
既存の工業団地を主体に産業系ゾーンと位置付け、本市の産業面での活力を形成する産業系市街地の形成を図ります。また、インターチェンジ周辺や広域道路軸が結節する交通条件の優れた地域において、本市の将来を担う新たな産業系市街地の形成を図ります。

■農業系ゾーン

米、野菜、果実、花き等を生産する優良な農地とともに、水辺環境、樹林地及び屋敷林など本市の特長である田園景観の保全に努めます。また、生活道路や農業集落排水²¹など、農村集落の生活環境の整備を進めます。

²¹農業集落排水：農業地域の生活排水などの汚水を集めて処理する施設。

(2) 土地利用構想図



※現在策定中の都市計画マスタープランと調整中

5 大綱

(1) 『市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち』

情報公開の推進、人権尊重と男女共同参画社会の実現などとともに、市民と行政との協働体制を構築し、市民と行政が一体となった活力あるまちづくりを進めます。

また、市民による自主的なコミュニティ活動を支援し、市民が主役のまちづくりを進めます。

(2) 『自然とふれあえる、環境に優しいまち』

水、花、緑など本市の特長を表す自然環境や田園景観の保全を通じて、市民一人ひとりが自然を愛し、親しみ、守り、育てていくことができるまちづくりを進めます。

さらに、水質汚濁や大気汚染等の防止などを通じて、快適な生活環境を創出するとともに、ごみの排出量の削減や資源物のリサイクルの推進など、循環型社会の実現に努めます。

(3) 『子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち』

市民一人ひとりの健康づくりを支援し、疾病の予防と早期発見・早期対応の体制づくりとともに地域医療体制の充実に努めます。

また、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、高齢者や障がい者（児）への支援、ともに支え合う地域福祉の推進を図るなど、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(4) 『心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にするまち』

本市の将来を担う児童生徒の能力と個性を引き出し、児童生徒自らが人生を切り開く力を備えることができるよう、充実した教育環境を提供します。さらに、地域の行事や社会体験・生活体験などを通じて、地域に愛着を持った心豊かな人材を育成します。

また、市民がいつまでも充実感や誇りを持って暮らせるよう、それぞれの生活ニーズに合った生涯学習機能を強化するとともに、郷土の多彩な文化財の保護・活用、郷土の伝統文化の継承などを通じて、歴史文化を大切にするまちづくりを進めます。

(5) 『安全で調和のとれた住みよい快適なまち』

埼玉県東北部の発展の核となる都市として、安全で快適なまちの実現を目指し、治水対策や地震対策等の防災対策を強化するとともに、行政と市民の双方が協力して防犯対策や交通安全対策に取り組むことにより、災害に強く、市民が安全に暮らせるまちを築きます。

身近な生活道路や本市の一体化を図るための道路網の整備、公共交通の充実、上下水道等の都市基盤施設の整備を通じて、快適で住みよいまちづくりを進めます。

また、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインのまちづくりにも取り組みます。

(6) 『地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち』

産業振興は、市民の豊かな暮らしを支え、自立した都市づくりの実現を財政面から支える基盤であるとともに、まちの活気や賑わいを生み出す原動力となるものです。

本市の優れた交通条件を生かし、企業が集積を促進し、雇用機会に恵まれた地域経済が豊かなまちを築きます。

さらに、地域特性を活用しながら農業や商業の振興を進め、賑わいや働きがいのあるまちづくりを進めます。

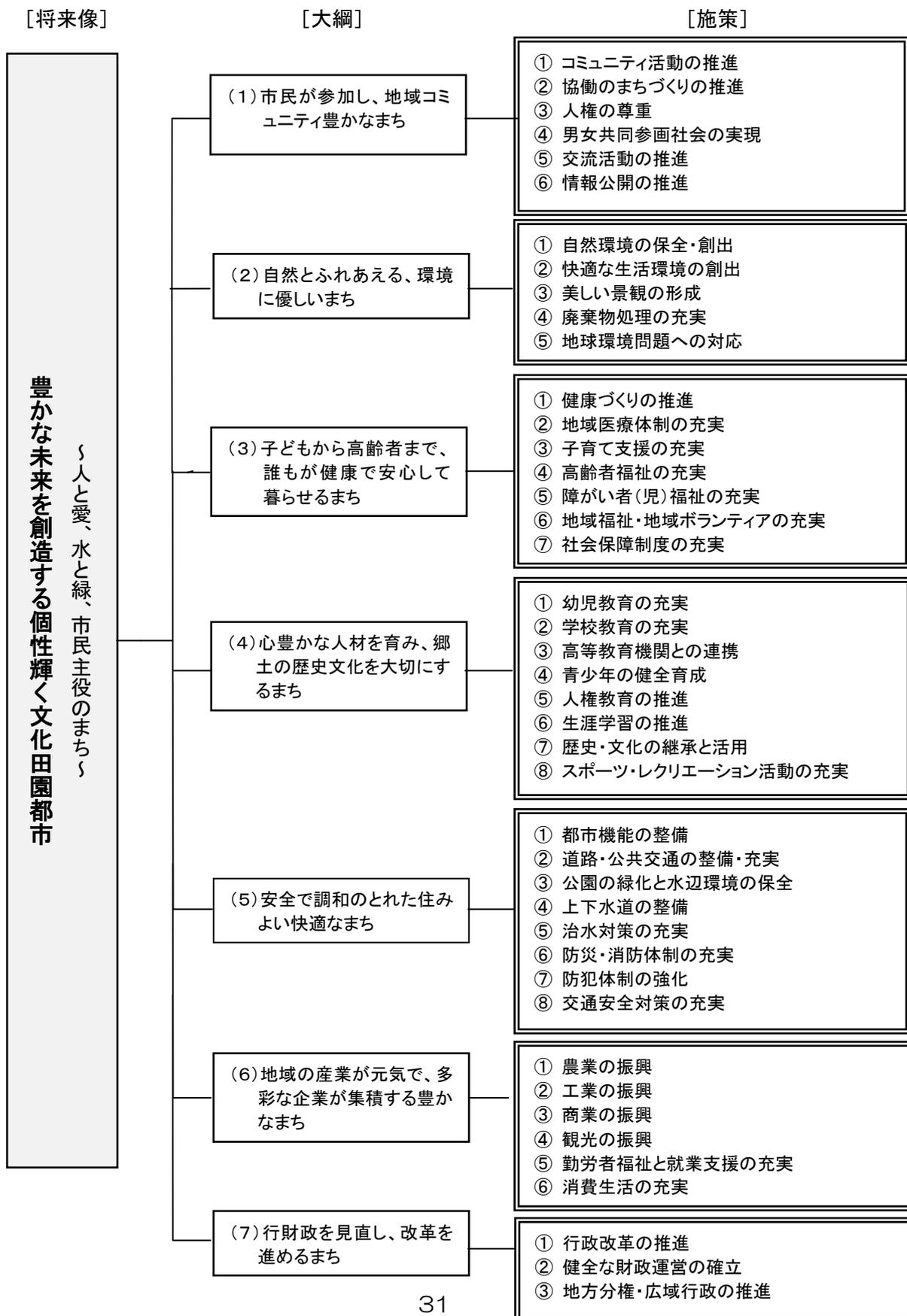
(7) 『行財政を見直し、改革を進めるまち』

行政組織のスリム化、施策・事業の効率化及び財政力の強化を図るなど、行財政を見直し、地方分権の動きに対応した改革を進めるまちを目指します。

第2章 総合振興計画の実現に向けて

1 施策の体系

将来像を実現するため、大綱に基づき施策の展開を図ります。



2 施策

(1) 市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち

～ 地域コミュニティ ～

① コミュニティ活動の推進

町内会や自治会活動、NPO等の組織づくりを支援するとともに、活動のための場所となる施設の充実や情報の提供など、コミュニティ活動を積極的に推進します。

② 協働のまちづくりの推進

環境問題や教育問題への取り組み、福祉問題への対応など、ますます多様化し高度化するまちづくりの課題を地域の創意と工夫により解決していくため、NPO活動やボランティア活動を支援し、計画策定、審議会等への市民の参加を促進します。

また、久喜市自治基本条例の理念に基づき、市民、事業者、行政等で適切に役割を分担し、協働のまちづくりを推進します。

③ 人権の尊重

すべての人が、生まれながらに有する権利である人権を尊重する社会の実現に向け、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に関する教育や啓発活動を積極的に行うとともに、相談事業の充実に努めます。

④ 男女共同参画社会の実現

男女がともにいきいきと個性と能力を発揮し、あらゆる分野で平等に参画できる社会の実現を目指し、男女共同参画の推進に関する啓発活動を積極的に行い、各種相談事業の充実に努めるとともに、審議会等への女性委員の登用を推進します。

⑤ 交流活動の推進

国際社会に対応できるよう、国際理解の促進や国際的視野に立った人づくり、地域づくりを目指すとともに、外国籍市民への支援の充実に努めます。

友好関係都市等との交流を促進するとともに、市民の相互交流の支援に努めます。

自然や歴史を通じた文化交流、小・中学生の教育交流、観光や特産品による産業交流など地域間の交流を促進します。

⑥ 情報公開の推進

市民のまちづくりへの参加のため、情報公開を推進し、広報・広聴活動の充実、ICT²²を活用した市民と行政のコミュニケーションなど積極的な情報提供に努めます。

また、個人情報の保護と活用のバランスをとりながら、適切な情報管理にも努めます。

²² ICT (Information and Communication Technology) : コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。情報通信技術のこと。

(2) 自然とふれあえる、環境に優しいまち

～ 自然・環境 ～

① 自然環境の保全・創造

本市は、河川や池等の水と屋敷林や農地等の緑で彩られた、豊かな田園景観が残されています。

この豊かな自然を守るために、樹林地や屋敷林等の保全を推進するとともに、動植物の生態系を育むなど、自然環境の保全・創造に努めます。

また、自然教室など市民が自然環境の大切さを実感する機会を設けることや小・中学校での環境教育等を通じて、環境意識の高揚に取り組みます。

② 快適な生活環境の創造

快適で心やすらぐ生活環境を実現するため、市民や企業等の協力を得て、水質汚濁や大気汚染などの公害防止対策を進めます。

また、合併処理浄化槽の普及と管理など、家庭における生活雑排水対策や啓発活動に努めるとともに、環境美化活動や不法投棄の監視等を強化します。

③ 美しい景観の形成

市民や企業等の景観保全意識の醸成を図るとともに、景観を乱す恐れのある建物や野立て看板に対する規制など、美しい田園景観や歴史的景観の保全に努めます。

④ 廃棄物処理の充実

循環型社会の構築を目指し、地域住民、事業者及び行政の協働によるごみの減量化と資源化を推進するとともに、安全で安心な廃棄物処理により、一層の環境負荷の低減を図ります。

⑤ 地球環境問題への対応

温室効果ガスの排出量削減など環境への負荷の軽減を図るため、太陽光発電及びLED照明の導入など新エネルギーを活用するとともに、省エネルギー活動の促進、環境意識の普及・啓発、環境管理体制の強化を図り、低炭素社会の実現に努めます。

(3) 子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち

～ 保健・医療・福祉 ～

① 健康づくりの推進

市民の健康づくりを推進するため、健康増進計画に基づき、健診、保健指導、健康教育及び健康相談等の充実を図ります。

健康づくりは、市民一人ひとりが主体的に取り組むことが重要であり、健康づくりを推進するボランティア団体等と協働し、地域全体の健康意識を高めます。

また、食育推進計画に基づき、健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進します。

② 地域医療体制の充実

軽度な病気やけがから高度・専門医療まで対応できる体系的な地域医療体制の整備に向け、埼玉県や医師会をはじめ、病院、診療所との連携を強化するとともに、かかりつけ医の普及・定着を促進します。

また、救急医療²³については、重症度に応じた初期救急医療から第三次救急医療までの重層的救急医療体制の整備を促進するとともに、休日や夜間等における医療体制の一層の強化に向け、関係機関と調整を図ります。

③ 子育て支援の充実

各種の保育サービスや放課後児童健全育成事業、家庭児童相談等の充実をはじめ、多様なニーズに対応し、誰もが安心して子どもを産み、育てることができるよう子育て支援の充実を図ります。

経験豊かな高齢者の知識や地域の輪を生かし、地域全体で子育て家庭を支援する環境づくりを推進します。

④ 高齢者福祉の充実

高齢者福祉施設の整備や介護保険事業の充実をはじめ、市民やボランティア、関係機関との連携を図りながら、介護予防・生活支援サービスの提供など、住み慣れた地域での高齢者の生活を支える地域包括ケア体制を推進するとともに、災害時にも対応できる体制の確立に努めます。

また、高齢者の経験や能力を生かした社会参加の機会の充実を図るなど、

²³ 救急医療：救急医療は、病気やけがの症状の度合いに応じ、次の体制を整備している。①外来治療を必要とする軽症の救急患者に対する初期救急医療体制。②入院治療を必要とする重症の救急患者に対応する第二次救急医療体制。③重篤な救急患者に対応する第三次救急医療体制。

生きがいづくりを推進します。

⑤ 障がい者（児）福祉の充実

障がいのある人もない人も、相互に理解を深め支え合いながら、ノーマライゼーション²⁴の理念のもと、障がい者（児）が生活しやすい環境を整えます。

障がい者（児）のニーズに的確に対応したきめ細かい支援サービスを提供するため、福祉ボランティア等の団体と連携し、自立に向けた支援の充実を図るとともに、災害時にも対応できる体制の確立に努めます。

⑥ 地域福祉・地域ボランティアの充実

地域福祉に関する意識の向上や福祉ボランティアの育成・支援と連携の強化など、市民、事業者、福祉団体及び行政が協力して地域の相互扶助機能の充実を図ります。

⑦ 社会保障制度の充実

国民健康保険事業の一層の健全化のため、医療費抑制に向けた予防施策等に取り組むとともに、保険税の収納率の向上やレセプト²⁵審査点検による医療費の適正化を図り、保険財政基盤の強化に努めます。

また、後期高齢者医療制度については、保険料の収納率の向上に努めるとともに、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し円滑な運営を図ります。

さらに、今後予定されている高齢者のための新たな医療制度や国民健康保険の広域化に的確に対応します。

生活保護事業等については、その適正な運用と、相談・指導体制の充実に努めます。

²⁴ノーマライゼーション：障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

²⁵レセプト：診療報酬明細書。

(4) 心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にすま

～ 教育・文化・スポーツ ～

① 幼児教育の充実

小学校での生活や学習に円滑に移行できるよう、幼児教育の充実を図ります。

地域特性や保護者のニーズに応じて保育所と幼稚園との連携を推進するとともに、保育所と幼稚園の機能を備えた認定こども園²⁶の導入を促進します。

② 学校教育の充実

小・中学校施設の耐震化や計画的な改修などを進め、安全で快適な教育環境を整えます。

また、学校、家庭、地域との連携を強化して、地域が一体となった学校支援体制を整え、良好な教育環境の形成に努めます。

学校独自の取り組みを尊重して特色ある学校づくりを促し、情報関連設備の整備による国際化や情報化に対応した教育の充実を図ります。併せて、児童生徒の学力と体力を伸ばすとともに、豊かな人間性を育む学校教育を推進します。

③ 高等教育機関との連携

本市にキャンパスのある、東京理科大学経営学部との交流を促進し、市民の生涯学習活動との連携を推進します。

また、高等教育機関の知的資源を活用し、地域の活性化やまちづくりに生かしていける仕組みづくりに努めます。

④ 青少年の健全育成

学校、家庭、地域及び関係機関との連携を図りながら、青少年健全育成の活動とともに、青少年を犯罪等から守る対策を推進します。

また、青少年のコミュニケーション能力や他人への思いやりの心を育むとともに、郷土に対する誇りや愛着心を育てるため、伝統行事やイベント等への参加を促進します。

²⁶認定こども園：小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。

⑤ 人権教育の推進

市民一人ひとりの人権意識の高揚を図り、人権についての正しい理解を深め、差別のない明るい地域社会を目指します。

また、あらゆる場において人権教育の充実・推進に努めます。

⑥ 生涯学習の推進

市内に点在する生涯学習施設を整備・有効活用するため、ネットワーク化を図り、多彩な生涯学習に取り組みやすいまちづくりを推進します。

さらに、図書館や公民館等の充実と適正な配置を進めるとともに、施設の様態や資料の検索ができるなど、情報提供機能の充実を図ります。

また、市民の生涯学習活動の推進を図るとともに、学習の成果を発表する機会を充実し、市民の力を地域社会に生かせる仕組みを整えます。

⑦ 歴史・文化の継承と活用

伝統行事や祭り等を活用し、郷土に対する愛着心の醸成、次世代への伝承及び地域相互の交流などを促進します。

文化財等は、まちづくりの地域資源として活用を図るとともに、市民の貴重な財産としてその保護に努めます。

文化活動への参加機会や文化鑑賞・発表の機会を充実し、市民の主体的な文化活動を支援します。

⑧ スポーツ・レクリエーション活動の充実

健康の維持増進や心身のリフレッシュに向けて、スポーツやレクリエーションを定期的に行えるよう、講習会やイベントなどの充実を図ります。

また、スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援を図るとともに、スポーツ・レクリエーションを通じた市民相互の交流を深めます。

(5) 安全で調和のとれた住みよい快適なまち

～ 都市基盤 ～

① 都市機能の整備

本市の特長である恵まれた田園環境が保全され、良好な生活環境が将来にわたり維持されるよう、長期的視点に立った土地利用計画を策定します。

駅や駅周辺地域の整備、圏央道のインターチェンジやジャンクション周辺、幹線道路沿線での開発を計画的に推進します。

② 道路・公共交通の整備・充実

本市の一体性の向上、市内の円滑な移動の実現を図るため、幹線道路や生活道路の整備を推進するとともに、歩行者や自転車通行者に対する安全を確保するため、歩道や自転車通行レーン等の整備に努めます。

また、公共交通については、鉄道の混雑緩和と利便性の向上を図るため、輸送力の増強とネットワークの強化等を関係機関に働きかけるとともに、既存バス路線の維持・充実に努めます。

③ 公園の緑化と水辺環境の保全

日常生活の身近な場所に公園や緑地を充実させるとともに、市民が気軽に自然とふれあえるよう、運動公園や大規模公園等の緑化を推進します。

さらに、河川、池、沼及び用水路等の水辺環境の保全を図るとともに、自然観察池や親水型の散策場所や遊歩道の整備に努めます。

④ 上下水道の整備

安定した水道水の供給を図るため、経年水道施設の計画的な更新、水道施設の耐震化、水質管理体制の充実等に努めます。また、給水体制の一体化を図り、水道事業の効率化と健全経営に努めます。

美しい水辺環境と清潔で快適なまちづくりを進めるため、効率的な生活排水処理の推進並びに公共下水道の計画的な整備と農業集落排水処理施設の適切な管理を推進します。また、合併処理浄化槽の普及促進と適正な管理の指導に努めます。

⑤ 治水対策の充実

現状の都市の持つ保水機能の保全や遊水機能の確保を図り、河川や水路の

総合的な治水対策の充実に努め、水害の起こりにくいまちづくりを進めます。

⑥ 防災・消防体制の充実

東日本大震災の教訓を生かし、市民の防災意識の普及・啓発や自主防災組織の育成・支援などに努めるとともに、防災体制や被災者支援のあり方など、幅広い防災対策の充実に努めます。

また、一部事務組合として取り組んでいる消防体制についても充実に努め、火災予防体制の強化に努めるとともに、市民の生命、財産を守る消防救急体制の充実・強化により、緊急時にも安心できるまちづくりを進めます。

⑦ 防犯体制の強化

警察、防犯協会、地域防犯組織など関係機関との連携を強化するとともに、市民の防犯意識の向上や地域の防犯体制の強化を促進します。

また、道路・公園などの防犯性を高め、安全な地域環境の形成に努めます。

⑧ 交通安全対策の充実

道路照明灯やカーブミラーなど交通安全施設をより充実させることにより、歩行者等の安全に配慮した道路交通環境の整備を推進します。

また、地域の実情に応じた交通規制を警察署へ要望するとともに、交通安全に関する知識の普及や啓発など交通安全運動を推進します。

(6) 地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち

～ 産業・経済 ～

① 農業の振興

多面的機能を有する農地の保全や生産基盤の整備に努めるとともに、農地の集積による経営規模の拡大や生産組織の法人化に努めるなど農業の担い手の育成を図ります。

また、消費者ニーズに対応した付加価値の高い農業を推進するため、農産物のブランド化や特産品の開発、地域の特性を生かした観光農業の拡大を図り、併せて有機農業など環境保全型農業の普及と地産地消を推進します。

② 工業の振興

優良企業の誘致や既存工業団地の整備・拡充を推進するとともに、交通便利性を生かし、国道122号沿線や東北道と圏央道の久喜白岡ジャンクション及び白岡菖蒲インターチェンジ周辺、主要地方道さいたま栗橋線と国道125号の交差点周辺及び主要地方道さいたま栗橋線と幸手久喜線の交差点周辺に新産業拠点の整備を推進します。

また、地域経済を支える中小企業の経営基盤強化のための施策を推進し、魅力ある産業の育成に努めます。

③ 商業の振興

賑わいと活力のある商店街の形成を促進するため、中心市街地の活性化に取り組むとともに、高齢者のニーズに対応し、新たなコミュニティの場ともなりうる地域密着型の商店街づくりに努めます。

また、商業経営者の育成や経営基盤の強化に対する支援とともに、商業団体の育成・支援に努めます。

④ 観光の振興

花や伝統文化、史跡等の観光資源の環境整備及びネットワーク化を図り、個性と魅力にあふれた観光事業を展開します。

本市の南西部地域において工事が進められている圏央道休憩施設については、一般道利用者や地域住民も利用できる観光交流拠点として整備を推進します。

また、提燈祭り、くりはし夏祭り、鷲宮神社恒例祭等の伝統的な祭りや、

あやめ、ラベンダー、コスモスなどの花による催しを活用し、地元の特産品の販売やPRなどに取り組みます。

⑤ 勤労者福祉と就業支援の充実

勤労者が豊かで充実した生活が送れるよう、関係機関・団体との連携により、福利厚生の実現を図るとともに、安定した就業環境の確保に努めます。

また、若者や女性の就業への支援、さらに、定年退職後にその経験と技能を生かすことのできる新たな就業の支援に努めます。

⑥ 消費生活の充実

市民が安心して暮らせるまちを目指し、安全で安心な商品を購入できるよう、消費生活情報の提供と啓発活動に努めるとともに、消費生活において生じた問題などを解決するための消費生活相談の実現を図ります。

また、環境に配慮した消費者活動を促進します。

(7) 行財政を見直し、改革を進めるまち

～ 行財政 ～

① 行政改革の推進

本市が持続的に発展し自立したまちづくりを実現していくため、職員の政策立案能力の向上や組織の見直し、ICTの活用による行政事務の効率化、民間の優れた経営手法を活用する指定管理者制度の導入など最少の経費で最大の効果を目指した、簡素で効率的な行財政運営に取り組みます。

また、行政が行う活動の成果向上に向けて、政策・施策・事務事業について客観的に評価し、改善を進めていく行政評価システムを積極的に活用するなど、行政改革に取り組みます。

② 健全な財政運営の確立

市税の適正な確保と滞納額の圧縮等により、自主財源を確保するとともに、受益と負担の公平性の確保という観点から、使用料・手数料について受益者負担の適正化に努めます。

併せて、行政経費の削減を図り、効率的かつ効果的で健全な財政運営に努めます。また、財政状況について積極的な情報公開を行い、財政運営の透明化に努めます。

③ 地方分権・広域行政の推進

少子高齢化、情報化、国際化などを背景とした行政課題と多様化する市民ニーズに的確に対処するため、県からの権限移譲の推進を図り、行政サービスの向上に努めるとともに、広域的な推進が求められる行政課題等においては、県や周辺自治体との連携により取り組み、市民に信頼され、自主性・自立性をもった行政サービスの向上に努めます。

第2部 前期基本計画

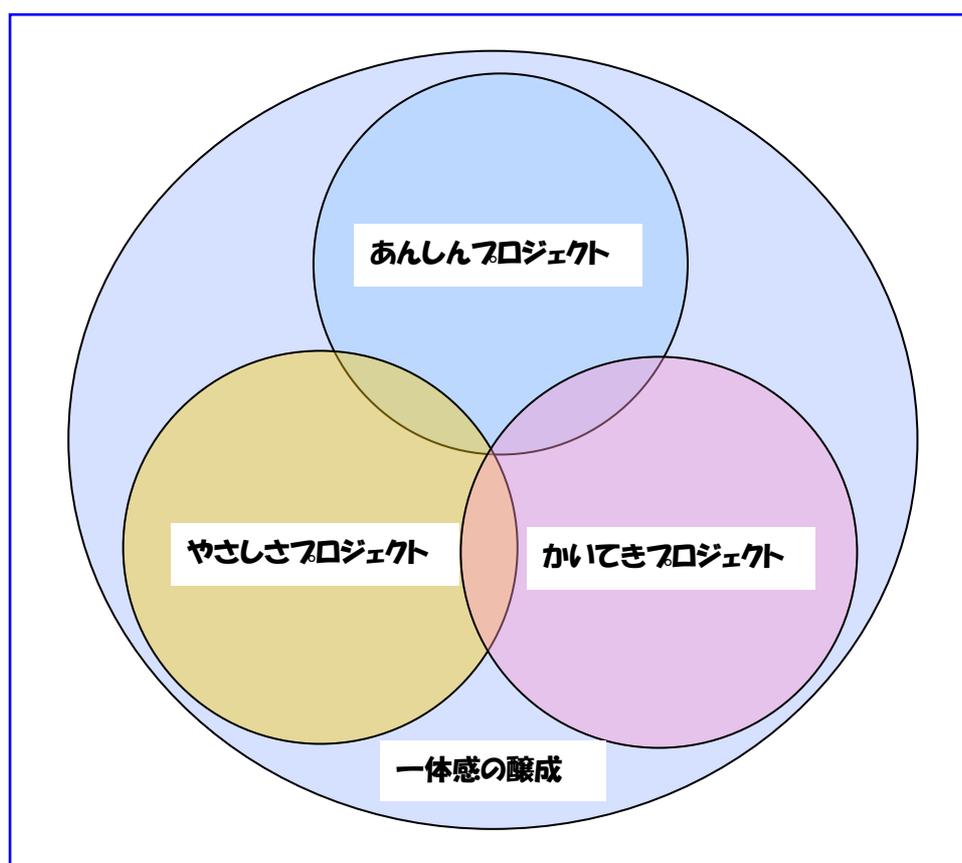
第2部 前期基本計画

1 リーディングプロジェクトの設定

本市の将来都市像である「豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市～人と愛、水と緑、市民主役のまち～」の実現を図るためには、基本構想の「第2章 7つの大綱とそれに繋がる施策」に基づく施策項目ごとの取組みを総合的に推進することが基本となりますが、ここでは、本市の前期5年のまちづくりにおいて、市一体となって特に重点的・横断的に取り組む3つのテーマを定め、位置づけました。

また、これにより施策推進の相乗効果を上げ、市の一体感の醸成を一層図るものとして掲げています。

2 リーディングプロジェクトの構成



3 リーディングプロジェクト

①あんしんプロジェクト「安全・安心なまちづくり」

自然災害や事故等に対して万全の対策・体制が確立され、穏やかに暮らすことができる久喜市づくりに取り組みます。

重点的な取組み

- ・ 幼稚園、小学校、中学校施設の耐震化
- ・ 防災活動の拠点となる庁舎等の耐震化
- ・ 自主防災組織の育成支援と強化
- ・ 地域医療ネットワークの充実 など

②やさしさプロジェクト「子どもや高齢者にやさしいまちづくり」

さまざまな担い手が協働してともに助け合う地域の中で、子どもや高齢者、障がいのある方など誰もが自分らしく暮らせるような久喜市づくりに取り組みます。

重点的な取組み

- ・ 保育環境の充実による子育て支援
- ・ 市の地域公共交通網の整備 など

③かいてきプロジェクト「快適で活力のあるまちづくり」

まちに賑わいと活力があり、人口減少社会の中でも安定した雇用と持続的な成長をもたらしている久喜市づくりに取り組みます。

重点的な取組み

- ・新市の一体化を促す幹線道路の整備
- ・産業基盤の整備による活力の創造
- ・優良企業の誘致による雇用を創出
- ・市内外へ本市の魅力を広く発信する など

計画の進捗管理と達成に向けて（基本計画の見方）

基本計画は、施策ごとに以下の内容により示しています。

■施策の現状

施策分野における現状を示しています。

■施策の課題

施策分野における課題を示しています。

■施策の目的

施策を進める対象や目的を示しています。

■施策の内容

目標達成に向けて進める主要な施策を示しています。

■成果指標（みんなで目指す目標値）

市民との協働により事業等を進め、市民共通の目標となるよう「みんなで目指す目標値」として、施策ごとに目標指標を掲げ市民参加のもと施策の進行管理を行います。

指標には、現状値、中間目標値、目標値を掲げます。

現状値：平成 23 年 3 月末現在の数値を基準とし、それ以外の場合は備考欄で現状値を示します。

基本計画目標値：総合振興計画中間年度（平成 29 年度）と最終年度（平成 34 年度）の目標数値を掲げます。

数値で表現できるものは数値で目標を現していますが、現時点で把握が難しいものは  でその方向を示し、将来的に数値化を目指します。

■協働の指針

目標達成に向けた施策の推進にあたり、「市民・地域・団体・事業者等の協働の指針」を示し、施策ごとの協働を進める手がかりとします。

大綱1 市民が参加し、地域コミュニティ豊かなまち

～地域コミュニティ～

1 コミュニティ活動の推進

■施策の現状

これまで地域におけるコミュニティ機能を担ってきた自治会・町内会などの組織は、地域で助け合うという習慣や生活文化が希薄化し、地域におけるコミュニティ活動の停滞や担い手不足等の問題が生じています。

一方で、地域コミュニティは、東日本大震災においてNPO活動やボランティア活動と連携して復旧・復興活動の役割を担うとともに、地域コミュニティ単位での避難が行われるなど、その重要性が再認識されています。

本市では、久喜地区、菖蒲地区、栗橋地区、鷲宮地区にコミュニティ推進協議会が組織されており、鷲宮地区では、小学校地区を単位とした地区コミュニティ協議会が組織され、それぞれの地域に密着した事業が展開されています。久喜地区においても、東日本大震災などから地域の連携の重要性が再認識され、小学校区を単位とした地区コミュニティ協議会の設立に向けた取り組みが行われています。

■施策の課題

高齢者福祉や子育て、防災・防犯・交通安全活動など、地域における行政サービスに対するニーズは多様化・高度化していますが、行政のみで、これらを総合的に提供することが難しい社会状況にあります。

地域コミュニティと市の協働により、地域の課題の解決に向け取り組んでいくことが必要となっており、地域資源の発掘、再生、創造に向けた取り組みは極めて重要です。今後、こうした地域コミュニティ等が、共通する目的や課題を共有し、相互に役割を分担しながら活動していくことができるよう、地域のコミュニティ組織を強化するとともに、その連携を図ることが求められています。

■施策の目的

市民が積極的に地域のコミュニティに参加し、地域のコミュニティ活動を活性化することにより、行政と連携して地域の課題の解決に取り組むことのできる地域のコミュニティづくりを目指します。

■施策の内容

(1) コミュニティ意識の高揚

市民のコミュニティ活動への自主的参加を促進するため、各地域における取り組みなどの情報提供や、組織の担い手となる地域リーダーの育成支援に努めます。

- 主な取組み
- ・市民活動状況の情報提供
 - ・コミュニティ団体の研修活動の支援

(2) コミュニティ活動の活性化支援

コミュニティ協議会や地域固有のコミュニティ活動（コミュニティ祭り）に対する支援などの充実を図ることにより、地域のコミュニティ活動の活性化を図ります。

また、地域のコミュニティ組織の設立を支援するとともに、コミュニティ組織の連携を図ります。

- 主な取組み
- ・市民活動推進条例の普及
 - ・コミュニティ活動の支援

(3) コミュニティ施設の整備・充実

地域住民のふれあい・交流の場であり、コミュニティ活動の拠点であるコミュニティセンターの適切な維持管理を行うとともに、コミュニティ施設の整備・充実を図ることで、コミュニティ活動の支援と推進を図ります。

- 主な取組み
- ・コミュニティセンターの適切な維持管理
 - ・コミュニティセンターの整備

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (中間目標値)	平成 34 年度 (目標値)	備 考
コミュニティ施設の年間利用者数	人	136,684	↗	↗	清久(西公)39,076 人 菖蒲 1,573 人 栗橋 37,296 人 鷺宮東 31,345 人 鷺宮西 27,394 人
地区コミュニティ協議会の組織数	団体	7	↗	↗	

■協働の指針

- ・地域社会の一員としてまちづくりに取り組み、お互い助け合い、地域の活動や行事に積極的に参加します。

2 協働のまちづくりの推進

■施策の現状

近年の多様化・複雑化する行政ニーズに対応し、地域が必要とするサービスを多元的に提供していくためには、市民と行政との協働によるまちづくりが求められています。

本市では、市政運営の基本原則とその仕組みを明らかにした久喜市自治基本条例を定め、市民と市が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割と責任を果たして公共的な課題の解決に当たる協働のまちづくりを推進しています。

また、市民参加条例に基づき、各種行政計画等の策定などにおいて市民参加を進め、また、附属機関等委員の市民公募の義務付けを図るなど、多様な市民参加の手法による協働・参画の仕組みづくりに努めています。

さらに、市民活動推進条例に基づき、市民がコミュニティを通して公共的な課題の解決を目的に行う自主的な活動を支援しています。

■施策の課題

地方分権時代における地域での自主的なまちづくりを進めるため、これまでの本市の取り組みを積極的に推進し、発展させることにより、地域コミュニティやNPOなど多様な組織と行政とが協働できる体制の確立を図ることが必要です。

■施策の目的

地域コミュニティや市民の参加する様々な組織と行政が、それぞれの役割と責任により協働する、市民参画・協働のまちづくりを目指します。

■施策の内容

(1) 参画の仕組みづくりから協働のまちづくりへの展開

市民参加条例に基づき、対象施策についての市民参加を求めるとともに、市民との協働による多様なまちづくりを推進します。

○主な取組み

- ・市民参加条例の普及
- ・市民活動の情報提供
- ・市民参加推進員制度の活用

(2) 市民団体、ボランティア等の育成・支援

地域における公共的な課題を解決していく市民活動を支援するため、コミュニティ関連情報の提供や市民活動団体への支援を行います。

○主な取組み

- ・市民活動の情報提供（再掲）
- ・地域活動団体への支援
- ・市民活動推進補助事業

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 （現状値）	平成 29 年度 （中間目標値）	平成 34 年度 （目標値）	備 考
附属機関公募委員の 応募率	%	193.8	↗	↗	公募した附属機関の数 5 応募者数 31 人/ 公募委員数 16 人 =193.8%

■協働の指針

- ・地域社会に関心を持ち、まちづくりや行政活動、市民意見提出制度（パブリックコメント）、市民説明会、ワークショップ等に進んで参画します。

3 人権の尊重

■施策の現状

基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていますが、今日でもさまざまな人権問題が存在しています。

本市では、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題について、正しい理解と認識を深め、差別意識を解消するため、地域、家庭、学校、企業及び関係機関との連携を図りながら、人権教育・啓発の諸施策を積極的に推進するとともに、同和对策事業としての隣保館事業にも積極的に取り組んでいます。

このような状況の中で、講演会や各種研修会、交流事業の実施や支援を行うとともに、広報活動、人権のつどいなどの啓発活動や教育活動は大きな効果をもたらしています。また、隣保館事業の地域ふれあい交流事業等は人権意識の向上と地域住民の生きがいつくり等に貢献しています。

■施策の課題

近年、急速な情報化社会の進展や社会構造の変化などに伴い、インターネットを悪用した人権侵害や社会的弱者への虐待など新たな社会問題への対応が課題となっており、依然として差別意識は存在しています。

このため、関係機関・団体等との連携強化のもと、新たな諸課題を含め、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権問題全般の解決に向けた教育・啓発活動を効果的・継続的に推進する必要があります。

また、隣保館については、地域福祉や地域交流の場として活用することにより人権啓発のさらなる推進を図るとともに、相談、援助事業を通して地域住民の生活を支援したり、近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための拠点施設としての役割も求められています。

■施策の目的

すべての人々の人権を尊重し、互いに認め合う市民の育成に向け、人権教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。

しょうぶ会館において、円滑かつ効果的に隣保館事業を推進します。

■施策の内容

(1) 人権教育と啓発活動の充実・推進

市政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った人権教育・啓発活動を総合的かつ効果的に推進するため、庁内組織の久喜市人権施策推進会議を中心とし、関係機関と密接な連携及び協力を確保しながら、推進活動体制の一層の充実に努めます。

また、地域、家庭、学校、企業及び関係機関と連携を図りながら、人権教育及び人権啓発を積極的に推進します。

○主な取組み

- ・久喜市人権施策推進指針、同和行政・教育の基本方針、人権施策実施計画の推進
- ・人権啓発事業
- ・研修会・講習会の充実

- ・人権を尊重する教育の充実
- ・地域、家庭、学校、企業、関係機関との連携強化

(2) きめ細やかな相談活動

国や県及び人権擁護委員等と連携し、きめ細やかな相談活動ができる体制を整え、人権相談などの人権擁護活動の一層の充実に努めます。

- 主な取り組み
- ・人権相談の充実
 - ・女性の悩み相談事業
 - ・各種融資、貸付制度などの情報提供

(3) 隣保館事業の推進

しょうぶ会館の隣保館事業として実施している、教室・講座、隣保館デイサービス事業や世代を超えた交流事業を積極的に推進します。

- 主な取り組み
- ・各種教室、講座事業
 - ・隣保館デイサービス事業
 - ・交流事業

(4) 環境改善対策の推進

道路整備など、対象地域の生活環境の改善を推進します。

- 主な取り組み
- ・道路などの生活環境整備事業

(5) 都市宣言の推進

人を思いやる心と争いのない平和で安心して暮らせるまちの実現を願い、互いの人格を尊重し、恒久平和を願った都市を宣言し、人権が尊重された真の平和の実現を目指します。

- 主な取り組み
- ・都市宣言関連事業

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (中間目標値)	平成 34 年度 (目標値)	備 考
人権に関する相談窓口の設置数	回	51			

■協働の指針

- ・基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めます。
- ・平等、公平、普遍性を持って行動を実践します。
- ・事業者は、事業所内での人権学習、人権啓発を実践し、雇用や待遇における差別を撤廃します。

4 男女共同参画社会の実現

■施策の現状

近年の少子・高齢化の進行、国際化の進展、ライフスタイルや家族形態の多様化など社会環境の変化に伴い、男女共同参画社会の実現がますます求められています。

しかし、職場や家庭、地域活動の場においては、従来の固定的な役割分担意識が依然として残っています。

こうしたことから、男女共同参画社会の実現に向け、久喜市男女共同参画を推進する条例の制定や久喜市男女共同参画行動計画に基づき、行政だけでなく、市民との協働による男女共同参画推進月間事業をはじめ様々な取り組みを進めています。

■施策の課題

男女共同参画の推進により、男女が互いを認め合い、ともにいきいきと個性と能力を發揮し、自らの意思によりあらゆる分野に対等に参画でき、ともに責任を分かち合う社会の実現を目指します。

今後は、少子高齢化が一層進む中で、経済社会の活性化という点から女性が自らをエンパワーメント²⁷できるよう意識改革や審議会等への女性の登用を推進することが必要です。

さらに、男性の働き方の見直しや、男性が育児・介護・地域活動等に参画できるよう、性別による役割分担意識の解消に向け、男性に対する男女共同参画に関する働きかけも必要です。

また、時代を担う子どもたちが個性と能力を發揮し、将来を見通した自己形成ができるように男女共同参画を推進する諸施策を積極的に推進し、着実に進展させることが求められています。

■施策の目的

男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に發揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会の実現に向け、久喜市男女共同参画行動計画（第1次）に基づく意識づくりや環境づくりを進めます。

■施策の内容

（1）男女の人権を尊重したまちづくり

人権尊重意識の啓発及び人権擁護活動を推進するとともに、性別による暴力の根絶に努め、男女の人権が尊重される社会の形成を図ります。

○主な取組み

- ・人権尊重意識の啓発活動
- ・女性の悩み相談事業（再掲）
- ・配偶者等からの暴力による被害者支援対策

²⁷エンパワーメント：個人として、あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自律的な力をつけること。

(2) 男女共同参画の意識づくり

広報・啓発活動等を通じ、性別や年齢を問わず、誰もが関わることとして、男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進を図ります。

○主な取組み

- ・男女共同参画意識の啓発活動

(3) 男女共同参画を推進する環境づくり

教育の場における男女平等教育の推進をはじめ、職場や家庭、地域などの社会のあらゆる分野において、相互の連携を図り、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります。

また、政策・方針決定の場における男女共同参画を推進するとともに、自らの意思により、職場や家庭、地域などのあらゆる分野に参画できる環境づくりを図り、さらには久喜市男女共同参画を推進する条例、久喜市男女共同参画行動計画（第1次）に基づき、男女共同参画を推進するための推進体制の充実、強化を図ります。

○主な取組み

- ・男女共同参画を推進する条例の普及
- ・男女共同参画行動計画の推進
- ・女性登用率の向上
- ・男女共同参画推進団体の活動支援

(4) あらゆる世代の男女が安心して生活できる環境づくり

家庭生活とその他の社会生活活動の両立を支援するため、子育てや介護への支援と充実を図るとともに、高齢者等が安心していきいきと生活できる環境と男女の就労者が家庭と仕事の両立ができる環境づくりに努めます。

○主な取組み

- ・家庭生活と社会生活活動の両立支援
- ・各種相談事業

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (中間目標値)	平成 34 年度 (目標値)	備 考
男女共同参画の周知度	%	52.0	80.0 以上	80.0 以上	男女共同参画に関する市民意識調査及び事業参加者へのアンケート調査
市の審議会等における女性委員の登用率	%	32.6	40.0 以上	40.0 以上	

■協働の指針

- ・男女がともに社会の対等なパートナーとして互いの人権を尊重し、あらゆる分野において男女共同参画の推進に努めます。
- ・男女が対等に参画できる機会を確保し、職場の活動と家庭や地域などの活動を両立できる環境を整えるよう努めます。

5 交流活動の推進

■施策の現状

近年、外国旅行や外国人との交流が身近となりましたが、実際に海外との交流を行っているのは、興味のある人や団体に限られており、まだまだ交流の裾野が広がっていないのが現状です。また、意欲があっても経済的な事情などから海外留学を志向する学生が全国的に減少し、最も多感な青少年時代に海外に接する機会が少なくなっています。

また、本市の平成 22 年度末における外国人登録者数は 2 千人を越えており、外国籍市民も地域社会の構成員として、地域住民とともに協働して地域づくりに参加できるような仕組みづくりも求められています。外国籍市民に対しては、日本語学習の支援及び日常生活に必要な情報を提供するため、日本語教室を開催するとともに、外国人向けの生活情報に関する情報提供を行っています。

■施策の課題

国際社会に対応できる地域づくりを進めるためには、他国の文化を知り理解するとともに、外国籍市民にも日本を理解してもらうことが大切です。このため、市民の様々な国際交流活動を促進するとともに、外国語による生活情報等の提供に努める必要があります。

また、団体や個人が国内外交流活動を進めていくための支援も必要です。

■施策の目的

外国籍市民に対して必要な支援を行うとともに、市民が国際的な視野を持ち、多様な価値観を理解して、外国人との相互理解を目指します。

また、ビジネス、観光、文化、スポーツなど様々な分野における地域間交流を促進します。

■施策の内容

(1) 国際交流の促進

国際感覚を有する人材の育成を図るとともに、地域に根ざした国際交流を推進するため、親善都市との交流を促進します。

また、市民との多様な交流機会の提供に努めるとともに、外国籍市民との交流を推進します。

○主な取組み

- ・ 中学生派遣・受入事業
- ・ 成人国際親善交流の促進
- ・ 国際交流団体等への支援

(2) 地域間交流の促進

ビジネス、観光、文化、スポーツなど様々な分野での交流拡大のため、親善都市との交流を促進するとともに、市民の交流を促進します。

○主な取組み

- ・地域間交流の情報提供
- ・国内交流事業

(3) 交流体制の確立

親善都市との交流事業を継続するなかで、姉妹・友好都市協定の締結について検討します。

なお、共通する課題の解決や地域の相互発展のため、お互いに連携を図り、協力するよう努めます。

○主な取組み

- ・姉妹・友好都市協定締結の検討
- ・交流活動の促進

(4) 外国人の住みやすい環境整備

外国人が快適な生活を送れるよう、外国語による生活情報の提供や日本語教室の充実等に努めます。

○主な取組み

- ・外国語による情報提供の充実
- ・日本語教室の充実

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (目標値)	備考
日本語教室参加者数	人	42	□	□	3回開催
外国語(併記)刊行物の発行種類数	種類	-	□	□	

■協働の指針

- ・国際交流・地域間交流活動などに積極的に参加し、異なる文化や歴史・生活習慣を学び理解するように努めます。

6 情報公開の推進

■施策の現状

政府機関や行政の持つさまざまな情報を提供し、市民と共有することで行政活動に対する理解が深まり、市民生活も豊かなものになってきます。

本市では、行政の情報は、広報紙を通じて広く市民に提供するとともに、ホームページや電子メール等において迅速に提供しています。

また、市長への提言事業や市民懇談会等の開催を通じて広聴活動に取り組むとともに、情報公開請求に対する迅速な公開などによる開かれた市役所づくりに努めています。

■施策の課題

情報の公開は、地域の活性化や戦略的なまちづくり、市民参加のまちづくりには欠かせないものとなっています。個人情報保護に配慮しながら、また、インターネットの普及に伴う社会の変化にあわせてICTを活用しながら、多様な情報を積極的に市民に提供していく必要があります。

■施策の目的

情報化社会の激しい変化に対応し、まちづくり活動に役立てるとともに、市民の暮らしの向上のために、情報の積極的な提供と個人情報保護に努め、開かれた市役所づくりを目指します。

■施策の内容

(1) 広報・広聴活動の充実

広報紙等の刊行物やホームページを通じて、市民の暮らしとまちづくり活動のために必要な情報の積極的な提供に努めるとともに、インターネットの普及に伴う社会の変化に対応した情報提供サービスを模索します。

また、広く市民の声を聴き市政に意見を反映するため、市民懇談会や市長への提言制度などの広聴活動に努めます。

○主な取組み

- ・報道対応の充実
- ・広報刊行物等の充実
- ・ホームページの充実
- ・広報活動の充実
- ・市長への提言・市民懇談会等の充実

(2) 情報の活用と個人情報の保護

市民のまちづくり活動のために必要な情報の積極的な提供は、同時に、市が保有する個人情報の保護等とのバランスを常に考え、情報公開条例に基づいた情報提供の推進に努めます。

○主な取組み

- ・情報公開制度の適正な運用
- ・個人情報保護制度の適正な運用

(3) 公文書の適正管理

公文書館では、行政資料コーナーの充実や歴史公文書を閲覧に供する機能等を通じて、さまざまな市民のまちづくり活動のために必要な情報の積極的な提供を図るとともに、複雑な市政情報の窓口としても機能するように努めます。

また、公文書の適正管理に努めます。

○主な取組み

- ・ファイリング・システムの適正な維持管理
- ・公文書館活動の充実
- ・市政情報提供の推進

■指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (中間目標値)	平成 34 年度 (目標値)	備 考
年間ホームページアクセス件数	件	4,732,231			平成 23 年度の現状値は東日本大震災関連の影響を含む
歴史公文書の所蔵件数	件	10,911	13,400	16,300	

■協働の指針

- ・市政に深い関心を持ち、広報紙、ホームページ及び公文書館を利用することなどにより市政に関する情報を積極的に取り入れ活用します。

大綱2 自然とふれあえる、環境に優しいまち

～自然・環境～

1 自然環境の保全・創造

■施策の現状

大気・水・土壌などの自然環境は、適正な保全対策により、すがすがしい空気や良質な水質等がより快適に維持されていることが大切です。

本市は、豊かな水辺、緑空間、屋敷林、農地などの自然資源を有しています。これらの自然資源の保全や創造を推進するため、現在、環境施策の骨格をなす環境基本計画の策定を進めており、さらに、緑の基本計画についても検討を進めています。

また、環境問題に対し、市が市民に率先して取り組むため、市全体で環境マネジメントシステムを運用しています。

■施策の課題

今後は、地域住民の協力のもと、自然度の高い地域の保全を進めるとともに、自然環境の大切さについて市民の理解を深め、より多くの人々が自然と親しむことができるようにする必要があります。

そのためには、関係機関等との連携を強化し、あらゆる環境問題への対応を市民との協働のもとに総合的に推進していくことが求められています。

■施策の目的

自然環境を保全・創造し、市民が快適に暮らせる、自然とともにある環境づくりを推進します。

■施策の内容

(1) 意識啓発の推進

自然環境を保全・創造していくためには、市民一人ひとりが身近な自然に目を向け、現状の自然環境を保全・創造していく必要性を理解する必要があることから、市民の意識啓発に努めます。

○主な取組み

- ・環境基本計画の推進
- ・緑の基本計画の推進
- ・自然環境保全地区の指定
- ・自然環境保全意識の啓発活動
- ・環境学習の推進
- ・環境団体等の育成・支援
- ・身近な野生生物の保護

(2) 環境マネジメントシステムの運用

市が行う事務事業において、環境への影響を優先的に配慮し、環境への負荷を低減するために、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する実行計画を策定するとともに、同計画の目標値等を達成するために、環境マネジメントシステムを運用します。

○主な取組み

- ・環境マネジメントシステムの運用

(3) 緑化の推進

緑の保全と創造のための指針となる緑の基本計画を策定するとともに、同計画に基づいた各種事業を推進します。

○主な取組み

- ・緑の基本計画の推進（再掲）
- ・公共施設の緑化
- ・一般家庭の緑化
- ・工場・事業所等の緑化
- ・緑のリサイクル制度の普及

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (目標値)	備考
環境関係住民団体数	団体	6	7	8	環境に関する活動団体数
環境学習会開催数	回	5	6	7	市民を対象とする環境学習会を開催した年間の回数
河川の水質基準達成率	%	76.0	77.0	78.0	河川の水質調査検体に対する環境基準の達成率

■協働の指針

- ・日常生活のなかで自然を大切にする意識を高めるとともに、自然環境を保護する活動に進んで参加します。
- ・地域の良好な河川環境を維持するため、河川の環境保全活動の啓発普及及び清掃等を行います。
- ・事業者は、環境に配慮した製品の開発や環境保全活動に主体的に取り組みます。

2 快適な生活環境の創造

■施策の現状

本市の大气や水、土壌などの生活環境は、適正な保全対策により、良好に保たれていますが、これを維持するとともに、これまでの経済成長重視型の社会・経済活動や生活様式を基本から見直し、市民・事業者・行政が一体となって、まちをきれいにする運動などを一層推進することにより、清潔で美しいまちの形成を進めていくことが求められています。

また、大気環境における地球規模の環境汚染が顕在化しており、現状の把握や自動車などの排出ガス等の縮減に向けた取組みを推進する必要があります。

■施策の課題

本市でこれまで維持されてきた良好な生活環境を維持することが大切です。

また、不法投棄やポイ捨てについては、継続的に様々な手段を講じてその防止に努める必要があります。

■施策の目的

環境汚染の防止、衛生的な環境の確保など、良好な地域環境の保全と創造に取り組むとともに、市民、事業者と行政が協働し、地域環境の保全を推進します。

■施策の内容

(1) まちをきれいにする運動の推進

ゴミゼロクリーン久喜市民運動をはじめとした、まちをきれいにする運動を推進するとともに、その啓発に努めます。

また、ポイ捨て等防止ボランティアの支援、拡大を図っていきます。

○主な取組み

- ・ポイ捨て等及び路上喫煙防止対策の充実
- ・ゴミゼロクリーン久喜市民運動の促進
- ・放置自転車対策の充実
- ・資源集団回収事業
- ・環境保全活動の促進
- ・環境団体の育成支援

(2) 公共用水域の水質保全

生活雑排水による水質汚濁の防止に向けて、河川等の汚染状況の監視体制の充実に努めます。

また、既設単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換設置を促進します。

○主な取組み

- ・河川等の汚染状況の監視強化
- ・生活排水対策の充実
- ・公共下水道の整備
- ・農業集落排水設備の維持管理の充実
- ・合併処理浄化槽の設置促進

(3) 公害等の環境問題への対応

公害苦情等が発生した場合には、速やかに現状確認し、問題の解決を図っていきます。

また、大気や水質、騒音、空間放射線量等の現状を把握するため、公害等監視調査を実施するとともに、データを蓄積し、環境の安全性を確認します。

○主な取組み

- ・水・土壌汚染対策の充実
- ・大気汚染状況の監視
- ・騒音・振動・悪臭対策の充実
- ・ダイオキシン類・特定化学物質対策の充実
- ・空間放射線量の測定・監視

(4) 不法投棄に対する監視と防止の啓発

過去に不法投棄が行われた箇所を中心に、定期的なパトロールを実施していきます。

また、不法投棄には、早急な対応が必要なことから、迅速に対応します。

さらに、地域での不法投棄に対する監視をお願いするとともに、不法投棄防止の啓発を図っていきます。

○主な取組み

- ・監視体制の充実
- ・環境保全巡回パトロールの充実
- ・放置自動車対策の充実

(5) 動物愛護と適性飼育

広報紙やホームページ等での啓発や犬のしつけ方教室等を実施することにより、動物愛護と適正飼育に関する意識の向上を図ります。

○主な取組み

- ・動物愛護・適正飼育意識の啓発活動

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 （現状値）	平成 29 年度 （中間目標値）	平成 34 年度 （目標値）	備 考
ゴミゼロ・クリーン久喜 市民運動参加人数	人	20,597	20,700	20,800	
年間の公害に関する苦 情処理件数	件	142	140	140	

■協働の指針

- ・ 地域等で行う環境保全活動や美化活動に積極的に参加します。
- ・ 不法投棄の監視に参加します。
- ・ 合併処理浄化槽の適正な管理に努めます。
- ・ 公害関係法令を遵守して事業活動を行います。
- ・ 環境保全活動に主体的に取り組めます。
- ・ 自然環境に配慮した開発を行います。

3 美しい景観の形成

■施策の現状

美しい景観は、そこに住む人や訪れる人にうるおいやすらぎを与えてくれるものであり、暮らしに欠くことのできない要素でもあります。近年では、良好な景観の形成をまちづくりの戦略的な課題として取り組む地域も増えてきています。

本市においては、農地や水辺などの自然環境と調和した町並みや歴史的景観が形成されており、宅地や道路などにおいては、植栽や植樹などを行い景観に配慮しています。

さらに、一定の規模を超える建築物等の建築については、華やかな色彩を制限し、周囲の景観との調和に配慮しています。

■施策の課題

近年では、屋外広告類の氾濫をはじめ、生活様式や価値観の多様化などにより良好な景観を阻害する要因があるため、地域ごとの自然環境と町並みが調和した魅力あるまちづくりが求められており、市民・事業者の理解と協力のもと、うるおいやすらぎのある景観づくりが必要です。

■施策の目的

良好な景観の形成を促進するため、都市計画マスタープランなど各種施策を総合的に推進することにより、美しく風格のある市土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で魅力ある地域景観の形成を図ります。

■施策の内容

(1) 良好な景観の保全

市民の景観意識の高揚を図るとともに、埼玉県景観条例等の情報提供を充実するなど、景観への配慮を促し、自然環境と調和した良好な景観の保全に努めます。

○主な取組み

- ・埼玉県景観条例の促進
- ・都市計画マスタープランの推進

(2) 特色ある市街地の景観づくり

市民参加による地区まちづくりのルールづくりの推進や地区計画制度の活用等により、特色ある市街地の良好な景観の形成を推進します。

○主な取組み

- ・地区計画制度の推進
- ・都市計画マスタープランの推進（再掲）

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (中間目標値)	平成 34 年度 (目標値)	備 考
地区計画を定めている 地区数	地区	12			

■協働の指針

- ・ 歴史に関する理解を深め、まちに残された歴史的景観の保全に協力します。
- ・ 周囲の景観に配慮した建物等の建築に努めます。

4 廃棄物処理の充実

■施策の現状

ごみの排出量は、耐久消費財の頻繁な買換え、使い捨て型の商品や容器の普及、あるいはオフィスのOA化に伴う紙ごみの増加などにより排出量が増加する要因が増えています。また、不用になった大型の家庭用品など適正処理が困難なごみが問題になってきています。

現在、久喜宮代衛生組合管内においては、久喜宮代清掃センター、菖蒲清掃センター、八甫清掃センターの3センター体制により、ごみ処理を行っており、また、し尿処理については、一部を北本地区衛生組合において処理しています。

■施策の課題

環境基本計画の理念を浸透させ、一層の減量化・リサイクル等の促進により循環型社会の形成を目指すため、啓発活動を推進しながら、ごみ処理・減量・リサイクル体制の充実に積極的に取り組んでいく必要があります。

また、久喜宮代衛生組合の区域の拡大に伴い、ごみ及びし尿の処理体制の統一が求められています。

■施策の目的

幅広い協働により、廃棄物の減量化・リサイクルと適正処理を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指します。

■施策の内容

(1) ごみ減量化運動の推進

循環型社会の構築のため、リデュース（減量）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の優先順位に従って、市民、事業者、行政が一体となって行動する、「げんりょう（原料・減量）化大作戦」を引き続き展開し、排出抑制・資源化をさらに推進していくことに努めます。

○主な取組み

- ・分別排出の徹底
- ・ごみの発生抑制
- ・剪定枝のチップ化・堆肥化
- ・生ごみ減容化・堆肥化処理施設の充実
- ・資源集団回収事業
- ・家庭・事業所での生ごみ処理の促進

(2) ごみの収集・運搬体制の充実

衛生的かつ快適な生活環境を確保するため、環境負荷の少ない適正、安全かつ効率的な収集運搬体制を整備し、高齢化等の社会状況に対応した収集に努めます。

- 主な取組み
- ・分別収集の適正化
 - ・収集体制の充実

(3) ごみ・し尿処理体制の充実

資源循環型の中間処理施設（資源化処理、減量化・減容化処理）の処理体制の確立に努めます。

また、ごみ処理施設の適正な運転管理を図るとともに、老朽化した施設の維持・更新等による延命化などについて検討していきます。

さらに、し尿処理施設の機能状況を点検し、適正な維持・管理を図ります。

- 主な取組み
- ・ごみ処理施設の整備・充実
 - ・ごみ処理施設の適正な運転管理の推進
 - ・し尿処理施設の整備・充実
 - ・し尿処理施設の適正な運転管理の推進

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (中間目標値)	平成 34 年度 (目標値)	備 考
年間の市民一人当たり ごみ排出量	kg	251(H22 値) ※H23 値 6 月以 降確定予定	↘	↘	
家庭から出されるごみ のうちリサイクルされて いる割合	%	23.48(H22 値) ※H23 値 6 月以 降確定予定	↗	↗	
年間の資源回収量	t	9,265(H22 値) ※H23 値 6 月以 降確定予定	↗	↗	

■協働の指針

- ・ごみを適正に分別し、ごみの減量化とリサイクルに努めます。
- ・資源ごみの回収など、地域の活動に進んで参加します。
- ・事業者は、廃棄物の排出の抑制と資源化の促進に努めるとともに、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理します。

5 地球環境問題への対応

■施策の現状

地球温暖化問題をはじめ、地域や国までも超えた地球規模の環境問題が深刻化しつつあります。

温室効果ガスの排出量の増減は経済活動の状況に影響されることがありますが、地球温暖化防止対策には、市民の安定した生活の基盤となる経済活動が持続的に成長することを前提としつつ、温室効果ガスの排出量を削減していくことが求められます。

また、東日本大震災を受け、国においてエネルギー政策の根幹をなすエネルギー基本計画の全面的な見直しなどが今後予定されるなど、地球温暖化防止対策には少なからず影響が及ぶことが想定されます。

本市では、石油代替エネルギーを積極的に導入することにより、地球温暖化防止に寄与するとともに、市民の環境保全意識を高める施策に取り組んでいます。

■施策の課題

近年注目されている太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入については、自然条件に左右されるなどの問題がありますが、温室効果ガスの排出が抑えられ温暖化防止にも効果が高く、エネルギーの地産地消にもつながるという特徴があり、現状の導入率を高めることが必要です。

また、市民生活や事業活動においては、エネルギー資源のうち特に電気について、節約する動きが東日本大震災以後広くみられるようになってきています。この動きを持続し、省エネルギーのライフスタイルの定着へと高めていくことが課題です。

さらに、今後は、さらなる新エネルギーの導入拡大など地球環境問題への対応を市民との協働のもとに推進し、持続可能な低炭素社会の形成を進めていく必要があります。

■施策の目的

地球温暖化に対する市民意識の向上及びライフスタイルや事業活動において省資源や省エネルギーを前提とした取り組みが定着するように努め、着実に低炭素型社会の実現に向けた取り組みを推進します。

■施策の内容

(1) 地球環境問題に関する意識啓発

地球温暖化をはじめとする地球環境問題を解決し、持続可能な社会を構築していくには、国、県、市、市民、事業者がそれぞれの責任を認識し、積極的に環境保全活動に取り組むことが必要なため、意識啓発に努めます。

○主な取組み

- ・関係機関等との連携強化
- ・アイドリング・ストップ等の啓発
- ・環境マネジメントシステムの運用（再掲）
- ・新エネルギー導入事業
- ・リサイクルの促進
- ・緑化の推進
- ・自然保護の推進
- ・緑のカーテン事業

(2) 新エネルギー導入事業の促進

石油代替エネルギーを積極的に導入することにより、地球温暖化防止に寄与するとともに、市民の環境保全意識を高めるために新エネルギー導入事業を促進します。

また、公共施設における新エネルギー導入について検討を進めるとともに、省エネルギー活動を推進します。

○主な取組み

- ・新エネルギー導入事業（再掲）
- ・環境保全率先実行計画の推進

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (中間目標値)	平成 34 年度 (目標値)	備 考
市役所 CO2 排出量	t	11,807 ※集計中			市役所の事務・事業から排出される二酸化炭素の排出量
設置された住宅用太陽光発電システムの最大出力	kw	430	470	510	

■協働の指針

- ・自然環境に配慮した省エネルギーと環境に配慮した日常生活を送るよう努めます。
- ・事業者は、省エネルギーと環境に配慮した事業活動に努めます。

大綱3 子どもから高齢者まで、誰もが健康で安心して暮らせるまち ～保健・医療・福祉～

1 健康づくりの推進

■施策の現状

近年、健康に対する人々の関心が高いことから、すべての市民の自主的な健康づくりを支援する環境の整備とともに、食をめぐる環境変化や食の多様化に対する食育の推進などが求められています。

国は生活習慣病予防の徹底を図るため、メタボリック・シンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を導入し、医療保険者（市）に対して生活習慣病に関する健康診査及び保健指導の実施を義務づけました。

また、国はこれまで「がん、脳卒中、心臓病、糖尿病」を「4大疾病」と位置づけて重点的に取り組ましましたが、年間3万人を越える自殺者数は、平成10年から続いており、多くは何らかの精神疾患を抱えているとされていることから、あらたに精神疾患を加えて「5大疾病」とする方針を示しました。

さらに、新型インフルエンザの発生など、健康危機管理の観点から、予防接種を含めた迅速かつ確かな感染症対策が求められています。

本市ではこれまで、生活習慣病の予防、早期発見・治療による重症化予防等、健康長寿を目指した健康づくりの推進及び食育の推進に向け、妊産婦や乳幼児、成人の健康診査や予防接種をはじめ、各種検診の受診率の向上に向けた取組み、生活習慣や食習慣についての学習機会の充実、訪問指導など各種保健事業を展開してきました。

■施策の課題

保健・医療・福祉の連携による総合的なサービスを提供するとともに、学校や職場など関係機関と連携し、市民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの促進を基本に、各ライフステージ²⁸における健康づくり事業の充実に努める必要があります。

また、健康増進計画に基づく健康づくり事業や食育推進計画に基づく食育推進事業は、行政だけでなく、市民や関係機関と協働して進める必要があります。

さらに、自殺対策や新型インフルエンザ対策など、庁内で横断的に取り組み、関係機関との連携を図る体制づくりが必要になります。

■施策の目的

「自分の健康は自分でつくり、守る」ことを基本に、市民が健康で元気に暮らせるよう、健康増進計画に基づき、地域や行政などが連携した健康に関する教育・指導・相談などの体制を整え、市民が主体となる健康づくりを推進します。

²⁸ライフステージ：出生から、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、定年退職などの人生の節目によって変わる生活（ライフサイクル）に着目した区分。

また、市民が主体的に「食」の重要性を認識し、「食」の取組みを通じて健康な身体と心を育むことができるよう「食育」を推進します。

自殺対策や新型インフルエンザ対策は、関係機関との連携を図る必要があるため、体制づくりに努めます。

■施策の内容

(1) 健康づくり意識の高揚と健康づくり推進体制の整備

生涯を通して、すべての市民が健康に暮らすことができるよう、健康増進計画を推進するとともに、健康づくり意識の啓発に努めます。

また、介護部門と連携を図りながら個人の健康づくりをさまざまな面から支援するボランティア団体等と協働し、健康づくり推進体制の整備を進めます。

○主な取組み

- ・健康増進計画の推進
- ・健康づくり意識の啓発
- ・健康づくり事業

(2) 各種健（検）診の充実

生活習慣病に関する健康診査やがん検診事業等の充実を図り、生活習慣病の予防や疾病の早期発見を推進します。

○主な取組み

- ・各種健（検）診事業

(3) 母子保健の充実

妊婦及び乳幼児の健康診査事業や、母子訪問指導事業等の充実を図り、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを推進します。

また、健診結果に基づく適切な保健指導に努め、母と子の健康づくりを支援します。

○主な取組み

- ・妊婦及び乳幼児の健康診査事業
- ・母子訪問指導事業

(4) 歯科保健の推進

各ライフステージに応じた歯科保健に関する情報提供と正しい知識の普及啓発に努め、むし歯予防や歯周病予防の取組みを推進します。

○主な取組み

- ・ 歯科保健の情報提供

(5) 精神保健と自殺対策の推進

精神保健に関する相談事業及びこころの健康に関する普及啓発事業の充実を図り、市民のこころの健康の保持増進を図るとともに、自殺防止の推進体制の整備に努めます。

○主な取組み

- ・ こころの健康相談事業
- ・ 自殺予防普及啓発事業

(6) 感染症対策の推進

感染症に関する情報提供と正しい知識の普及に努めるとともに、予防接種事業を推進し、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止に努めます。

また、新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、庁内の横断的な取り組みや各関係機関との連携を図る体制づくりに努めます。

○主な取組み

- ・ 予防接種事業
- ・ 関係機関との連携強化

(7) 食育の推進

子どもから大人に至るまで、幅広い年齢層に対し、多様化する食に関する問題に対応するため、食育推進計画を推進します。

○主な取組み

- ・ 食育推進計画の推進
- ・ 食育の啓発

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (目標値)	備 考
市内における健康づくりに関する事業への年間参加者数	人	10,035(H22 値) ※H23 値6月以降 確定予定	10,200	10,400	
がん検診精密検査受診率	%	62.2 ※H22 年度がん 検診受診者の 精密検査受診 率の平均	65.0	70.0	胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・前立腺がんの各検診の精密検査受診率の平均
乳幼児健康診査の未受診児に対する状況把握率	%	34.9(H22 値) ※H23 値5月以降 確定予定	70.0	100.0	4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児の各健康診査の未受診児に対する状況把握率

■協働の指針

- ・自分の健康は自分でつくり、守ることを第一に考え、正しい知識を持って健康づくりに努めます。
- ・健康づくりや食育の推進を通じた地域のネットワークを構築し、広げます。

2 地域医療体制の充実

■施策の現状

現在、国では、医療機関の機能分化や役割分担による地域完結型医療を推進しており、本市でも、限られた医療資源を有効に活用していくために医療体制等推進協議会において、医療連携を進めるための協議をしているほか、本市を含む利根保健医療圏において、地域医療ネットワークシステム「とねっと」による連携を進めています。

市内には、8か所の病院、64か所の一般診療所があり、このうち6か所に救急病院の指定がされています（平成24年4月1日現在）。

8か所の病院の中には、県内8番目の第三次救急医療を担う救命救急センターの指定を目指す埼玉県済生会栗橋病院や、JA 埼玉県厚生連久喜総合病院があります。さらに、小児科中核拠点病院として土屋小児病院などがあり医療の充実が図られている地域となっています。

■施策の課題

今後、高齢化の進行とともに医療ニーズはますます増大、高度化していくことが予想され、医療体制の一層の充実が求められていくものと思われます。

このため、市民の医療サービスに対するニーズの高度化・多様化にこたえられるよう、関係機関と連携・協力して医療体制の充実を図る必要があります。

■施策の目的

安心感のもてる良質かつ適切な医療を地域で受けられるよう、医療機関等の関係機関と連携し、医療体制の充実を図ります。

■施策の内容

（1）地域医療提供体制等の充実

多様化する市民の医療ニーズに対応するよう、関係機関との調整や連携を図るほか、市民が良質で適切な医療を効率的に受けられるよう、限られた医療資源を有効活用する地域完結型医療の推進に努めます。

また、救急医療や災害時医療への対応について、関係機関との連携により、その充実に努めます。

さらに、医療に必要な不可欠な血液製剤の安定供給の確保を図るため、献血の推進を図ります。

○主な取組み

- ・ 地域完結型医療の推進
- ・ 休日夜間急患診療所の充実
- ・ 救急医療・災害時医療の充実
- ・ 献血事業

(2) 医療に関する情報提供の充実

市内の医療機関や休日・夜間の診療体制等の情報を分かりやすく、容易に入手できるように、情報提供の充実に努めます。

また、地域の医療資源を守っていくため、医療制度や救急医療などについて分かりやすく伝える等、啓発に努めます。

○主な取組み

- ・利根保健医療圏地域医療ネットワークシステム「とねっと」による連携
- ・医療制度などの啓発活動

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (中間目標値)	平成 34 年度 (目標値)	備 考
「とねっと」参加申込者数	人	-			

■協働の指針

- ・かかりつけ医を持ち、重複受診はやめるなど適切な受診を心がけます。
- ・医療機関は、安全で質の高い医療を提供し、相互の連携による効率的な医療を提供します。

3 子育て支援の充実

■施策の現状

全国的に少子化が進行する中で、本市における合計特殊出生率は、1.19（平成22年）と全国平均の1.39（平成22年）を下回るなど少子化傾向に歯止めがかからない状況が続いており、その背景には、子育てに対する経済的負担、精神的・肉体的負担等が指摘されています。

かつては地域の人々が子どもたちを見守り、育てていましたが、都市化、核家族化の進行等に伴い生活様式が変化し、地域で子育てを支え合う力も低下しています。

本市の保育所では、待機児童を発生させない受入態勢に取り組んでいますが、近年、低年齢児、障がい児、病児・病後児の受入希望が増加するなど、市民の保育ニーズは多様化してきており、今後、地域の実情や利用者の生活実態を十分に踏まえたサービスの提供、子育て支援体制の充実などが求められています。

また、働き方や生活スタイルの変化により、核家族化や共働き家庭の増加、離婚件数の増加等により、ひとり親家庭の増加など、子育て支援を必要とする家庭も増えてきています。

■施策の課題

本市においては、保育所、幼稚園、学校の連携強化をはじめ、児童福祉関連施設の整備、子育てに不安を抱える親の増加や相談内容の多様化などに対応した少子化対策、子育て支援対策を進めることが必要となっています。

このため、次世代育成支援行動計画に基づき、家庭や地域の保育機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

■施策の目的

保育サービスを充実させることや、子どもの居場所をつくることにより、誰もが安心して子育てができる環境づくりと、子育てに関する学習や交流を通じて家庭の育児能力を高めるよう努めます。

■施策の内容

（1）子育ての総合的支援

次世代を担う子どもたちが地域の中で、健やかに生まれ育つことができるよう行政はもとより、ボランティアや市民の協力も得ながら総合的な子育て支援事業の充実に努めます。

○主な取組み

- ・次世代育成支援行動計画の推進
- ・子育て支援総合窓口の充実
- ・子育て支援ネットワークづくり

(2) 様々な保育ニーズへの対応

様々な保育ニーズに対応できるように、「延長保育」、「休日保育」、「一時預かり保育」、「障がい児保育」、「アレルギー対応給食の提供」、「病後児保育」等を実施し、保育の充実を図っていきます。

老朽化した施設については、施設の改築等を実施し、安全・安心な保育環境の整備を行います。

○主な取組み

- ・ 様々な保育ニーズに対応した保育の充実
- ・ 保育環境の整備・充実

(3) 要保護児童に対する対策の充実

児童虐待などによる要保護児童等の適切な対策を図るため、要保護児童対策地域協議会を通じて、関係機関と連携を深め、情報の共有化により、適切な対応に努めます。

○主な取組み

- ・ 要保護児童対策地域協議会の運営及び関係機関との連携強化
- ・ 家庭相談室事業

(4) 子育て支援体制の充実

すべての子育て家庭における子育て不安を解消し、子どもを健やかに育成するため、相談機能を有する関係各機関の連携を強化し、相談機能の充実に努めます。

また、放課後児童健全育成事業の実施等、留守家庭児童対策を充実し、児童の健全育成を図ります。

子どもが通院や入院したときの医療費を軽減するため、子ども医療費の助成を引き続き実施します。

○主な取組み

- ・ 各種相談事業
- ・ 留守家庭児童対策
- ・ 子ども医療費支給事業

(5) 子育て環境の整備

行政機関、地域子育て支援拠点や保育所等の子育て支援施設、児童センター等、民生委員・児童委員や子育てボランティアなどが連携し、社会全体で子育て家庭を支えていく地域の形成を目指します。

また、全ての家庭が身近な場所で子育てに関する交流や相談ができる場を確保し、安心して子どもを産み、育てることができる子育て環境の整備に努めます。

○主な取組み

- ・地域子育て支援センター事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・児童センター・児童館事業

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (目標値)	備考
特別保育実施保育所数	箇所	17	20	20	
保育所への入所を待っている児童の数	人	0	0	0	
子育て支援センター利用者数	人	15,044			

■協働の指針

- ・次世代を担う子どもたちやその家庭を社会全体で支援することへの理解を深め、それぞれの役割を果たしながら一体となって子育てに取り組みます。
- ・事業者は、育児を行う者が働きやすい環境づくりに努めます。

4 高齢者福祉の充実

■施策の現状

本市においても、年々、高齢化が進行しており、介護や支援を必要とする高齢者の増加、認知症高齢者の増加、介護の重度化や核家族化に伴う家族介護力の低下などがみられます。

これまで、介護予防の一環として、一般高齢者を対象にいきいきデイサービス事業やはつらつ運動教室などを行ってきました。また、地域包括支援センターにおいて、二次予防対象者の把握に努め、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上事業などを実施して自立した生活に向けた支援を行っています。

さらに、介護する家族を対象に家族介護教室や家族介護用品支給事業を行うとともに、認知症サポーターの養成に努めています。

今後も、介護を要する高齢者とその家族等の保健、医療、福祉サービスに対する需要は一層高まるものと考えられます。

■施策の課題

団塊の世代が75歳に到達する平成35年には、高齢者人口が飛躍的に高まると予想されている中で、介護や支援を必要とする高齢者やその家族への支援、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯への支援の強化が求められています。

また、高齢者の多くは、住み慣れた地域での生活を望んでいることから、在宅サービスの充実をはじめ、要介護等の状態となることを防止する介護予防対策の推進が重要となっています。

このため、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防を重視するとともに、高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進、健康づくりの推進などに取り組み、地域で支えあう社会づくりを進める必要があります。

■施策の目的

高齢者が健康でいきいきと暮らせる社会、また、介護が必要な高齢者や認知症高齢者等が、人格と個性を尊重され、可能な限り住み慣れた地域で暮らしている社会を目指します。

また、元気な高齢者がその能力を生かし、支援を必要とする高齢者等の生活支援を行う地域支え合いの仕組みづくりを進めます。

■施策の内容

(1) 高齢者支援体制の整備

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、その人らしく自立した生活を送ることができるよう、また、介護が必要な状態になっても、適切な生活支援サービスが切れ目なく提供できるような「地域包括ケアシステム」を目指します。

また、保健・医療・福祉・介護等の関係機関の連携を強化するとともに、介護保険以外のサービスや地域住民・ボランティアなどによる総合的なサービスも提供できるよう、高齢者を地域全体で支える体制の整備を図ります。

○主な取組み

- ・地域包括支援センター事業
- ・地域密着型サービスの整備・充実
- ・要介護者見守り支援事業
- ・家族介護者への支援

(2) 高齢者支援サービスの充実

高齢者が、住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、高齢者の福祉サービスの充実、地域包括支援センターなどによる高齢者の総合相談窓口の強化により、高齢者の生活支援や権利擁護を図ります。

○主な取組み

- ・高齢者支援福祉サービスの充実
- ・地域包括支援センター事業（再掲）
- ・成年後見制度利用の支援

(3) 介護保険サービスの充実

要介護者の増加、単身・高齢者世帯の増加などに対応できるように、介護保険施設等の基盤を整備し、介護サービスの充実と質的向上を図ります。

○主な取組み

- ・介護保険施設等の整備促進
- ・地域密着型サービスの整備・充実（再掲）
- ・介護給付の適正化
- ・利用者負担助成事業

(4) 介護予防の推進

高齢者が、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、地域において、健康教育・健康相談、介護予防教室等を行っていくことで、高齢者一人ひとりが、可能な限り、要介護状態にならないよう、生活機能の維持・向上を図ります。

また、認知症の早期発見・早期治療に向けて、認知症の予防や認知症の正しい理解を深めるため、認知症サポーター養成講座や認知症講演会などを開催し、認知症の方やその家族を支える仕組みづくりを推進します。

○主な取組み

- ・自立支援デイサービス事業（いきいきデイサービス事業）
- ・高齢者福祉センターの活用
- ・各種介護予防教室の実施
- ・認知症支援体制の推進

(5) 生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者が地域において生きがいのある生活・社会活動ができるよう、市民ボランティア団体等の活動支援、地域における支え合いの仕組みづくりや仲間づくりなどの支援を図ります。

○主な取組み

- ・市民ボランティア団体等の活動支援
- ・地域支え合いの仕組みづくりへの支援

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (中間目標値)	平成 34 年度 (目標値)	備 考
介護予防教室等の参加者数	人	11,759	23,000	30,000	
地域包括支援センター相談者数	人	14,947	20,000	25,000	
いきいきデイサービスの参加者数	人	145	350	400	
老人クラブ会員数	人	3,856	4,050	4,250	

■協働の指針

- ・自分の健康は自分でづくり、守るという観点に立って健康、生きがいづくりに取り組みます。
- ・介護予防事業や地域支え合いの仕組みづくりに積極的に取り組みます。

5 障がい者（児）福祉の充実

■施策の現状

高齢化の急速な進行、障がいの重度化・重複化、家族形態の変化等により、障がい者（児）を取り巻く環境が変化してきています。

障がい者（児）数は高齢化の進展とともに増加傾向にあり、障がいの重度化・重複化や介護者の高齢化も進み、障がい者（児）支援全般の一層の充実が求められています。

本市では、関係機関と連携しながら、手帳の交付や各種相談、各種手当等の支援、外出支援をはじめ、障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスや障がいの予防と早期発見のための保健・医療サービス、さらには障がい者（児）の社会参加や就労の促進に向けた施策など、地域社会の中で障がい者（児）が自立して暮らせるまちづくりを目指して多様な施策を推進しています。

障害者自立支援法は、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として成立し、措置及び支援費制度による障がい者（児）福祉から自立を支援する障がい者（児）福祉制度へ転換し、障害福祉サービスが提供されてきたところですが、制度はさらなる改正が予想され、今後、障害者自立支援法は改正となり、制度の谷間のない支援の提供や、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が平成25年4月に施行されたところです。

■施策の課題

これら制度改正に対応して、久喜市障がい者計画及び障がい福祉計画に基づき、ノーマライゼーションの理念の一層の浸透、情報提供体制の充実、各種サービスの充実、就労機会の拡大、社会参加の促進やバリアフリー²⁹のまちづくりなど、障がい者（児）施策の総合的推進に努める必要があります。

また、障がい者が安心して地域で暮らしていくためには、住まいや雇用の場の確保、相談支援体制の充実が重要となっています。特に、重度障がい者については、設備や職員体制など受け入れ可能な住まいの確保や介護者の負担軽減など、支援の充実が必要です。

さらに、障がい者が安心して地域で暮らしていくためには、地域住民の障がい者への理解が必要であり、そのためには、障がいの有無に関係なく市民同士が触れ合う機会を増やすことなどにより、市民の理解を深めることが必要です。

■施策の目的

障がい者とその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を送れるよう努めます。

また、障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重し安心し

²⁹バリアフリー：もともとは建築用語で「バリア（障壁）」を「フリー（のぞく）」つまり障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味する。建物内の段差など、物理的な障壁の除去と言う意味合いから、最近ではより広い意味で用いられてきている。

て暮らすことのできる地域社会を目指します。

■施策の内容

(1) 自立生活の支援

障がい者の自立を促進するため、必要に応じた支援を提供します。

また、高齢障がい者の増加に対応するため、高齢者施策との整合性を図りつつ、生活支援の強化を図ります。

○主な取組み

- ・障がい者の自立生活の支援
- ・障がい者の生活支援

(2) 社会参加の促進

ノーマライゼーションの理念の実現に向け、障がいの有無にかかわらず、地域で生活できる社会づくりを進めます。

○主な取組み

- ・社会参加の促進

(3) 障がい者福祉サービスの充実

障がい者が安心して住み慣れた地域や家庭で生活が送れるよう、各種障がい者福祉サービスの充実を図ります。

○主な取組み

- ・福祉タクシー利用料助成事業
- ・重度心身障がい者自動車燃料費助成事業

(4) 施設・生活環境の整備

障がいの有無にかかわらず、すべての人が安心して地域で生活できるよう、公共施設等におけるバリアフリー化や施設整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインの普及に努めます。

また、障がい者等の要援護者に対する見守り支援の体制づくりを推進します。

○主な取組み

- ・公共施設等のバリアフリー化
- ・民間施設のバリアフリー化
- ・おもいやり駐車場制度の拡充
- ・要援護者見守り支援事業（再掲）

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (目標値)	備考
久喜市障がい者就労支援事業登録者における障がい者の就労実績数	人	29	↗	↗	
福祉タクシー利用助成や自動車燃料費助成を受けている障がい者の割合	%	68.3	↗	↗	身体障害者手帳1級～3級、療育手帳(A)・A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級に該当するもののうち、福祉タクシー利用券や自動車燃料券の交付を受けている障がい者の割合
居宅介護等サービスを受けている障がい者の数	人	209	↗	↗	
日中活動係サービスを受けている障がい者の数	人	492	↗	↗	
久喜市要援護者見守り支援事業のうち障がい者の登録者数	人	204	↗	↗	

■協働の指針

- ・可能な限り、積極的に社会参加をします。
- ・障がい者を理解、尊重して社会参加に関しての手助け、支援をします。

6 地域福祉・地域ボランティアの充実

■施策の現状

少子高齢化の急速な進行と核家族化が進み、家庭や地域の相互扶助機能の低下、地域のつながりの希薄化が指摘されています。

また、近年の厳しい社会経済情勢により、全ての年齢層において生活不安の増大や孤立化が進み、孤独死や虐待、ひきこもり、自殺などが社会問題となっています。

このような中、ますます複雑・多様化する福祉ニーズに対応し、だれもが安心して暮らせる地域社会をつくっていくためには、現在の福祉制度サービスだけでは十分に対応できなくなっています。このため、市民一人ひとりが福祉活動の担い手として各種の活動に自主的、主体的に参加する地域福祉の推進が不可欠となっています。

本市では、社会福祉協議会が民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民と連携し、制度外のサービスや事業を行うとともに、地域に密着した様々な市民参加型の活動を展開しています。

■施策の課題

少子高齢化の急速な進行に伴い、援護を必要とする高齢者や障がい者などが増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれます。より多くの人々が地域福祉活動に主体的に参加する仕組み（人づくり、組織づくり）を構築していく必要があります。

■施策の目的

子どもや高齢者、障がいのある人もない人も、誰もが家庭や住み慣れた地域の中で自分らしくいきいきと安心して暮せる環境づくりに向けて、地域住民や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア団体など各種団体との連携、協働を図りながら、地域の支え合いによる地域福祉を推進します。

■施策の内容

（1）福祉意識の醸成

幼児教育、学校教育、社会教育のそれぞれの分野において、福祉教育を推進するとともに、広報活動及び各種イベントなどあらゆる機会を通じて、福祉意識の醸成を図ります。

○主な取組み

- ・福祉教育の推進
- ・社会福祉協議会との連携、協働

(2) 地域福祉推進組織の活動支援

地域福祉を推進するための中核的役割を担う組織として社会福祉協議会を位置づけるとともに、その活動について支援を行います。

また、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定した地域福祉計画を推進しながら、民生委員・児童委員やボランティア、NPO、地域活動団体等のつながりを強化し、日常生活圏域での地域福祉活動の支援を図ります。

○主な取組み

- ・地域福祉計画の推進
- ・社会福祉協議会への支援
- ・民生委員・児童委員、各種団体及び関係機関等との連携強化

(3) 要援護者の見守り支援

高齢者や障がい者など、災害時に自力で避難することが困難な要援護者が地域で安心して暮らせるように、地域支援者である区長、民生委員・児童委員、自主防災組織などとの連携を強化し、常日頃から見守られ、また、災害時には地域で安否確認などの支援が受けられるような体制づくりを推進します。

○主な取組み

- ・地域支援者等との連携強化

(4) バリアフリー及びユニバーサルデザインの環境整備の推進

埼玉県福祉のまちづくり条例など関係法令に基づき、高齢者や障がい者等だれもが安全で利用しやすいバリアフリー及びユニバーサルデザインを重視した施設整備、道路整備等のまちづくりを推進します。

○主な取組み

- ・公共施設等のバリアフリー化（再掲）
- ・民間施設のバリアフリー化（再掲）

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 （現状値）	平成 29 年度 （中間目標値）	平成 34 年度 （目標値）	備 考
ボランティア登録者数	人	279	290	300	ボランティアセンターへの登録者数
ボランティア登録団体数	団体	73	83	88	ボランティアセンターへの登録団体数
要援護者見守り支援台帳登録者数	人	4,404	4,900	5,200	
社会福祉協議会会員数	世帯	32,587	32,950	33,300	

■協働の指針

- ・地域コミュニティ（町内会活動等）に積極的に参加します。
- ・地域における福祉活動に参加します。
- ・地域のネットワークを広げ、要援護者を見守り支援します。
- ・地域支え合いの仕組みを活用します。

7 社会保障制度の充実

■施策の現状

国民健康保険事業は、国民皆保険の中核的役割を担うとともに、医療のセーフティネットとして国民の健康を支えています。しかし、医療技術の高度化や高齢者層の増加による医療費の上昇や無職や非正規雇用などの低所得者の加入割合の増加などにより、財政運営が厳しくなっています。

また、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されましたが、今後、廃止される予定になっています。新たな制度では、75歳以上の高齢者も現役世代と同じ国民健康保険などに加入することなどが検討されています。

生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度ですが、保護率は、近年の雇用情勢の悪化等により増加傾向にあります。

本市では、生活保護の支援対象者に対しては、生活相談や訪問の機会を捉え、各世帯の状況を把握し、自立助長の促進を目標に事業を実施しています。

また、生活保護の相談者については、正確な実態調査を行い、他制度の活用も検討しながら適切な保護決定をしています。

■施策の課題

国民健康保険事業については、医療費の適正化や国民健康保険税の滞納額の圧縮など事業の健全運営に向けた取り組みを進めるほか、高齢者医療制度の見直しへの適切な対応に努める必要があります。

また、雇用情勢の悪化などの影響もあり、生活保護受給者のうち就職者の割合は低い状況となっています。厳しい雇用情勢が続く中、生活保護受給者に中高年や限定的就労可能者が多くなっていることから、対象者に関する情報や支援方針等を関係機関で共有のうえ、連携して就労を支援する必要があります。

■施策の目的

すべての市民の生活・就労支援がなされ、健康で文化的な生活が保障されるよう、社会保障制度の周知と適正な運用に努めます。

■施策の内容

(1) 国民健康保険事業の推進

国民健康保険制度の健全な運営のため、人間ドック・がん検診助成や特定健康診査などを実施し、疾病の早期発見と予防を図るとともに、レセプトの内容点検の強化を図り、医療費の適正化・抑制に取り組みます。

さらに、国民健康保険税の安定的な確保に努めます。

○主な取組み

- ・各種検（健）診の促進
- ・適正な医療給付
- ・国民健康保険税の安定的な確保対策

(2) 高齢者医療制度の円滑な運営

埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療保険制度の動向を注視しつつ、高齢者医療制度の円滑な運営を図ります。

○主な取組み

- ・円滑な高齢者医療制度の促進

(3) 国民年金制度の啓発

国民年金制度を理解していただくために広報及び年金相談等の啓発を行います。

○主な取組み

- ・国民年金制度の啓発活動

(4) 介護保険事業の推進

介護が必要なときに必要なサービスが利用できるような居宅サービスや地域密着サービス等、地域に必要なサービス量の確保に努めます。

また、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図ります。

○主な取組み

- ・介護保険事業

(5) 生活保護制度の適正な運用

低所得者世帯の経済的負担を軽減し、生活の安定を図るため、国、県との連携により、生活保護対象世帯の的確な実態把握に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用を推進します。

また、生活保護受給者世帯の自立に向け、相談・指導体制の充実を図ります。

○主な取組み

- ・生活保護事業

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (目標値)	備考
国民健康保険税の滞納額	百万円	2,052	2,052 以下	2,052 以下	
生活保護から自立した世帯数	世帯	37			収入の増加による生活保護廃止世帯の数

■協働の指針

- ・生涯を通じた健康づくりを実践します。
- ・介護予防事業や地域支援事業に積極的に取り組みます。
- ・就業と自立に努めます。

大綱4 心豊かな人材を育み、郷土の歴史文化を大切にすまち ～教育・文化・スポーツ～

1 幼児教育の充実

■施策の現状

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎をつくること、「生きる力」を培うことを重視して進める必要があります。

本市の幼児教育は、人間形成の基礎が培われる時期として、生活や遊びといった直接的・具体的な体験活動を通して、社会で生きるための基礎を築いています。

しかし、家庭の子育て力の低下、地域の人間関係の希薄化、少子化による幼児同士のふれあいの低下などにより、成長・自立のために必要となるさまざまな体験機会が失われつつあります。

そこで、幼稚園では幼児の発達に望ましい環境をつくとともに、遊び等を通してさまざまなことを体験し「自ら考える力」と「豊かな学び」の育ちとなるような支援をしています。

■施策の課題

幼稚園では一人ひとりの幼児が生きていくための基礎となる力を身につけられるよう、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい活動が展開されるよう、遊びをとおした総合的な指導の重要性が求められています。

家庭や地域と連携した幼児教育の推進や、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた小学校との連携、教職員を対象とした研修の充実、保護者に対しての子育て支援体制の充実、特別支援教育の充実を図っていくことが課題です。

■施策の目的

幼稚園・家庭・小学校・地域が相互に連携しあい、教育環境の整備を図り、幼児期に最もふさわしい教育が展開できることを目的とします。

■施策の内容

(1) 子ども達の基礎づくりの支援

幼児期は将来を担う子ども達の基礎づくりの時期であり、社会の変化に対応していく子どもを育てるにはどうしたらよいかを考えた教育を進めます。

様々な体験を通し、体の五感に訴え掛けた安心感、親しみ、感触、心地よさ、開放感を生活や遊びの中で味わい、子ども同士で遊ぶ中で試行錯誤しながら得た達成感や楽しかった思い出の積み重ねにより、子ども達のバランスのとれた成長を促します。

○主な取組み

- ・ 基本的な生活習慣の育成
- ・ 健康・安全教育の推進
- ・ 人と関わる力や思考力の育成

(2) 小学校との連携

子どもたちの小学校入学に対する不安を解消したり、期待に応え、安心して小学校の生活に入れるよう小学校との連携を図ります。

また、小学校との連携を図ることで、教職員間で幼児期から児童期の成長発達を理解し、学びの連続性を踏まえた指導内容を盛り込みます。

さらに、子どもたちと小学生の異年齢交流体験をとおして、互いに期待しあうと同時に緊張感をほぐし、不安を乗り越えていくことでスムーズな移行と成長を促します。

○主な取組み

- ・ 小学校との連携強化

(3) 教職員の資質の向上

研修の質を高め、様々な分野の理解を深めながら、教職員の資質の向上を図ります。

また、若い保護者の特性を知り、子育ての悩みや育児について指導力を高めていきます。

○主な取組み

- ・ 教職員研修の充実

(4) 保護者支援体制の充実

保護者が幼稚園の活動に参加する保育参加を取り入れ、子どもの成長や発達を理解する機会をつくります。

また、在園児対象の幼稚園の園庭開放、延長保育、預かり保育を実施し、保護者への支援体制を整えます。

さらに、幼稚園と保護者が一体となり子どもを育てているという認識を持つことで、子育ての楽しさに気づき、伸び伸びとした子育てができるよう支援し、子どもの健やかな成長に繋げていきます。

○主な取組み

- ・ 保護者が参加しやすい事業の充実
- ・ 関係機関との連携強化

(5) 保護者の交流機会の提供・支援

P T A活動が保護者同士の交流の場ともなるよう、保護者に企画運営を委ねた家庭教育学級の開催を支援します。

また、子育て支援の講演会等の開催、スポーツ活動、料理講習会、手芸講習、ボランティア活動等の集まる機会を設定し、情報提供と交流の場の充実を図ります。

- 主な取組み
- ・家庭における教育の推進
 - ・各種講習会等の充実

(6) 幼稚園と保育園の連携

異なる保育体系の中で、保育内容について共有できる部分を具体的に検討しながら職員間で実践していきます。

また、子どもにとって一日を楽しく生活する幼稚園・保育園としての役割を担い充実した生活が実現できるよう連携の強化を図ります。

- 主な取組み
- ・幼稚園と保育所の連携強化

(7) 特別支援教育の充実

障がいのある幼児の指導に当たっては、教師が障がいのある幼児の理解とその教育方法についての知識と経験を深めていきます。

保護者や関係機関との連携を図り、計画的、組織的に協力体制や支援体制の充実を図ります。

- 主な取組み
- ・障がいの特性に応じた教育方法の推進
 - ・支援体制の強化

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (中間目標値)	平成 34 年度 (目標値)	備 考
家庭教育学級の参加学級数(幼児～中学生)	学級数	23			
幼小連携教育推進事業実施校(幼稚園が中心)	園	2	2	2	

■協働の指針

- ・家庭における基本的な生活習慣、けじめを身に付けさせます。
- ・園施設の維持管理に協力します。
- ・地域一体となって幼児の安全対策を進めます。
- ・地域の健全な教育環境づくりに協力します。

2 学校教育の充実

■施策の現状

少子高齢化、グローバル化、知識基盤社会³⁰などが急速に進む変化の激しい社会において、子どもたちが自立し、自らを律しつつ、ともに豊かに生き抜いていくためには、これまでに増して知・徳・体の調和の取れた「生きる力」が必要です。

本市には、小学校が23校、中学校が11校設置されており、地域や児童生徒の実態等に応じて、学校を核に家庭・地域が連携し、学習指導要領の趣旨を生かした特色ある教育活動を推進しています。

児童生徒の学力向上やいじめ、学校不適應への対応などきめ細かな指導を行うため、教職員の指導力向上に取り組むとともに、指導員や相談員を配置し、特別支援教育も含めた相談・支援体制の構築を図っています。

また、情報化やグローバル化に対応し、ICTを活用した教育や外国語活動・英語教育の充実を図っています。

学校の施設・設備については、安全で快適な教育環境を整えるため、施設・設備の充実に努めるとともに、老朽化した校舎や体育館の耐震補強や改修などを計画的に実施しています。

また、児童生徒が学校や地域で安心して生活できるよう地域ぐるみで子どもの安全確保に努めています。

さらに、学校給食では、地産地消を進めるとともに、学校給食を通じて食育指導の充実を図っています。

■施策の課題

保護者や地域の信託にこたえ、子どもたちに学ぶ意欲と確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力、社会性や集団性を育む学校教育を推進していくことが求められています。

そのためには、安全で快適な教育環境を確保する必要があります。

学校が核となって家庭や地域との連携を図りながら、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を行うとともに、一人ひとりの児童生徒を大切にしたいきめ細かな指導・支援が必要です。

また、人権教育や道徳、社会の変化に対応した教育の充実、食育、心身の健康づくりを推進するとともに、不安や悩み等のストレスを抱える児童生徒や保護者への対応、いじめや不登校といった問題への対応が求められています。

さらに、学期制の統一や学校の適正配置など今後の望ましい学校のあり方を検討していく必要があります。

■施策の目的

学校教育においては、学習指導要領の趣旨を生かし、子どもたちに確かな学力や豊かな人間性、健やかな体を自ら育みよりよく生きようとする自助の意欲

³⁰知識基盤社会：一般的に、知識が社会・経済の発展を駆動する基本的な要素となる社会を指す。

「生きる力」、他者を尊重して、助け合おうとする共助の意欲「絆」、知性や感性といった「情操」の「総合的な人間力」を育むことを目指します。

■施策の内容

(1) 学ぶ意欲と確かな学力を育む教育の充実

学習指導要領にもとづいた教育活動を円滑に実施し、子どもたちの学習意欲を高め、基礎基本の習得と思考力、判断力、表現力の確かな学力を確実に身につけさせるため、教育課程の編成・実施・評価・改善や体験的な学習活動を推進します。

○主な取組み

- ・英語・環境・キャリア教育等多彩な指導の推進

(2) 豊かな人間性を育む教育の充実

道徳の時間を要として全教育活動を通じて行う道徳教育の充実、道徳的实践力を促す体験活動の充実、生命尊重の心と豊かな感性を育む教育を推進します。

○主な取組み

- ・道徳教育の充実

(3) 体力の向上と心身の健康づくりを図る教育の充実

体育の授業を中心とした児童生徒の体力向上を図る教育、学校給食や学校ファームの取組みを通じた食育、基本的な生活習慣を培う学校保健の取組みを推進します。

○主な取組み

- ・児童生徒の体力向上の促進
- ・食育の推進
- ・児童生徒健康診断・健康管理の充実

(4) 学校における人権教育の充実

人権尊重の精神を養うことを目的とする教育活動を推進するとともに、人権教育に関する教職員研修の充実を図ります。

○主な取組み

- ・教職員への人権教育研修の充実

(5) 自立する力を育む教育の充実

子どもたち一人ひとりに対応したきめ細かな指導・支援のために、家庭・地域と一体となった積極的な児童生徒指導、教育相談の充実、小1プロブレムや中

1 ギャップ³¹への対応、いじめ・不登校対策の取組み、特別な支援を必要とする児童生徒への教育を推進します。

○主な取組み

- ・児童生徒指導の推進
- ・教育相談の充実
- ・特別支援教育の充実
- ・適応指導教室の推進
- ・日本語指導の推進

(6) 防災教育の充実

子どもたちが災害時に危険を予測し回避するために、子どもたちへの防災教育を進め、主体的に行動できるようにするとともに、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進します。

○主な取組み

- ・防災教育のための教育課程の開発
- ・防災に係る教職員研修事業の推進

(7) 教職員の資質の向上を目指す研修体制の充実

県教育委員会と連携した研修の実施、特別支援教育や教育相談、今日的教育課題に関する研修、服務に関する研修を実施するとともに、校内研修の活性化を図る指導・支援を行うことにより研修の質を高め、教職員の指導力と使命感の向上を図ります。

○主な取組み

- ・教職員研修の充実
- ・校内研修の支援
- ・教育委員会委嘱研究の推進

(8) 学校・家庭・地域が一体となった開かれた学校づくり

学校の教育活動を支援する取組みを推進するために、学校応援団による学

³¹小1プロブレム、中1ギャップ：小学校に入学したばかりの小学校1年生が集団行動が取れない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態が数か月継続する状態。これまでは1か月程度で落ち着くといわれていたが、これが継続するようになり就学前の幼児教育との関連や保護者の養育態度が注目され出した。

小学生から中学1年生になったことがきっかけとなり、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが増加するという現象。ギャップの典型例として、コミュニケーションの苦手な生徒が小学校時の友人や教師の支えを失う「喪失不安増大型」、小学校でリーダーとして活躍していた生徒が中学校で自己有用感を感じられなくなってしまう「自己発揮機会喪失ストレス蓄積型」があるといわれている。

校支援体制を充実させるとともに、学校評議員制度や学校評価を活用して学校経営の改善を図り、開かれた学校づくりを推進します。

○主な取組み

- ・学校経営の改善
- ・学校・家庭・地域との連携強化

(9) 安全の確保

小学校への不審者の侵入による児童への被害を防ぐために、小学校安全監視員を配置するとともに、下校時の児童・生徒への安全対策として市職員による通学路巡回パトロールを実施します。

また、防災行政無線による定時チャイム直後に呼びかけ放送を実施し、児童・生徒の安全確保に努めます。

○主な取組み

- ・小学校安全監視員の配置
- ・通学路巡回パトロールの強化

(10) 学校施設・設備の整備・充実

安全で快適な教育環境を確保するため、新耐震基準（昭和56年6月）以前に建築された耐震基準を満たしていない建物について耐震補強工事を行うとともに、老朽化した施設の計画的な改修や校庭の遊具等の点検及び修繕を実施します。

また、学校図書館図書や理科備品など教育活動に必要な教材及び情報機器の整備充実や、コンピュータのネットワーク化とデータの有効活用を図るとともに、情報セキュリティ³²の確保に努めます。

○主な取組み

- ・学校施設の耐震化
- ・学校施設の計画的な改修
- ・遊具等の点検及び修繕
- ・教材及び教育機器の整備充実
- ・情報セキュリティの確保

(11) 学校給食の充実

児童・生徒の健全な発達に資するための栄養バランスの取れた、安全・安心な学校給食を提供するとともに、地産地消を推進するなど、良質で安全な食材の確保に努めます。

³²セキュリティ：コンピュータシステムを災害、誤用及び不正な利用から守ることであり、ハードウェア、ソフトウェア、データのいずれについてもその機密性、完全性、可用性を維持すること。

また、学校給食の運営方針を総合的に検討し、給食施設・設備の整備充実を進めるなど学校給食の充実を図ります。

- 主な取組み
・学校給食の充実

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (中間目標値)	平成 34 年度 (目標値)	備 考
小中学校施設の耐震化率	%	78.8	100.0	100.0	
地元農産物を取り入れた学校給食食材の割合	%	7.6	10.0	12.5	
1日1回は読書をしている児童生徒の割合	%	小学校 84.0 中学校 78.0	小学校 95.0 中学校 95.0	小学校 100.0 中学校 100.0	
「学校が好きだ」と考えている児童生徒の割合	%	小学校 79.0 中学校 74.0	小学校 90.0 中学校 90.0	小学校 100.0 中学校 100.0	対象学年は小学校 5 年、 中学校 2 年
体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク(ABC)の児童生徒の割合	%	小学校 85.0 中学校 85.0	小学校 88.0 中学校 88.0	小学校 90.0 中学校 90.0	
毎日朝食を食べている児童生徒の割合	%	小学校 93.0 中学校 87.0	小学校 95.0 中学校 95.0	小学校 100.0 中学校 100.0	

■協働の指針

- ・子どもたちの地域教育、家庭教育に努めるとともに、学校教育に協力します。
- ・地域での見守り活動に協力します。
- ・家庭や地域において子どもの食に関する関心と理解を深め、健全な食習慣の形成に努めます。

3 高等教育機関との連携

■施策の現状

産業構造の変化や、「中央から地方へ」の権限移譲が進められる中で、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、多様化した市民ニーズに的確に対応するための行政課題は、高度化・専門化しています。

一方、高等教育機関においては、教育ニーズの多様化、少子化による教育市場の縮小などの環境の変化に対応する必要があります。

このことから、地方自治体と高等教育機関が持つ資源を融合することにより、新たな共同事業体の構築と副次的効果を生成するものとして相互の連携が推進されています。

本市では、平成5年に東京理科大学経営学部が開校以来、大学生との交流を促進しています。

また、東京理科大学から市民大学に講師として教授等を招くなど、市民の生涯学習活動を中心に連携を図ることにより、人材の育成や地域の活性化に取り組んでいます。

さらに、近隣に所在する大学において特別講義を実施するなど、高等教育機関との連携を進めています。

■施策の課題

団塊の世代を中心として生涯学習活動に対する需要が増えることと見込まれることから、大学が地域社会の教育・学習機関として活用されるよう、より一層の連携が求められています。

さらに、地域の社会資源として高等教育機関の持つ優れた学術研究機能を地域の活性化やまちづくりに活用できるよう、大学との連携が必要になっています。

■施策の目的

高等教育機関との連携を促進し、その知的資源を活用することにより、地域を活性化させます。

■施策の内容

(1) 高等教育機関との連携

大学等がより地域に開かれた高等教育機関となるよう、市民の生涯学習との連携を進めます。

さらに、高等教育機関の持つ知的資源を活用した、産業振興に向けた産学官連携を促進します。

○主な取組み

- ・生涯学習との連携促進
- ・産学官との連携強化

(2) 学生との交流促進と地域の活性化

学生と地域との交流促進や高等教育機関の人材の活用を図るなど、大学等との連携による地域の活性化について検討します。

○主な取組み

- ・学生と地域との交流促進
- ・高等教育機関の人材活用

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (目標値)	備考
民間事業所との連携事業数	事業	-			

■協働の指針

- ・高等教育機関が実施するイベントなどに積極的に参加します。

4 青少年の健全育成

■施策の現状

近年、少子化、核家族化の進行により生活様式や意識が変化し、地域社会の人間関係も希薄化しています。

このような中、青少年の社会的自立の遅れや地域でのふれあいや体験が不足していることに起因する凶悪事件やいじめ問題が多発し、また、インターネットや携帯電話の普及による情報化社会の進展により、性や暴力に関する情報が氾濫するなど、青少年を取り巻く環境は悪化しています。

本市では、警察、学校、青少年団体等で構成する青少年問題協議会を定期的に関催し、青少年を取り巻く環境の共通認識を図っています。

また、市内各地区にある青少年健全育成を目的とする団体を中心に、防犯パトロールをはじめ違反広告物の撤去、各種事業の実施など、青少年を取りまく環境づくりに地域ぐるみで取り組んでいます。

■施策の課題

乳幼児期からはじまり、地域や社会全体で青少年の成長を支え、見守り続ける視点が必要になっています。

また、青少年健全育成支援活動の拠点整備や人材・情報等のネットワーク化を図り、協働できる体制をつくる必要があります。

■施策の目的

健やかで社会的に自立した心豊かな青少年の育成のため、地域が見守る社会、地域の中で、自然体験などの体験活動や世代間交流が活発に行われ、子どもたちの人間性や社会性が育まれる社会づくりを目指します。

■施策の内容

(1) 青少年の活動促進

青少年の自主性や社会性を育み、主体的な活動を促進するため、各種青少年事業に関する情報を適切に発信し、青少年の社会参加を促進します。

○主な取組み

- ・青少年の社会参加への促進

(2) 青少年団体の活動支援

青少年の社会参加を促進するため、各地区の青少年団体の活動を支援します。

○主な取組み

- ・青少年団体の活動支援

(3) 青少年を取り巻く環境の浄化

地域、警察、青少年団体等と連携して、防犯パトロールの実施をはじめ、有害広告物や有害図書自動販売機の撤去など、青少年を取り巻く環境の浄化に努めます。

○主な取組み

- ・ 地域や関係機関等との連携強化
- ・ 防犯パトロール

(4) 青少年を支える体制づくり

青少年問題協議会を定期的を開催し、青少年を取り巻く環境の共通認識を図ります。

○主な取組み

- ・ 青少年を支える意識の啓発活動

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (中間目標値)	平成 34 年度 (目標値)	備 考
青少年相談員の人数	人	19	22	24	
青少年団体事業に参加する児童・生徒数	人	700	760	800	

■協働の指針

- ・ 地域での青少年健全育成に努めます。
- ・ 青少年健全育成に向けた健全な環境づくりを進めます。
- ・ 青少年健全育成のため未成年者へのたばこ・酒等の販売をしません。

5 人権教育の推進

■施策の現状

21世紀は、「人権の世紀」といわれているにもかかわらず、現在においても同和問題をはじめ、子どもや女性、高齢者への虐待などといった様々な人権問題が発生しています。

本市では、人権教育研修会や講座の開催、啓発冊子の作成・配布、人権教育ビデオの貸出、教育集会所事業等の事業を実施し、広く人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を目指すとともに、人権問題の解決のための人権教育事業を積極的に推進しています。

■施策の課題

人権教育を推進するためには、学校、家庭、地域、企業などを対象とし、多くの市民参加のもとで、より効果的に人権感覚を養う事業を展開する必要があります。

■施策の目的

市民一人ひとりが、人権が尊重される社会を確立する担い手であることを認識し、様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権問題の解決に主体的に取り組めるよう人権教育を推進します。

■施策の内容

(1) P T A・児童生徒・教職員に対する人権教育の推進

幼稚園・小学校・中学校のP T A等を対象とした人権教育研修会を開催するとともに、各種啓発事業を展開することにより、広く人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消に役立て、さらには人権感覚・人権意識の高揚に努めます。

また、児童生徒の人権感覚を培うための人権教育を実践していきます。

さらに、教職員の人権感覚・人権意識の高揚を図るための研修等を行います。

○主な取組み

- ・ P T A等への人権教育研修
- ・ 教職員への人権教育研修

(2) 家庭・地域における人権教育の推進

広報紙に人権に係わる啓発文を掲載し、人権感覚・人権意識の高揚に努めます。

また、教育集会所の整備充実に努めるとともに、教育集会所事業の内容を充実させ、地域住民の人権意識の高揚、地域住民相互の交流を図ります。

○主な取組み

- ・人権教育事業の推進
- ・教育集会所の整備充実
- ・教育集会所事業の充実

(3) 企業・事業者に対する人権教育の推進

企業・事業者を対象とした人権教育講座を開催するとともに、各種の啓発事業を推進する等により、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権感覚・人権意識の高揚、差別意識の解消を図ります。

○主な取組み

- ・人権教育講座の開催
- ・人権教育指導者の養成

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (目標値)	備考
PTA人権教育研修会の開催数	回	4	⇒	⇒	
社会人権教育指導者養成講座の参加者数	人	325	⇨	⇨	
野久喜集会所事業参加者数	人	1,571	⇨	⇨	
内下集会所事業参加者数	人	490	⇨	⇨	

■協働の指針

- ・基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努め、学習機会に参加します。
- ・人権尊重の意識を高め、日常生活に生かします。
- ・事業者は、事業所内での人権学習、人権啓発を実践し、雇用や待遇による差別を撤廃します。

6 生涯学習の推進

■施策の現状

人々の価値観やライフスタイルが多様化し、市民の生涯学習に対する意識や活動範囲は広範・多岐にわたるとともに、その成果が適切に評価され、社会に還元される機会が増加することが求められています。

こうした中、様々な学習機会の提供とともに、身近な地域での講師の確保や学習成果を生かす環境づくりが必要です。

本市では、市民の幅広い学習ニーズに応え、さらには、社会の要請に応えるため公民館、図書館をはじめとする施設では、各年齢層に応じた様々な講座・教室・講演会を開催しています。

また、生涯学習やボランティア活動のリーダーを養成する久喜市市民大学事業、社会参加による生きがいを高めるための久喜市高齢者大学事業、学校・家庭・地域が連携して実施する放課後子ども教室事業などを推進するとともに、学習情報の提供、広報・啓発活動、社会教育団体の育成等に努めています。

■施策の課題

今後の社会の課題への対応、市民の多様な学びのきっかけづくり、自ら学び考え主体的に行動できる環境づくり、生涯学習の機運をさらに醸成する必要があります。また、学校・家庭・地域の連携・協力とともに、家庭及び地域の教育力の向上が求められています。

このため、公民館・図書館など社会教育施設の設備や運営面での充実と参画に努めるとともに、市民の学習ニーズを的確に把握しながら、多彩で特色のある学習プログラムの整備や関係団体の育成等を行い、市民大学・高齢者大学の講座の充実、生涯学習推進大会の工夫、放課後子ども教室の充実など総合的な学習環境づくりを進めていく必要があります。

また、これら生涯学習を総合的に進めるため久喜市生涯学習推進計画を計画的に推進することが必要です。

■施策の目的

学びたい人がだれでも、いつでも、どこでも、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう学ぶことができ、その成果を適切に生かすことができる社会づくりに努めます。

■施策の内容

(1) 多彩な生涯学習機会の提供

生涯学習出前講座・生涯学習人材バンク等の活用や、市民大学・高齢者大学の推進等、様々なニーズにあった学習機会を提供します。

また、生涯学習情報紙の発行やいきがい大学の情報等、生涯学習に関する情報の提供を行います。

さらに、生涯学習研修大会（まなびすとフォーラム）や生涯学習推進大会（ま

なびすと久喜)を支援して、日ごろの成果を発表する機会等を提供することで、各団体の活動の活性化を図るとともに、市民の生涯学習への参加の動機付けをします。

○主な取組み

- ・各種講座の充実
- ・市民大学・高齢者大学の充実
- ・生涯学習の情報提供
- ・生涯学習研修大会や生涯学習推進大会の支援
- ・生涯学習活動団体の活性化の促進

(2) 生涯学習環境の整備・充実

生涯学習関連施設が利用しやすいものとなるよう、施設・設備の整備充実に努めるとともに、バリアフリー化や改修などによる学習環境の改善に努めます。

○主な取組み

- ・施設・設備の整備充実
- ・学習環境の改善

(3) 公民館活動の充実

生涯学習の推進のため、公民館の適正配置、各公民館の環境整備と市民が利用しやすい管理運営の充実を図り、市民の自主的学習活動の支援及び活動の場を提供します。

さらに、特色のある公民館事業を展開するため、公民館運営委員と連携を図り、地域ニーズに応じた公民館活動の充実を図ります。

また、安全で快適な公民館活動が行えるよう老朽化した公民館の計画的な改修等を行います。

○主な取組み

- ・公民館適正配置の検討
- ・公民館運営の充実
- ・公民館事業の充実

(4) 図書館サービスの充実

久喜市図書館サービス基本計画に則った図書館サービスの推進を図るため、図書館サービス施設の適正配置を進めるとともに、既設の図書館、公民館図書室の充実を図ります。

また、市民の多種多様な学習情報のニーズにこたえ、市民の学習活動や、地域連携を支援する図書館として、質の高い図書館サービスの提供を図ります。

さらに、久喜市子ども読書活動推進計画に則った読書活動の推進を図ります。

○主な取組み

- ・図書館サービス基本計画の推進
- ・図書館サービス施設の適正配置の検討
- ・図書館運営の充実
- ・図書館自主事業の充実
- ・子ども読書活動推進計画の推進

(5) 市民大学・高齢者大学の充実

市民大学では、各地区で講座を設定し入学者を増やすことで、各地区でのまちづくりのリーダーを育成します。

また、高齢者大学では、趣味活動や社会参加による生きがいを高めるよう、講座等の検討や見直しを行います。

さらに、市民大学・高齢者大学生や卒業生に対し、市の附属機関や審議会への参加を促して、活躍してもらうように努めます。

○主な取組み

- ・市民大学の充実（再掲）
- ・高齢者大学の充実（再掲）

(6) 放課後子ども教室の推進

放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちに安全・安心な活動拠点として、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供します。

○主な取組み

- ・放課後子ども教室の推進

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (目標値)	備 考
公民館利用者数	人	363,378	⇒	⇒	
生涯学習関連の講座・ 教室の参加者数	人	12,320	⇒	⇒	
生涯学習人材バンク登 録者数	人	212	⇐	⇐	
人口一人当たりの図書 の貸出冊数	冊	4.36	⇐	⇐	図書貸出総数/総人口
市民大学受講者数	人	34	⇒	⇒	

■協働の指針

- ・学びを通じて現在の市の現状と問題を知り、その学んだ成果をまちづくりに生かします。
- ・ボランティアとして自己の持つ技能・知識を生かして、学校現場等で子どもたちに学校では学べないことを教え伝えます。

7 歴史・文化の継承と活用

■施策の現状

今日では経済的なモノの豊かさ以上に、こころの豊かさを人々は求めています。

文化には楽しさや感動、精神的なやすらぎを感じさせ、人生を豊かにする働きがあり、市民は、様々な文化に触れ、自らがその創造に参加したいという欲求を持っています。

そのため本市では、各地区で開催される市民文化祭のほか教育委員会主催の美術展、芸術祭を中心として、日常の文化活動の成果の「発表の場」として、発表会、作品展示会といった機会の提供と併せて、芸術文化鑑賞の機会を広く提供しています。

また、本市は古くから人が定住し、国・県・市指定文化財が96件、周知の埋蔵文化財包蔵地が120箇所以上あるなど、貴重な文化財を数多く有しています。これらの歴史や文化財は誇りうるべきものであり、未来に継承するとともに、地域の活性化に役立てていくことも必要です。このため、有形・無形の貴重な文化財の調査・保存・活用に努めています。

■施策の課題

世代によっては演劇、舞踊、音楽などの鑑賞の機会等が少ない状況もあり、さらにそれらを自ら体験することの機会についても低い状況が見られます。

また、少子高齢化の急速な進展によって、次世代の文化の担い手不足が懸念されており、伝統文化の継承が不安視されています。

市民自らがふるさとの歴史や文化のすばらしさを再発見・再認識し、地域文化を発展させるためにも、貴重な文化財を後世に伝えるとともに、そのための調査研究を行い、積極的に公開・活用していく必要があります。

また、子どもたちの豊かな人間性や感性を育むため、ふるさとの優れた芸術文化に触れる機会をつくるなどの仕組みづくりが必要となっています。

文化財は、今後とも適切な調査や保存、活用等に努め、より多くの人々が本市の歴史や文化に親しめる場や機会を増やしていく必要があります。

■施策の目的

市民が多彩な文化・歴史に触れ、これを楽しむとともに、市の文化的・歴史的資産が適切に保存・活用されるように努めます。

■施策の内容

(1) 芸術・文化団体の育成・支援

芸術文化活動を日常的に行っている団体の規模や実情にあわせた育成、支援を行うとともに、文化団体のより一層の文化活動を促進させるため、各地区の文化団体連合会の統合に向けて情報提供や連携、協力を行います。

○主な取組み

- ・芸術・文化団体活動の促進
- ・各地区間の文化団体の連携

(2) 文化活動等の充実

豊かな芸術文化の発展を目指して、様々な文化振興事業を開催し、団体及び個人の成果を発表する場の提供と芸術文化鑑賞の機会の提供を併せて行っています。

○主な取組み

- ・市民文化祭・市民芸術祭等への参加促進
- ・芸術文化活動の情報提供

(3) 文化財の保存・継承

古くから市内各地域に残されている、歴史的資源としての文化財や伝統行事を次世代へ確実に継承するため、それらの保護に取り組み、また、地域の伝統行事や祭りなど、郷土に伝わる伝統文化の継承のため、後継者の育成や伝承活動に対しての支援を実施します。

○主な取組み

- ・文化財・歴史資料等の保護
- ・伝統文化継承・伝承活動への支援

(4) 文化財の活用

市内各所に保管されている、文化財や歴史資料等の調査・整理を行い、その成果を公にするとともに、展示・公開に活用します。

さらに、市内各所に存在する文化財や歴史資料、伝統行事や祭り等について、市民が郷土の文化や伝統に関心を持てるよう周知を図り、郷土に対する愛着心を醸成する手段として活用します。

○主な取組み

- ・文化財・歴史資料等の展示・公開
- ・文化財等の情報提供

(5) 本多静六博士の顕彰

日本で最初の「林学博士」であり、「日本の公園の父」と呼ばれる郷土の偉人本多静六の顕彰を推進するとともに、積極的な情報発信を行います。

○主な取組み

- ・本多静六博士の顕彰
- ・本多静六記念館の充実

(6) 地域文化資源の発掘

市内の歴史資料や本市にゆかりのある人物の発掘に努め、その成果を公にし、潜在している魅力の新たな発見へと繋げます。

また、地域文化資源の情報発信を積極的に行い、文化振興の素材として活用します。

○主な取組み

- ・市史編さんの推進
- ・地域文化資源の情報発信

(7) 郷土資料館の充実

歴史資料等の調査、収集、保存等に努め、その活用を図るため、常設展や特別展などでの展示公開を行い、併せて歴史講座等の各種事業を実施し歴史や文化を学ぶ生涯学習の場として、また、学校教育への支援の場として、郷土資料館の充実を図ります。

○主な取組み

- ・企画展・特別展等の開催
- ・生涯学習及び学校教育等との連携強化

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (目標値)	備考
久喜市美術展出品者数	人	415	◻	◻	
久喜市美術展入場者数	人	2,510	◻	◻	
市民芸術祭入場者数	人	758	◻	◻	
吹奏楽フェスティバル入場者数	人	1,910	◻	◻	
郷土伝統芸能後継者育成活動の実施回数	回	215	◻	◻	
郷土資料館の入館者数	人	7,659	◻	◻	

■協働の指針

- ・芸術・文化に関心をもち、講演や学習会、その他市民活動に積極的に参加します。
- ・地域における芸術・文化活動の振興、地域間の文化交流に努めます。
- ・文化財の地域での保存・管理に協力します。

8 スポーツ・レクリエーション活動の充実

■施策の現状

スポーツ・レクリエーション活動は市民の健康や体力づくり、趣味等のために役立つ手段だけではなく、豊かで活力に満ちた地域社会の形成に重要な役割を担っています。

また、スポーツ基本法の制定により、スポーツの推進が国家戦略として位置づけられ、今後益々スポーツ・レクリエーションの活性化が求められています。

本市では、総合型地域スポーツクラブ³³の活動のほか、総合運動公園、体育センター、プールなどの地域の各スポーツ施設や、学校体育施設において多くの人がスポーツの日常化に努めているほか、地区体育祭などの開催により、スポーツ・レクリエーションを通じた市民交流も活発に行われています。

■施策の課題

スポーツは明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に寄与するものであり、スポーツの楽しさや感動を分かち合うには、スポーツの機会の提供や競技力の向上も求められています。

そのためには、各自の興味・関心にあわせて参加できるスポーツ大会の開催や地域におけるスポーツ振興の拠点としての機能を有する総合型地域スポーツクラブの充実が求められています。

また、スポーツ基本法に基づくスポーツ行政の総合的、計画的な推進も求められており、地方スポーツ推進計画の策定を含め積極的な施策の推進が必要です。

■施策の目的

地域のスポーツクラブやスポーツ指導者などに支えられ、生涯にわたって多くの市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことにより、健康の保持・増進が図られ、明るく活力に満ちた社会の形成を目指します。

■施策の内容

(1) スポーツ・レクリエーション施設の充実

市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ場として、社会体育施設や学校体育施設の充実を図ります。

○主な取組み

- ・社会体育施設の充実
- ・学校体育施設の適正な維持管理

³³総合型地域スポーツクラブ：人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、(1) 子どもから高齢者まで（多世代）、(2) 様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、(3) 初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

(2) スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実

市民の健康づくりや体力の向上に資するため、各種の大会、教室等を開催し、スポーツ・レクリエーション活動への参加機会の充実を図ります。

○主な取組み

- ・各種スポーツ教室等の充実
- ・スポーツ・レクリエーション活動の情報提供

(3) スポーツ・レクリエーション活動を通じた市民交流の促進

スポーツ・レクリエーション活動を通じた市民交流を促進するため、地区体育祭等の充実を図ります。

○主な取組み

- ・地区体育祭の充実

(4) スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援

市民がスポーツ・レクリエーションに親しむことのできる環境づくりを促進するため、スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援を図ります。

また、地域住民が主体的に運営する総合型地域スポーツクラブの創設を支援します。

○主な取組み

- ・各種団体の育成・支援

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (目標値)	備考
年間の社会体育施設利用者数	人	167,460	⇒	⇒	
年間の学校体育施設利用者数	人	206,563	⇒	⇒	
年間のスポーツ・レクリエーション大会、教室等参加者数	人	13,141	⇒	⇒	

■協働の指針

- ・スポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加し、自らが健康で活力に満ちた生活を送ることを心がけます。
- ・スポーツ・レクリエーション活動に関する企画・立案に積極的に参加します。

大綱5 安全で調和のとれた住みよい快適なまち

～都市基盤～

1 都市機能の整備

■施策の現状

本市は、JR宇都宮線、東武伊勢崎線、東武日光線などが乗り入れる5つの駅を有し、東北道の久喜インターチェンジや圏央道の久喜白岡ジャンクションや白岡菖蒲インターチェンジなどを有し、交通体系に恵まれています。

また、本市の都市計画区域は、全市域 82.4 平方キロメートルであり、その約24%にあたる19.7平方キロメートルが市街化区域、約76%にあたる62.7平方キロメートルが市街化調整区域となっています。

なかでも市街地では、良好な住宅地が形成され、公園・緑地等が整備されるなど安全性や快適性を確保するとともに、本市の立地特性を生かした土地利用の転換が図られてきました。

また、本市の交通の優位性を生かし、久喜菖蒲工業団地や菖蒲南部産業団地など工業・流通業務の土地利用が図られてきました。

■施策の課題

本市の特長である恵まれた田園環境が保全され、良好な生活環境が将来にわたり維持されるよう、長期的視点に立った土地利用計画の策定が必要であり、駅や駅周辺地域の整備、圏央道のインターチェンジやジャンクション周辺、幹線道路沿線での開発を計画的に推進することが必要です。

なかでも住宅は、健康で文化的な暮らしの基盤であることから、良質な住宅の供給促進と快適な住環境の整備が求められ、民間を含めた多彩な宅地施策は若年人口の定住促進においても重要な役割を持ちます。

本市では、市街地内の未利用地もあり、この有効活用とともに定住を促進するための計画的な土地利用が求められています。

また、高齢化が急速に進行する中で、高齢者等が安心して暮らせる住宅の確保等も求められています。

■施策の目的

交通の優位性を生かした産業系の土地利用の推進に努めるとともに、あらゆる世代に適応する住みやすい居住環境の形成を促進し、調和のとれた住空間・都市空間づくりと市街地整備に努めます。

■施策の内容

(1) 計画的なまちづくりの推進

本市の特性に応じた土地利用を図るとともに、社会経済情勢などの変化による土地利用の動向を踏まえ、都市計画マスタープランの計画推進、さらに、適正な土地利用を計画的に推進します。

- 主な取組み
- ・都市計画マスタープランの推進

(2) 総合的な土地利用の推進

適正かつ効率的な土地利用を図るため、将来土地利用構想に則した、地区整備を推進します。

- 主な取組み
- ・都市計画マスタープランの推進（再掲）

(3) 中心市街地整備の推進

地域の調和ある発展と利便向上を図るため、未整備の駅周辺や駅前広場等の整備を推進します。

また、整備済みの駅前広場は、利用しやすく親しまれる魅力ある空間となるよう、適正な維持管理と更新に努めます。

- 主な取組み
- ・駅周辺地域の整備事業等
 - ・既存駅前広場の適正な維持管理

(4) 住環境の整備や改善

多様化する市民生活に対応した住環境を確保し、また、市民の定住化促進を図るとともに、住環境の整備や改善を推進します。

また、計画的な市街地整備を進めるとともに、個性豊かで快適な都市づくりを図るため、地域住民の理解を得ながら、各地域の特性に応じた地区計画の積極的な活用を推進します。

- 主な取組み
- ・栗橋駅西土地区画整理事業
 - ・地区計画制度の活用

(5) 市営住宅の計画的な維持管理

既存市営住宅の計画的な維持管理に努めるとともに、その在り方について見直してまいります。

- 主な取組み
- ・市営住宅の計画的な維持管理

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 （現状値）	平成 29 年度 （中間目標値）	平成 34 年度 （目標値）	備 考
市街化区域の面整備率	%	61.1			

■協働の指針

- ・市の土地利用方針を理解し、住宅・住空間の整備に協力します。
- ・事業者は、良質な宅地と安全で快適な住宅の供給に努めます。

2 道路・公共交通の整備・充実

■施策の現状

道路交通網は、交通のほか、定住・交流・生産・流通等の重要な機能を受け持つ大切な都市基盤でもあります。

市内には、東北道の久喜インターチェンジがあり、圏央道の久喜白岡ジャンクション、白岡菖蒲インターチェンジが開設しました。

また、国道4号、国道122号及び国道125号並びに主要地方道さいたま栗橋線、川越栗橋線及び春日部久喜線などがあり、交通利便性に恵まれています。

さらに、JR宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線が縦断し、久喜駅、東鷲宮駅、栗橋駅、鷲宮駅及び南栗橋駅があり、鉄道による交通利便性にも恵まれています。

道路・公共交通網の整備については、市を結ぶ幹線道路と生活道路を区分し、また、公共交通網といった生活住環境の整備を各地域の特性を生かした整備に取り組んでいます。

■施策の課題

今後、国・県等関係機関と連携しながら、圏央道をはじめ国道や県道の整備を促進するとともに、市道については、広域幹線道路とのネットワークを確保しつつ、地域間を結ぶ幹線道路の整備を進める必要があります。

また、生活道路においても狭い道路や砂利道などの未整備路線の整備を進める必要があります。

道路網の計画的な整備にあたっては、道路の基礎的資料となる道路台帳を常に最新の状態に維持する必要があります。

さらに、公共交通機関の利便性向上と利用の促進を図る必要があります。

■施策の目的

広域幹線道路の整備を進め、地域間の移動時間や距離を短縮するとともに、地域や産業の活性化をもたらすよう努めます。

また、安全性・利便性の向上と市内地域間の連携強化のため、幹線道路網の計画的な整備、生活道路の整備を進めるとともに、身近な公共交通機関の充実に図ります。

■施策の内容

(1) 広域幹線道路の整備

国道・県道を基軸とした広域交通道路網が配置されており、道路網整備による安全性や利便性の向上が求められていることから、圏央道をはじめ、国道125号栗橋大利根バイパス・主要地方道上尾久喜線樋ノロバイパス・主要地方道春日部菖蒲線白岡久喜バイパス・県道加須幸手バイパス・主要地方道行田蓮田線バイパスなどの新規道路の整備、国道125号・主要地方道さいたま栗橋

線・主要地方道川越栗橋線・県道阿佐間幸手線などの歩道整備を含めた道路拡幅及び未整備の都市計画道路の整備などの計画的な促進を図り、広域的な移動軸の形成を目指します。

○主な取組み

- ・圏央道及び圏央道休憩施設の整備
- ・国・県道の整備
- ・市道の整備

(2) 市内幹線道路・生活道路の整備

市道は日常生活や経済活動を支える最も身近な公共施設であり、市民の生活の基盤となる道路の計画的な整備の推進が必要なことから、歩道の整備、狭い道路の拡幅整備、路面の段差解消・バリアフリー化などの機能性・安全性の向上及び環境に配慮した人に優しい快適な道づくりに努めます。

また、市内の拠点間を結ぶ交通網や都市間の連携を強化する広域道路網構築のため、都市の骨格となる都市計画道路についても計画的な整備を図ります。

さらに、橋りょうについても整備・補修を進めます。

なお、計画的な道路整備や、道路行政の基礎資料となる道路台帳を常に最新の状態に維持していきます。

○主な取組み

- ・市道の整備・改良
- ・歩道のバリアフリー化
- ・橋りょうの整備・補修
- ・道路台帳等の整備

(3) 安全で快適な道づくりの推進

市民が安心して利用できるよう、幹線道路の整備と整合を図りながら、計画的な道路の新設・改良に努めます。

歩道の整備にあたってはバリアフリー化に努めます。

また、安全で快適な道路環境を維持するため、道路パトロールを実施し、危険箇所の早期発見に努め、補修や改修の推進を図ります。

さらに、市民参加による快適な道路環境づくりの取り組みを支援します。

○主な取組み

- ・市道の整備・改良
- ・市道のバリアフリー化
- ・道路里親事業
- ・道路愛護月間事業

(4) 公共交通機関の充実

鉄道交通や路線バス等の公共交通機関の利便性向上について、関係機関に要望していきます。

また、高速バスの乗り入れについて、事業者に要望していきます。

市内循環バスについては、利用状況や利用者ニーズを踏まえ、適宜、運行体制を見直すとともに、より効果的、効率的な公共交通システムの導入について検討します。

○主な取組み

- ・鉄道事業者への要望活動
- ・バス事業者への要望活動
- ・市内循環バスの適正運行
- ・新たな地域公共交通網の整備

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (目標値)	備考
舗装整備率	%	71.5	75.0	80.0	
歩道整備延長	m	141,444	140,000	145,000	
市内循環バスの年間乗車人数の合計	人	152,876	□	□	

■協働の指針

- ・道路の適切な維持管理に協力します。
- ・公共交通機関を積極的に利用します。
- ・運行上の安全性の確保と他の公共交通機関との連携による快適性、利便性の向上を図ります。
- ・市民ニーズに即したバスの運行について安全性を第一として実施します。

3 公園の緑化と水辺環境の保全

■施策の現状

都市公園をはじめとする緑とオープンスペースは、休息、散策、遊戯、運動などレクリエーション活動の場であるとともに、都市環境の維持・改善機能、景観形成機能、都市防災機能など様々な目的と機能を兼ね備えた施設です。

こうした特性を生かすため、計画的に公園、緑地及び水辺の整備を進めるとともに、既設公園においては、利用者の誰もが安心して快適に過ごせるよう、適切な管理運営を行い、良好な施設環境の維持に努めています。

また、公園や緑地などの緑の空間は、生活に潤いや安らぎを与えるだけでなく、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象³⁴の緩和、生物多様性の保全など、良好な都市環境の形成に寄与する重要な施設であり、緑の保全並びに緑化を積極的に推進しています。

本市では、県営久喜菖蒲公園、県営権現堂公園、久喜市総合運動公園及び弦代公園などの大規模公園等も整備され、さらに街区公園の整備を計画的に進めて、近年のスポーツ・レクリエーションやいこいの場、交流の場等、緑や水とふれあえる空間を求める市民ニーズに対応してきています。

■施策の課題

生活に密着した身近な公園や広場、水辺環境の整備を求める声が高まっています。

このため、公園・緑地・水辺の整備により、市全体が水と緑に包まれた、美しいというおいのある環境づくりを進めていく必要があります。

■施策の目的

市民のいこいや交流に役立つ空間を確保するため、魅力ある公園・緑地・水辺環境の整備・保全を図ります。

■施策の内容

(1) 公園の充実

公園の活用については、子どもからお年寄りまで一緒に遊び、一緒に学ぶことができるような世代間交流を担う場を提供するとともに、地域間におけるコミュニティ活動の拠点、さらには健康増進活動を行なえる場となるような施設環境の充実を図ります。

また、災害発生時においては、避難地、避難路のほか、復旧・復興の拠点として活用できるよう、防災機能の向上に資する快適で安全な都市空間を創出します。

³⁴ヒートアイランド現象：都市部の気温がその周辺の郊外部に比べて異常な高温を示す現象。高温により自然環境が影響を受け、住民の生活や健康にも影響を及ぼすことから、近年問題視されている。対策を行わなければ、人口の集中がある場所では例外なく起こる現象で、都市の規模が大きいほどヒートアイランドの影響も大きい傾向にある。

○主な取組み

- ・公園内施設の整備充実
- ・防災機能を有した都市空間としての公園整備

(2) 公園の管理と緑化の推進

地域住民やボランティア団体との協働により、草花や樹木の植栽を定期的
に実施し、緑化の推進を図ります。

また、森や水辺のある自然形態を生かした公園については、周辺環境に十分
配慮したうえで、緑がもたらす公益的な機能を最大限に発揮できるよう保全に
努めます。

さらに、緑化については、本市が生んだ「日本の公園の父」である本多静六
博士の意志を受け継ぎ、土地の特徴や歴史、市民の要望などを最大限に生かし、
計画的に推進します。

○主な取組み

- ・市民参加による維持管理体制の確保
- ・公園の緑化

(3) 地区公園等の整備

公園等が持つ様々な役割や機能を考慮したうえで、子どもからお年寄りまで
の幅広い年齢層のニーズに応えられる施設を備え、地域に密着した地域に親し
みを持たれる公園の整備に努めます。

○主な取組み

- ・地区公園の整備

(4) 水辺環境の保全

水辺空間を利用し、生活に潤いとやすらぎを与える場として、自然に配慮し
た水辺環境の保全に努めます。

また、水辺環境は、レクリエーションや水に親しむ場として、親水施設の設
置など自然景観に配慮した整備に努めます。

さらに、中川などの一級河川では、良好な水辺環境を生かし、自然とふれあ
える緑と水の空間の保全・創出を図るとともに、多様な生態系の保全が図れるよ
う県に要望していきます。

また、緑と水の拠点づくりによりその活用を図ります。

○主な取組み

- ・水辺環境の保全
- ・水辺再生維持管理事業

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (中間目標値)	平成 34 年度 (目標値)	備 考
都市公園の整備(供用)面積	m ²	606,302	633,981	651,111	
総合体育館及び有料公園施設等の年間利用者数	人	555,703			
公園管理団体数	団体	54	80	110	公園維持管理業務等の委託契約を締結した住民団体数

■協働の指針

- ・公園に親しみ活用します。
- ・みどりの大切さを理解し、進んで緑化活動に参加します。
- ・地域の公園は地域で管理するように努めます。

4 上下水道の整備

■施策の現状

水道は、健康で文化的な生活や生産活動に欠かせない社会基盤ですが、これまで老朽管の更新や良好な水質の確保などにより、安全・安心な水道水の安定供給に努めています。

下水道は、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質の保全・向上のために処理区域の拡大が求められています。

また、下水道事業の効果的推進のほか、公共下水道区域以外では、農業集落排水事業や合併処理浄化槽による生活排水の処理をしています。

■施策の課題

水道については老朽化した施設の更新や配水ブロックの見直しを図り、水圧や水量のバランスのとれた効率的な水運用を行い安定給水に努める必要があります。

下水道については供用開始済みの処理区及び地区について、水洗化の普及を図るとともに、合流式下水道の改善や施設の維持管理の充実を図る必要があります。

また、事業推進の財源や適正な使用料の確保に努め、事業運営の安定化を図る必要があります。

■施策の目的

安全な水道水の安定供給のため、施設・設備の更新・整備を行い、災害にも対応した施設と供給体制を確保し、市水道ビジョンの着実な実施に努めます。

公共下水道、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽の普及促進事業により生活排水処理の普及率の向上による公共用水域の水質保全を目指すとともに、事業運営の安定化を図ります。

■施策の内容

(1) 水道施設の計画的整備

補強連絡管の整備によりバックアップ機能の充実を図るとともに、水源については段階的に地下水を県水へ切り替え、配水ブロックの見直しなどを行い、安定した水道水の供給に努めます。

また、配水拠点となる浄水場や老朽管、石綿セメント管の更新及び基幹管路の耐震化を図るとともに、災害時の体制を整えることで、合理的な設備投資をして、災害に強い施設の構築を図ります。

○主な取組み

- ・安定した水の供給
- ・施設の計画的な整備

(2) 効率的な水道事業の推進

水需要が伸び悩む中、経常経費の節減や合理化に努めるとともに、水道施設の効率化、有収率の向上を図るため漏水調査の実施、外部委託などを活用し適

正な定員管理を図ります。

○主な取組み

- ・水道事業経営の健全化・効率化

(3) 生活排水処理ビジョンの策定

生活環境の改善や公共用水域の水質保全・向上を進めるため、効率的な生活排水処理に係る総合的かつ長期的なビジョンを策定します。

また、生活排水の処理は、公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置促進事業の3事業により実施していきます。

○主な取組み

- ・生活排水処理ビジョンの策定

(4) 下水道の整備

公共下水道計画区域の見直しを図るとともに、下水道事業認可区域の早期整備を推進し、生活環境の改善や公共用水域の水質保全・向上を図ります。

また、下水道への接続の促進に努めます。

○主な取組み

- ・公共下水道計画区域の見直し
- ・事業認可区域の整備
- ・下水道への接続の促進

(5) 合流式下水道改善計画の推進

合流式下水道は、久喜駅周辺の市街地 114.9ha における下水道の方式です。汚水と雨水を同時に排水することから、降雨時に公共用水域の水質に影響を及ぼすため、総合的な改善計画を策定します。また、緊急改善計画による雨水貯留槽を整備します。

○主な取組み

- ・総合的な改善計画の策定
- ・雨水貯留槽の整備

(6) 施設維持管理の充実

下水道管破損箇所の修繕や老朽管の布設替えを推進することにより、良好な生活環境及び有収率の向上を図ります。

さらに、汚水を正常に終末処理場まで送水するため、汚水中継ポンプ場の老朽化した設備機器等の修繕及び改修等を推進します。

農業集落排水処理施設についても同様に、老朽化した設備機器等の修繕及び改修等を推進します。

○主な取組み

- ・計画的な維持管理体制の充実

・農業集落排水施設の維持管理の充実（再掲）

（7）持続可能な事業運営の推進

下水道事業については、運営コストの削減などを図りながら、事業財源の確保及び使用料の適正化を図るとともに、下水道事業中期経営計画を策定し、より安定的な事業運営の実現に努めていきます。

○主な取組み

- ・安定的な下水道事業運営
- ・下水道事業中期経営計画の推進

（8）合併処理浄化槽の普及と管理

合併処理浄化槽の設置促進は、下水道整備計画区域以外の公共用水域の水質保全に寄与するものであることから、生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽への転換の普及に努めます。

また、排水水質の適正な維持管理が行われるよう啓発、指導を図ります。

○主な取組み

- ・合併処理浄化槽の設置促進（再掲）
- ・浄化槽の適正な維持管理の啓発及び指導

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (目標値)	備考
有収率	%	90.7	92.9	93.6	給水する水量と料金として収入のあった水量との比率
配水管における石綿管の残存距離	Km	13.3	1.3	0	
下水道普及率	%	68.4(H22 値) ※H23 数値6月以降確定予定	□	□	行政人口に対する公共下水道の整備された人口の割合
水洗化率	%	93.3(H22 値) ※H23 数値6月以降確定予定	□	□	公共下水道整備区域内の水洗化人口の割合
浄化槽法定検査の実施率	%	2.2(H22 値) ※H23 数値6月以降確定予定	□	□	浄化槽法第11条検査の実施率

■協働の指針

- ・水は限りのある資源であることを認識し、節水に努めます。
- ・下水道への接続につとめ、正しい利用を心がけます。
- ・浄化槽を使用している場合は、浄化槽の適切な維持管理を行います。

5 治水対策の充実

■施策の現状

各地で風水害、土砂災害など多くの被害が発生していますが、本市においては、大雨時に河川の氾濫の危険性があるとともに、市街地の低い箇所などに雨水が溜まることも起きています。

河川整備については、関係管理機関に整備・改修を要請するとともに、市街地の排水については、迅速な排水対策を順次進めています。

■施策の課題

洪水や浸水等から市民の生命財産を守るための治水対策は、今後も着実に進めていく必要があるとともに、景観や自然環境を保全しつつ整備を進めていくことが求められています。

併せて、今後は、災害時要援護者等への新たな情報提供のあり方や市民の防災意識の醸成を図るような方策の検討が必要です。

また、調整池や排水施設等の既存施設の適切な維持管理による機能確保が求められています。

■施策の目的

大雨のときも安心して暮らせるよう、治水のための施設整備や水防情報の適切な提供など総合的な治水対策を進めます。

■施策の内容

(1) 利根川堤防の強化促進

利根川の洪水や浸水等から市民の生命財産を守るため、首都圏氾濫区域堤防強化対策事業を促進します。

○主な取組み

- ・首都圏氾濫区域堤防強化対策事業の促進

(2) 治水対策の推進

浸水被害の解消により安心して暮らせる市民生活を築くため、関係市町との連携を図り、県管理の河川に対し、早期整備を県に強く要望していきます。

また、市管理の河川や水路等については、環境や生態系に配慮しながら、都市化の進展に伴う水害の防止に努めます。

○主な取組み

- ・県管理河川の早期整備
- ・市管理河川・水路等の維持管理

(3) 市街地排水機能の向上

台風・集中豪雨などによる浸水被害を少なくするため、河川・水路の整備改修及び道路排水施設の整備に努めます。

また、排水施設等の改善・機能保持に努めます。

○主な取組み

- ・排水路整備
- ・河川の浚渫工事
- ・排水施設等の機能充実

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (目標値)	備考
浸水による通行止箇所 の減少	箇所	29			

■協働の指針

- ・水路の清掃や良好な維持・管理に参加します。

6 防災・消防体制の充実

■施策の現状

東日本大震災や集中豪雨、台風などによる様々な災害の多発により、人々の災害に対する関心は高まっています。しかし、市民の防災意識については、地震に対して建物に不安はあるが、実際には耐震化を行っている市民の割合は少ないものと思われます。

本市では、地震や風水害による災害への備えとして、地域防災計画を策定し、日頃から自主防災組織の育成、防災訓練の実施、防災知識普及のための活動、防災資機材の整備、災害用保存食等の備蓄、避難施設・避難路等の周知と整備、関係機関との各種災害応援協定の締結などに取り組んできました。

また、防災拠点・避難所となる公共施設等の耐震化の促進、住宅耐震化促進計画の策定、災害時要援護者の支援など災害に強いまちづくりを進めてきました。

さらに、常備消防と非常備消防（消防団）が互いに連携しながら防火・防災に努めています。

■施策の課題

災害が複雑多様化・大規模化しており、防災・減災等の体制づくりのためには、防災関係機関の災害への対応力の向上、地域防災力の充実、災害に関する情報の迅速かつ的確な伝達と共有化、消防力の充実・強化などが必要となっています。

特に東日本大震災においては、広域的・長期的対応が必要となり、また、原子力災害も併発するなど、これまでの想定を超える事象が発生したため、この震災を契機に国・県の地域防災計画の見直しに対応して、市地域防災計画の見直しをはじめとした地域防災の総検証を行い、必要な対応を講じることが求められています。

また、防災上重要な建築物は、早急に耐震改修を行い、耐震性を確保する必要があるため、計画的な耐震化を行っていく必要があります。

公共建築物については、建築物耐震改修促進計画を定め、指定避難所を中心に耐震診断・改修の取り組みを進めていますが、民間建築物の耐震化は、まだ進んでいない状況もあり、耐震化の重要性について市民意識を向上させる取り組みや、耐震改修の支援策を充実することが必要となっています。

■施策の目的

自然災害からの安全確保に向け、地域防災の体制強化に努め、豊かな自然を大切な財産とし、安心して暮らせる総合的な防災対策を推進します。

また、建築物の耐震化を進めて、被災時に防災上重要な建築物や救護施設が有効に機能するように努めるとともに、災害時被害の軽減や早期の復旧・復興が図られるように努めます。

■施策の内容

(1) 総合的な防災体制の確立

国・県の防災計画の見直しに対応し、市としてあるべき防災対策の姿を検討しながら、それを実現するために地域防災計画の修正や初動・避難マニュアル類の整備・見直しを進めます。

また、関係機関との連携強化、業務従事者の技術の習得、市民の防災意識の向上を図るため、防災訓練の充実を図ります。

○主な取組み

- ・防災訓練の充実
- ・関係機関等との連携強化
- ・防災体制の整備
- ・自主防災組織の育成支援と強化
- ・防災備蓄品の充実
- ・庁舎等の耐震化

(2) 危機管理体制の強化・充実

武力攻撃事態や大規模テロなどの緊急対処事態などに備えて、市民の避難、避難市民の救援、災害への対処などの措置を実施するための体制を整備します。

○主な取組み

- ・国民保護計画の推進

(3) 消防・水防体制の充実

市民や消防団、久喜地区消防組合、利根川栗橋流域水防事務組合及び関係機関との協力体制を整備して、総合的な消防・水防体制の強化・充実を図ります。

また、市民や事業所等を対象とした火災予防指導や広報活動を推進します。

○主な取組み

- ・久喜地区消防組合、利根川栗橋流域水防事務組合及び関係機関等との連携強化
- ・消防団の充実

(4) 救急・救助体制の充実

救急救命率の向上を図るため、久喜地区消防組合との連携を強化し、救急業務の高度化を促進します。

また、市民や在勤者などを対象とした救命講習会の充実を促進します。

○主な取組み

- ・久喜地区消防組合との連携強化

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 （現状値）	平成 29 年度 （中間目標値）	平成 34 年度 （目標値）	備 考
自主防災組織の組織率	%	48.6	65.0	70.0	

■協働の指針

- ・「自らの命は自らで守る」という「自助」の意識をもちます。
- ・平常時から家具の固定や非常持出品、備蓄品の準備などの防災対策をします。
- ・避難所、避難場所等の確認や地域等で行う防災訓練等に積極的に参加します。
- ・自主防災組織の結成などにより、地域の防災性を高めます。
- ・顧客や従業員の安全確保、災害後の業務の早期再開に努めます。

7 防犯体制の強化

■施策の現状

全国的には、凶悪な犯罪や若年層の犯罪が起きており、だれもが犯罪の被害者になりうる可能性は増加しつつあります。また、子どもが被害者になる凶悪犯罪やインターネットを利用した犯罪、振り込め詐欺の増加など、犯罪からの安全性の確保が市民の関心事となっています。

本市では、これまで、防犯については、防犯のまちづくり推進条例に基づき、防犯意識の高揚と地域の防犯体制の確立を図りながら、防犯のまちづくりを進めてきました。

一方、市民が行っている防犯対策としては、各自治会や団体等によって組織される自主防犯団体や地域防犯推進委員による防犯パトロールなどの活動が行われています。

■施策の課題

近隣意識の希薄化から、コミュニティ機能の低下や核家族化等による社会環境の変化によって、地域の犯罪防止機能が低下してきていることから、今後も、関係機関・団体との連携により、地域の防犯・地域安全体制の強化や防犯意識の高揚を図っていく必要があります。

■施策の目的

地域防犯体制の充実を図り、市民の暮らしの安全に対応した犯罪のない環境づくりを進めます。

■施策の内容

(1) 防犯推進体制の充実

久喜地方防犯協会及び幸手地区防犯協会や警察などの関係機関との連携により、犯罪の未然防止施策を促進し、防犯意識の高揚を図るため、防犯推進大会による啓発活動とともに、年末年始特別警戒及び地域安全活動推進週間にあわせた街頭啓発活動を推進します。

また、子どもレディース110番の家の拡充を図ります。

○主な取組み

- ・ 関係機関等との連携強化
- ・ 防犯意識の啓発活動
- ・ 子どもレディース110番の家の拡充

(2) 犯罪が起きにくい環境整備

防犯灯の設置と維持管理体制の確立により犯罪が起きにくい環境の整備に努めます。

- 主な取組み
・防犯灯の設置の推進

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (中間目標値)	平成 34 年度 (目標値)	備 考
防犯灯の設置基数	基	9,359	9,731	10,116	
刑法犯認知 ³⁵ 件数	件	2,101	⇒	⇒	
子どもレディース 110 番 の家相談員数(1戸あ たり1人)	人	1,149	⇒	⇒	

■協働の指針

- ・自分自身及び家族の安全は自分で守るという意識をもって日常生活を送ります
- ・自主的な防犯・地域安全活動へ参加します。
- ・犯罪被害者問題に対する理解度や認識を高め、支援施策に協力します。

³⁵ 刑法犯認知件数：警察において認知した刑法犯発生件数

8 交通安全対策の充実

■施策の現状

運転免許保有人口や世帯当たりの車両保有台数増加等により交通事故の発生要因は増加傾向にあり、特に子どもや高齢者などの事故の増加が懸念されています。

また、飲酒運転による死亡事故が大きな社会問題として取り上げられており、その根絶が強く求められています。

本市では、これまで、関係機関と連携して、街頭での交通安全運動や交通安全教室を開催して、市民の交通安全意識の喚起を促すとともに、交通安全施設の整備・歩道の整備等を進めてきました。

■施策の課題

交通事故の発生防止のため、家庭、地域、職域での交通安全教育の実践をはじめ交通安全キャンペーンの継続実施が必要です。

また、交通安全施設については、危険箇所の点検とともに、ガードレール、カーブミラー、信号機などの必要な施設整備や、住宅街の中の通り等歩道の設置が難しい箇所については、これらの道路での交通安全の確保が今後の課題となっています。

■施策の目的

啓発活動の推進により、市民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、地域との連携を図り、交通安全施設の整備による事故のない環境の確保を図ります。

■施策の内容

(1) 交通安全運動の推進

関係機関との連携により、各種交通安全運動による街頭啓発活動を推進します。

また、高齢者や子どもを対象にした各種交通安全教室による交通安全思想普及の啓発活動を行います。

○主な取組み

- ・交通安全思想の啓発活動

(2) 道路交通環境の整備

安全で快適な道路環境を維持するため、道路パトロールを強化し、不良箇所及び危険箇所の早期発見に努め、道路標識、道路照明灯、防護柵等を計画的に整備し、危険防止に努めます。

また、交通規制等については、関係機関と連携を図り、交通の安全性と円滑化の向上に努めます。

○主な取組み

- ・交通安全施設の整備
- ・交通安全施設の適正な維持管理

(3) 放置自転車対策の推進

駅周辺の放置自転車対策を進めます。

○主な取組み

- ・放置自転車対策

(4) 交通事故被害者の救済

埼玉県市町村総合事務組合が運営する市町村交通災害共済制度への加入促進を図り、交通事故被害者の救済に努めます。

○主な取組み

- ・市町村交通災害共済制度への加入促進

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (中間目標値)	平成 34 年度 (目標値)	備 考
交通事故発生件数(交通事故統計資料:人身事故件数)	件	875(H22 値) ※H23 数値 6 月以降確定予定	788	744	
道路照明灯の設置基数	基	2,349	2,409	2,465	
道路反射鏡設置基数	基	3,912	4,008	4,223	
交通傷害保険加入件数	件	16,954	31,116	30,584	

■協働の指針

- ・交通安全に対する意識を持ち、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践します。
- ・地域の連帯意識を高め、交通事故を抑制する機能を高めます。

大綱6 地域の産業が元気で、多彩な企業が集積する豊かなまち ～産業・経済～

1 農業の振興

■施策の現状

農業産出額は、長引く経済不況の影響等による農産物価格の低下などにより減少傾向にあります。一方、最近の消費者の農産物や食料品に対するニーズは、安全・安心はもちろんのこと、低価格志向、良食味、新鮮さ、機能性などますます多様化しており、それらに的確に対応することが求められています。

さらに、生産者側の状況では、担い手の減少と高齢化、農用地利用の低下や耕作放棄地の増加、飼料用穀物の高騰など極めて厳しい状況にあります。加えて、重要農産物の貿易交渉の動向によってはわが国の農業に打撃的な影響が与えられることが予測されています。

本市では、米、野菜、いちご、なし及び花き等を生産する都市近郊型農業が進められていますが、これまで伝統的基幹産業である農業の発展を目指し、農業生産基盤の整備、担い手の育成をはじめ、多様な農業振興施策を関係機関・団体と一体となって推進し、振興作物のブランド化を進めるなど着実に成果をあげてきました。

■施策の課題

地域農業の中心となる意欲ある担い手が効率的かつ安定的な農業経営を展開するためには、生産性を高めるための農業生産基盤の整備が必要となっています。

また、地域の特色を生かしながら、良質なものをつくり、付加価値を付けて販売していくことを基本に、安全・安心で、消費者から選ばれる、品質が優れた農畜産物づくりを推進するとともに、それを支える意欲ある農業者等の経営強化を図っていく必要があります。さらには、次代の担い手となる新規就農者の確保・育成にも取り組んでいく必要があります。

経済成長に伴う温室効果ガスの排出等により、地球温暖化、異常気象といった様々な問題が生じており、こうした地球的課題に対応し、環境に配慮した持続可能な経済社会への転換が求められています。このため、環境保全型農業への取り組みを一層進めていく必要があります。

さらに、地域の特性を生かした農畜産物の生産はもとより、豊かな地域資源を活用した特色ある農産加工や直接販売等の新しい取り組みや、農村と都市との交流、快適な農村環境づくりを進めていく必要があります。

■施策の目的

消費者が求める安全・安心で品質が優れた農畜産物づくりを進めることによって、地産地消、地産外商の取り組みを進め、農業者の所得が確保され、意欲を持って経営に取り組める競争力のある農業の実現に向け、多面的な農業振興施策を総合的に推進するとともに、持続可能な農業生産を目指します。

■施策の内容

(1) 基盤整備と農業振興地域の整備・推進

生産性の高い農業を確立するため、地域の実情に応じた農業振興地域制度、農地制度の適正な運用と土地改良事業の推進、優良農地の保全を図ります。

○主な取組み

- ・適正な農地制度の運用
- ・農業生産基盤の整備

(2) 多様な担い手の確保・育成

農業従事者が安心して農業を継続できるよう、担い手や後継者の育成、生産者団体の育成や農業ボランティア等の育成を図るとともに、農地の利用集積による有効利用を促進します。

また、農業生産の多くを女性が担っている現状を認識・評価し、女性の農業経営への参画を促進します。

○主な取組み

- ・担い手・後継者・生産者団体等の育成
- ・農地の有効利用の促進

(3) 地域特産物の振興と開発

本市の特性である都市近郊型農業の育成を図るとともに、久喜ブランドとして地域農産物を使用した特産品の開発促進を進めます。

○主な取組み

- ・都市近郊型農業の促進
- ・久喜ブランドの開発

(4) 流通体制の充実と地産地消、地産外商の促進

市内で生産された農産物の消費拡大と地域内流通を高めるために流通体制の充実を図り地産地消、地産外商の推進に努めます。

また、農業と第2次産業、第3次産業と結びついた第6次産業³⁶の推進を図ります。

○主な取組み

- ・地産地消、地産外商の推進
- ・第6次産業の推進

³⁶第6次産業：農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す造語。また、このような経営の多角化を6次産業化と呼ぶ。

(5) 都市と農村との交流

市民の農業への関心と理解を深めるため、市民農園を活用した講座等の開催、農園利用者による自主事業促進等により、農業者と都市住民の交流促進をはじめ観光農業の推進に努めます。

○主な取組み

- ・各種講座等の充実
- ・観光農業の推進

(6) 環境に配慮した農業の促進

安全・安心な農産物提供という消費者ニーズに的確に対応するため、有機栽培や減農薬減化学肥料栽培等の環境保全型農業を推進します。

○主な取組み

- ・環境保全型農業の推進

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (中間目標値)	平成 34 年度 (目標値)	備 考
農業経営法人数	法人	3	6	9	
認定農業者数	人	139	146	151	

■協働の指針

- ・農業に対する理解を深めるように努めます。
- ・生産者は、自ら生産基盤を強化し、安全で安心な農産物の生産に努めるとともに、消費者との積極的な交流に努めます。

2 工業の振興

■施策の現状

企業誘致は、地域経済の活性化と雇用の場の確保を図るうえで有効な手段であり、より一層推進していく必要がありますが、国内外では工場の再編統合や海外への生産拠点の移設など、製造業系企業の誘致環境は厳しさを増しています。

一方、国の「新成長戦略」における「環境・エネルギー分野」をはじめとする成長産業分野の開拓など、企業誘致に大きな変化をもたらす動きもでてきています。

また、東日本大震災を契機として、電力の供給不安定による操業環境の悪化や地震に対するリスク分散の検討が加速化するなど、企業の立地は大幅な変革期に直面しています。

本市では、既存の久喜菖蒲工業団地、清久工業団地、鷺宮産業団地及び菖蒲北部地区のほか、埼玉県田園都市産業ゾーン基本方針を踏まえ、新たな産業拠点として菖蒲南部産業団地・清久工業団地周辺地区の形成を進めています。また、産業拠点である工業団地への企業立地の促進を図るため、企業誘致条例を制定し、進出企業の支援を行っています。

■施策の課題

このような状況の中、今後の成長が期待されている環境・エネルギー・健康分野などの次世代産業関連企業や、雇用効果の高い企業を市内に集積していくためには、他の地方自治体との誘致競争に勝ち抜き、優良企業の誘致を目指していくことが必要です。

従って、流通・工業団地整備の可能性が高い、東北道の久喜インターチェンジ、東北道と圏央道を結ぶ久喜白岡ジャンクション、圏央道の白岡菖蒲インターチェンジの立地特性を生かして、次世代産業関連企業や雇用効果の高い企業の立地に向け、積極的に企業誘致活動を展開するとともに、市内に立地する企業が安定的な操業ができるようにフォローアップ活動に努める必要があります。

■施策の目的

市内の企業が持つ資源や、地域の資源・特性を生かしながら、既存技術の高度化、新たな技術開発、付加価値の高い商品の開発、販路開拓を支援するとともに、21世紀をリードする重点産業関連企業や雇用効果の高い企業が市内に立地・集積し、多様な就業の場が創出され地域経済が活性化するように努めます。

■施策の内容

(1) 企業の体質強化の促進

県や商工会との連携のもと、経営相談・指導や経営診断等の経営基盤強化を促進するとともに、従来の融資制度の充実、国・県の融資制度や支援機関などの情報提供に努めます。

- 主な取組み
- ・経営基盤強化の促進
 - ・融資制度の充実
 - ・支援機関等の情報提供の推進

(2) 企業誘致の積極的推進

地域経済の活性化や雇用促進を図るため、優良企業の誘致を推進するとともに、久喜市企業誘致条例に基づき、進出企業への優遇助成制度の充実を図ります。

- 主な取組み
- ・優良企業の誘致の促進
 - ・進出企業への優遇助成制度の充実

(3) 新産業創出等への誘導

市内製造品を活用できる企業やリサイクル産業、物流などにおいて地域の産業との関わりや波及効果のある業種の立地誘導を検討します。

- 主な取組み
- ・各種成長産業の育成

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (中間目標値)	平成 34 年度 (目標値)	備 考
企業誘致奨励金を交付した企業数	企業	4	13	14	
年間製造品出荷額	万円	43,905,693	44,213,000	44,432,000	現状値は平成 22 年工業統計調査
市内事業所の数	社	278	291	297	現状値は平成 22 年工業統計調査

■協働の指針

- ・企業活動に理解を深め、地域における共存に努めます。
- ・起業化、新産業創出に取り組みます。
- ・健全な経営に努めます。
- ・環境に配慮して事業に努めます。

3 商業の振興

■施策の現状

近年の市場環境は、人口減少等による国内市場の縮小がもたらす売上減少、消費者志向の変化、流通の多様化、安価な海外品の流入や取引のグローバル化など激しい競争環境にあります。

市内には、久喜駅、栗橋駅及び鷲宮駅等を中心とした既存商業地域及び幹線道路沿いに多くの大規模商業施設の出店が進められ、市の顔として地域活性化に寄与しています。

市内各駅を中心とした市街地を活性化し、商店街の魅力を高めるため、商店街が取り組む各種事業に対し支援を行っています。

■施策の課題

市場で消費者に選ばれる商品を開発・販売するため、市場の動向を把握、分析し、事業者、生産者に結果を還元しながら、自立する商業を育成する必要があります。

また、牽引役となる商品のブランド化と情報発信、今後、伸長が期待できるインターネット取引や共同購入、カタログ販売に代表される非店舗での販売など、厳しさを増している商業環境を克服して、商工会との連携のもと、商店個々の経営の近代化、サービスの向上等を促進していく必要があります。

■施策の目的

販路が市内を中心に拡大し、売上げ増につながるよう、賑わいと活力あふれるまちづくりの一環として、商工会との連携のもと、魅力ある商業環境づくりを進めます。

■施策の内容

(1) 魅力ある商店街づくり

商業の振興を図るため、商工会と連携するとともに、中小企業者の経営の近代化・安定を促進するため、融資制度の充実に取り組みます。

また、地域の顔であり、生活に密着した魅力ある商店街づくりのために、商店街が取り組む各種事業を積極的に支援します。

○主な取組み

- ・商工会との連携強化
- ・中小企業経営の近代化・安定化の促進
- ・地域の商店街への支援

(2) 商店街の活性化

市内各駅周辺地域については、魅力的で利便性の高い商業拠点を形成するために、大型商業施設と個店・商店街の調和を図り、中心市街地における回遊性向上の実現に向けた取り組みを検討します。

○主な取り組み

- ・既存商店街と大型商業施設との新たな連携による取り組みの促進

(3) 農業・商業・観光の連携

地元農産物や観光資源を活用した商品開発、特産品の販売など、農業・商業連携の取り組みを促進します。

○主な取り組み

- ・他分野との連携による取り組みの促進

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (中間目標値)	平成 34 年度 (目標値)	備 考
商工会加盟商店数	数	2,670	⇒	⇒	
小売商業の年間商品 販売額	百万 円	13,676,947	15,044,000	15,728,000	現状値は平成 19 年商業 統計調査
制度融資件数	件	0	5	7	

■協働の指針

- ・市内での消費に努めます。
- ・企業活動に理解を深め、地域における共存に努めます。
- ・健全な経営に努めます。

4 観光の振興

■施策の現状

近年、国の観光立国推進基本計画の策定など、観光立国の実現による産業及び地域の活性化が期待されています。

本市は豊かな自然に恵まれ、提燈祭り、土師祭、ブルーフェスティバルなどの催しや甘棠院、栗橋関所跡、静御前の墓、鷲宮神社など貴重な歴史遺産を多数有し、特産品なども多く産するまちです。また、アニメなどの地域おこしとしてのサブカルチャー³⁷においても有名で、これまでもこうした観光・交流資源を活用し、観光協会や商工会とも連携して観光振興に取り組んできました。

さらに、合併後は観光マップの統合や観光ウォーキングマップの作成等、新市の一体的なPRの整備に取り組みました。

■施策の課題

新たな観光ニーズを的確に判断し、「選ばれるまち」の実現を目指していく必要があります。

このため、花、祭りやサブカルチャー等の特徴ある地域資源を生かし、自然志向・健康志向の高まりやいやしを求めるニーズの増大、既存の観光・交流資源の整備充実が求められています。

また、既存の観光資源のネットワーク化や新たな観光資源の掘り起こしをはじめ、おもてなしの気持ちの充実した観光、通年型の観光地づくり、交流人口の増加に向けた多面的な取り組みを市、観光協会、商工会が一体となって進めていく必要があります。

さらに、近年、多くの観光客が映画やドラマのロケ地を訪れるケースが増えており、商工会等が実施するロケーションサービス事業³⁸をサポートし、円滑に撮影できる環境を提供することに努め、さらなる撮影地の誘致に取り組む必要があります。

■施策の目的

本市の歴史や風土、文化等各種観光資源が評価され、目的を持って本市を訪れる人が増え、交流人口の増加と地域活性化に資するとともに、国際化や健康志向、レクリエーションニーズに即す多面的な取り組みを推進します。

また、市内で数多くのドラマや映画の撮影等が行われており、商工会等と連携し全国や海外に情報発信されるように努めます。

³⁷サブカルチャー：主流文化に対し、一部の集団（一例として若者）だけを担い手とする独特の文化である。副次文化ないし下位文化とも訳される。

³⁸ロケーションサービス事業：映画やドラマなどの撮影をスムーズに進めるため、ロケ地に関する様々な情報の提供や公共施設の使用などを支援する窓口として、映像を通して多彩な情報や魅力を発信し、広くPRするとともに、市民の方々に映像への関心をもっていただき、映像制作の皆様が撮影しやすい環境を提供することを目指している。

■施策の内容

(1) 観光資源の発掘・活用

観光協会、商工会、商店街やコミュニティ団体等と協働し、花の観光資源の整備や保全、イベントの企画、支援を行います。

また、地域の人に愛される、観光資源の発掘・活用に努めます。

○主な取組み

- ・既存観光資源を活用したイベントの開催
- ・各種団体等との連携によるイベントの促進

(2) PR活動の強化

市や観光関係団体のホームページの更新や充実を進めるとともに、外国や市内在住の外国人にも、本市の観光をわかりやすく発信し、観光PRの国際化を図ります。

また、都市のブランド力を高め、地域の活性化を図るための「フィルムコミッション³⁹」の推進に努めます。

○主な取組み

- ・観光関係団体等との連携強化
- ・観光の情報提供
- ・フィルムコミッションの推進

(3) 観光案内や特産品PRの充実

本市を訪れた方が満足頂けるように、案内板や標識の充実や観光ボランティアガイドの育成支援を行います。

また、市外のイベントに参加し、本市の特産品のPRや販売を関係団体と連携を図り実施します。

○主な取組み

- ・観光関連マップの充実
- ・観光ボランティアガイドの育成支援
- ・あらゆる場面に応じた本市のPR方法の推進

³⁹フィルムコミッション：映画等の撮影場所誘致や撮影支援をする公的機関で、映画撮影などを誘致することによって地域活性化、文化振興、観光振興を図るのが狙い。

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (中間目標値)	平成 34 年度 (目標値)	備 考
観光イベント来場者数	人	990,000	1,000,000	1,000,000	
観光ホームページアクセス件数	件	41,747	50,000	55,000	

■協働の指針

- ・もてなしの心の醸成に努めます。
- ・一人ひとりが本市の自然や文化など観光資源を理解し、広くPRをしていきます。
- ・観光資源の保全や観光客への案内等、観光による市の活性化に協力します。

5 勤労者福祉と就業支援の充実

■施策の現状

近年の原材料の値上がりや円高不況により、経営環境・消費動向の悪化が進むとともに、労働力人口の減少、高齢化の進展など、地方における雇用環境は非常に厳しい状況にあります。

また、若年層の正社員比率は低下傾向が続いており、約3分の1が非正規雇用となっているといわれています。若年層の正社員化を推進するためには、きめ細やかな相談対応が求められることから、広報と相談機能の強化を図っていく必要があります。さらに、若年層については、就職後の離職率の高さも課題となっており、キャリア教育⁴⁰や就職後のアフターフォロー対策を強化する必要があります。

そして、正社員雇用の受け皿を確保するためには、積極的に企業立地を推進する必要があります。

本市では、国と市が共同で、久喜市ふるさとハローワークを設置し、各種雇用相談や情報提供を行い、市内求職者に対する支援を図っています。

■施策の課題

円高や長期にわたる景気の低迷が産業に影響を及ぼしており、企業の海外移転も加速するなど雇用機会の充足が求められています。

このため、各種産業振興施策を一体的に推進し、既存事業所の支援などにより雇用の場の充足に努めるとともに、関係機関との連携のもと、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。

また、すべての勤労者が豊かに暮らすことができるよう、労働環境の充実等を働きかけていくとともに、勤労者福祉の充実を図ることが求められています。

■施策の目的

市内における雇用機会の確保及び雇用の促進、勤労者福祉の充実に努めて、健康で快適に就業できる環境づくりに取り組みます。

■施策の内容

(1) 雇用機会の確保と地元就職の促進

春日部地域雇用対策協議会による地域合同就職面接会を通じて、地元雇用の促進を支援するとともに、ハローワーク春日部、久喜市ふるさとハローワークなどの関係機関と連携し、さまざまな求職者に対応した就労支援に努めます。

また、高齢者や障がいのある人の雇用機会を増やすために、各種制度の普及、促進などの啓発に努めます。

⁴⁰キャリア教育：キャリア（経験）を生かして、現在や将来を見据えることなどを主眼として行われる教育のこと。

- 主な取組み
- ・関係機関との連携強化
 - ・地元雇用の促進
 - ・各種制度の普及

(2) 勤労者福祉の充実

すべての勤労者が豊かに暮らすことができるよう、勤労者施設等の充実に努め、健康の増進や余暇活動の促進を図ります。

また、勤労者のための住宅資金貸付制度の充実に努めるとともに、勤労者施策に係る情報提供に努めます。

- 主な取組み
- ・勤労者施設等の充実
 - ・勤労者施策の充実
 - ・勤労者施策の情報提供

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (中間目標値)	平成 34 年度 (目標値)	備 考
就業者数	人	75,036	73,160	71,280	現状値は平成 22 年国勢調査
市内就職決定率	%	64.2	⇒	⇒	雇用相談における市内就職率
雇用相談利用者数	人	14,023	⇒	⇒	久喜市ふるさとハローワークでの相談者数

■協働の指針

- ・ハローワークなどの研修等に参加し、職業能力の向上に努めます。
- ・安定した雇用機会の創出と高齢者層や障がい者、女性等の積極的な雇用を行います。

6 消費生活の充実

■施策の現状

近年の消費者取引に係る苦情相談の年齢別割合は、全国的には、60歳以上の高齢者の割合が顕著に増加しており、また、20歳代の若年層の割合も大きくなっています。

また、ICTの進展に伴うインターネットによる詐欺、高齢者などを狙った振り込め詐欺や家屋の点検・リフォーム商法等が増加しており、その内容も多様化・複雑化するなど消費生活を取りまく社会環境は大きく変化しています。

本市では、消費者の相談に速やかに対応できるよう、回数と場所の拡大など消費生活相談の充実を図り、さらには、広報紙等を通じた情報提供などにより、消費者保護対策を推進しています。

■施策の課題

消費者の安全の確保、適切な商品選択の支援、必要な情報の確保、被害の救済などが受けられるように努め、「消費者の保護」とともに、「自立する消費者づくり」を目指す必要があります。

■施策の目的

消費生活相談の実施や消費者保護に関する啓発活動を推進するとともに、消費生活関係団体の活動支援を進め、自立する消費者の育成に努めます。

■施策の内容

(1) 自立する消費者の育成・支援

悪質商法や詐欺の手口、または商品事故に関する情報を定期的に広報でお知らせするとともに、チラシ等を発行し、市民の注意喚起を図ります。

また、消費生活講座を開催して、最近の相談事例を交えながら、消費者の自立や知識の習得を図ります。

○主な取組み

- ・ 情報提供による注意喚起
- ・ 消費生活講座の充実

(2) 消費生活相談の充実

複雑、かつ多様化する消費者トラブルに対応するため、消費生活相談の充実に努めます。

○主な取組み

- ・ 消費生活相談の充実

(3) 消費者団体の育成・支援

自立したかきこい消費者の育成を図るため、消費者団体の活動を支援します。

- 主な取組み
・消費者団体への活動支援

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (中間目標値)	平成 34 年度 (目標値)	備 考
消費者相談件数	件	431	475	505	
消費生活講座受講者数	人	30	50	60	2回開催

■協働の指針

- ・常に消費生活情報などに注意し、確かな知識や判断力を養うように努めます。
- ・行政に対して、実態の情報を報告します。
- ・責任ある商品やサービスを提供します。
- ・適正な表示及び取引方法を実施します。

大綱7 行財政を見直し、改革を進めるまち

～行財政～

1 行政改革の推進

■施策の現状

地方分権が進展していく中、地方自治体は「自己決定と自己責任」のもと、権限と責任を拡大する取り組みが進められ、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを推進していくことが求められています。

地方分権時代に的確に対応するために、簡素で効率的な行政運営の実現を図るとともに、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに適切かつ柔軟に対応し、質の高い行政サービスを提供する必要があります。

これまでも簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指して、行政改革を推進し、事務事業全般にわたる見直しや職員の人材育成、市民サービスの向上などに努めてきました。

■施策の課題

地方自治体を取り巻く社会環境は、少子高齢化の進展、環境問題、ICTの発達などに伴う、人々の価値観やライフスタイルの多様化により大きく変化しています。

このような状況の中、地方自治体は、自主性・自立性をさらに高め、将来を見据えた堅実で持続可能な自治体経営を進めていくため、財政基盤の強化を図りながら、時代を捉えた行政サービスを提供していくことが必要となります。

■施策の目的

市民とともに歩む持続的な自治体経営を進めていくため、市民の視点に立ったより質の高い行政サービスの提供ができる市政の実現を目指した行政改革を推進します。

■施策の内容

(1) 変化に対応した行政運営

行政の関与の妥当性、事業の効率化など総合的な観点から精査し、市が真に担うべき事業を選択し、限られた財源をこれらに集中していく、事務事業の見直しに取り組みます。

また、変化に対応した組織・機構の再編を適宜行います。

さらに、定員適正化計画に基づく職員定員の管理及び給与の適正化を図ります。

○主な取り組み

・スクラップ・アンド・ビルド⁴¹

⁴¹スクラップ・アンド・ビルド：予算や組織（ポスト）、事業の新設を行う場合、肥大化を防ぐために多くの場合は既存の予算や組織、事業を廃止する。これをスクラップアンドビルド方式と呼ぶ。

- ・効率的な組織機構の構築
- ・定員適正化計画の推進
- ・給与等の適正化

(2) 行政評価の推進

市民の視点に立った簡素で効率的な行政運営を推進するため、行政改革の実施項目に限らず、関連する施策や事務事業について客観的に評価を行う行政評価システムを進めます。

○主な取組み

- ・行政評価システムの活用

(3) 人材育成の推進

人材育成基本方針に基づき、職場環境の充実やプロ意識の啓発、職員研修の充実等を進めるとともに、業績と能力に基づく新たな人事評価制度を導入するなど、地方分権時代の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。

さらに、1市3町の合併により職員数が増加をするとともに、これまで、それぞれの市町で行ってきた特色のあるまちづくりを、新市として職員が一丸となって行政運営に取り組んでいく必要があることから、職員の一体感を醸成させるような職員研修を推進します。

○主な取組み

- ・職員の資質向上
- ・意識改革の促進
- ・職員研修の充実
- ・人事評価制度の導入

(4) 電子市役所の推進

情報化の指針を定める情報化推進計画に基づき、電子市役所を推進するため、情報システムの活用により、事務の電子化を一層推進し、併せて行政サービスのオンライン化、事務処理の見直しを行い、行政の簡素化・効率化や市民サービスの向上を図ります。

また、ICTの進展に伴う新たな脅威から情報資産を保護するため、セキュリティ対策のさらなる強化を図ります。

○主な取組み

- ・情報化推進計画の推進
- ・行政の簡素化・効率化
- ・情報セキュリティ対策の強化

(5) 窓口サービスの向上

申請や届出などに関する事務処理の効率化や窓口の充実などを図り、窓口サ

ービスの向上に努めるとともに、総合窓口エリア（ワンストップサービス⁴²）の充実に努めます。

○主な取組み

- ・日曜開庁の推進
- ・総合窓口エリア（ワンストップサービス）の充実

（6）公共施設の見直し

既存の公共施設の配置や各施設が担う役割等を考慮しながら、市民サービスの維持・向上に配慮しつつ、指定管理者制度の導入を軸に公共施設の統廃合も含めた見直しの検討を行います。

○主な取組み

- ・指定管理者制度の活用
- ・重複した公共施設等の適正配置

（7）公有財産の有効活用

土地等の公有財産については、計画的かつ効率的な利用を推進します。

○主な取組み

- ・土地等の公有財産の計画的な利活用

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 （現状値）	平成 29 年度 （中間目標値）	平成 34 年度 （目標値）	備 考
市職員数	人	975			
行政改革実施計画の達成率	%	-	100.0	100.0	行政改革大綱の計画期間は、平成 24 年度から平成 28 年度までの5か年
施策評価の成果指標の達成率	%	-		100.0	

■協働の指針

- ・市の行財政改革への関心を持ち、その推移を見守ります。
- ・団体運営について、自立した運営に努めます。

⁴²ワンストップサービス：一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。特に、様々な行政手続きを一度に行える「ワンストップ行政サービス」のことを指す場合が多い。

2 健全な財政運営の確立

■ 施策の現状

本格的な地方分権時代は、自治体に対して、市民の参画・協働を進めながら自らの進むべき方向を自らが決定し、市民生活の向上に役立つ具体的な施策を実行していくことができる経営能力を強く求めています。

1市3町の合併に伴い、国からの財政支援や、人件費・事務経費等の歳出削減の効果が表れていますが、様々な財政指標から判断すると、未だ厳しい財政状況にあります。

国からの財政支援措置の中のひとつである、合併前の普通交付税の水準が全て保障される期間の経過後（平成27年度から）は、さらに、厳しい財政状況になることが予想されることから、歳出における一層の効率化、歳入における財源の確保に努めています。

■ 施策の課題

社会の成熟化に伴い、行政に対するニーズは多様化・高度化しています。また、長期にわたる景気の低迷により、国及び地方の財政状況は窮迫しており、厳しい財政運営を迫られることが見込まれることから、これらに適切に対応していくことが必要です。

■ 施策の目的

市民の信頼感と安心感を確保するため、財政運営の効率化を進め、財政の健全化・安定化に努めます。

■ 施策の内容

（1）健全な財政基盤の確保

安定した財政運営のため、事務・事業の改善を図るなどにより、新たな自主財源確保に努めます。

さらに、受益と負担のあり方について見直し、その適正化に努めます。

加えて、一定程度の財政調整基金⁴³残高の確保に努めます。

また、市税収入の安定的な確保に努めます。

○ 主な取組み

- ・ 自主財源の確保
- ・ 受益者負担の適正化
- ・ 財政調整基金の確保
- ・ 市税収入の安定的な確保

⁴³財政調整基金：市の貯金のようなもので、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てておく資金。

(2) 効率的・効果的な財政運営の推進

行政改革を推進するとともに、予算編成方法の改善と予算編成過程をわかりやすく公表します。

また、新たな市民ニーズに応えるため、行政評価を活用して事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを進め、行政評価と予算編成との連携を図ります。

さらに、民間委託の推進とともに、既存委託内容の見直しを図ります。

○主な取組み

- ・行政評価と予算編成との連携強化
- ・民間委託の推進

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成23年度 (現状値)	平成29年度 (中間目標値)	平成34年度 (目標値)	備考
経常収支比率 ⁴⁴	%	88.9(H22値) ※H23数値9月以降確定予定	87.7以下	埼玉県内市 平均以下	
公債費負担比率 ⁴⁵	%	14.6(H22値) ※H23数値9月以降確定予定	12.7以下	埼玉県内市 平均値以下	
実質公債費比率 ⁴⁶	%	11.4(H22値) ※H23数値9月以降確定予定	7.9以下	埼玉県内市 平均値以下	
市税の滞納額	百万円	1,461(H22値) ※H23数値6月以降確定予定	1,305以下	1,175以下	
年度末財政調整基金 残高	億円 (%)	29(9.7)(H22値) ※H23数値9月以降確定予定	標準財政規模の10%以上	標準財政規模の10%以上	

■協働の指針

- ・市の財政への関心を持ちます。
- ・納税者の義務を果たします。
- ・団体運営について、補助金等を財源としている運営を見直し、自立運営に努めます。

⁴⁴経常収支比率：財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、市税や地方交付税などの経常的な一般財源収入がどのくらい使われているのかを表す比率。率が低いほど、財政構造に弾力性がある。

⁴⁵公債費負担比率：地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断するための指標で、公債費に充当された一般財源総額に占める割合を表す比率。

⁴⁶実質公債費比率：平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入された財政指標であり、公債費による財政負担の程度を示すもの。従来の「起債制限比率」に反映されていなかった公営企業（特別会計を含む）の公債費に対する一般会計からの繰出金、一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費を算入している。

3 地方分権・広域行政の推進

■施策の現状

地方自治体を取り巻く環境は、地方分権の進展に伴い、自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政運営を行っていくことが求められています。

また、日常生活圏の拡大とともに人々のライフスタイルや価値観も多様化しており、住民に最も身近な市町村は、自主性・自立性の向上が求められています。

本市においては、これらの行政課題に対処するため、県からの権限移譲の推進を図り、行政サービスの向上に努めるとともに、広域的な推進が求められる行政課題等においては、県や周辺自治体との連携により取り組んでいます。

■施策の課題

多様化する市民ニーズをはじめ、少子高齢化、情報化、国際化などを背景とした行政課題に的確に対応できる柔軟な行政運営体制の確立が求められています。

■施策の目的

市民に信頼され、自主性・自立性をもった行政サービスの向上に努めます。

■施策の内容

(1) 地方分権の推進

市民に身近なサービスが身近なところで行えるよう、権限移譲を積極的に受入れます。

- 主な取組み
- ・権限移譲事務の受入れ

(2) 広域行政の推進

効率的で質の高い行政サービスを提供するため、周辺自治体と連携することにより、一部事務組合等による広域的な取り組みを推進します。

さらに、市民サービスの向上に資するよう、引き続き、周辺自治体と公共施設の相互利用を推進します。

- 主な取組み
- ・関係周辺自治体との連携強化
- ・近隣市町との公共施設の相互利用

(3) シティプロモーション⁴⁷の推進

市の魅力を戦略的に広く発信することにより、市のイメージを向上させ、住んでみたい、訪れてみたいと思われるまちづくりを推進します。

○主な取組み

- ・戦略的な情報発信の推進

■成果指標（みんなで目指す目標値）

成果指標の名称	単位	平成 23 年度 (現状値)	平成 29 年度 (中間目標値)	平成 34 年度 (目標値)	備 考
県からの権限移譲事務 数	事務	82			

■協働の指針

- ・市の取り組みの方向性に関心を持ちます。

⁴⁷シティプロモーション：地方自治体が都市の特色や魅力などを他の自治体や企業などに売りこむことによって、知名度や好感度を上げていくこと。